

第4次大仙市障がい者計画
第7期大仙市障がい福祉計画
第3期大仙市障がい児福祉計画

令和6年度～令和11年度



令和6年3月
大仙市

表紙の作品紹介

作品名 **花火だよ みんな集まれ!**

令和4年度

akipon・大曲支援学校中学部生
(小野崎晶さん)

合同制作 作品

はじめに



大仙市では、平成18年10月に「大仙市障がい者計画」「第1期大仙市障がい福祉計画」を、平成30年3月に「第1期障がい児福祉計画」を策定以来、計画期間ごとに見直しを行い、平成30年3月には「第3次障がい者計画」を、令和2年3月には「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定し、障がいの有無にかかわらず、すべての方々が地域で安心して自立した生活を送ることができる地域社会を目指し、障がい者施策に継続して取り組んでまいりました。

近年、障がいのある人の高齢化や重度化、介護者の高齢化など、地域での生活を継続するための課題が生じてきており、障がいのある人が地域で安心して生活をおくるためには、こうした様々な生活課題に対応する取組が求められております。

今般、従前の計画期間の終了に伴い、このような状況を踏まえながら、今後の障がい者施策の方向性を定めるための新たな指針として「第4次障がい者計画」「第7期障がい福祉計画」「第3期障がい児福祉計画」を策定いたしました。

本計画では、SDGsの基本理念である「誰一人取り残さない」視点を取り入れ、計画の基本理念である「ともに助け合い 支え合い 安心して自立した生活をおくることができるまち」を目指し施策を進めてまいります。

今後、本計画に基づき、関係者の皆様と連携しながら取組を進めてまいりたいと存じますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました大仙市福祉関係計画等審議委員会の委員の皆様をはじめ、大仙市地域自立支援協議会の皆様やアンケート調査など通じ貴重なご意見をいただきました多くの皆様に、心から感謝と御礼を申し上げます。

令和6年3月

大仙市長 老 松 博 行

目次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の背景と趣旨	1
	(1) 計画策定の背景	1
	(2) 計画策定の趣旨	1
	(3) 障がい者施策の変遷	2
2	計画の位置付けと期間	3
	(1) 計画の位置付け	3
	(2) 計画の期間	4
3	計画の対象者	4
4	計画の進行管理	4
	(1) 計画の普及・啓発	4
	(2) 計画の推進体制	4
	(3) 計画の進捗管理と評価	5
	(4) SDGsの理念に沿った計画の推進	5

第2章 計画の基本的な考え方

1	計画の基本理念	6
2	計画の基本目標	6
3	計画の基本方針	7
	(1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援	7
	(2) 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等	7
	(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、 就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備	7
	(4) 地域共生社会の実現に向けた取組	8
	(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援	8
	(6) 障がい福祉人材の確保・定着	8
	(7) 障がい者等の社会参加を支える取組定着	8

(8) 障がい福祉サービスの提供体制の確保	8
(9) 相談支援の提供体制の確保	9
(10) 障がい児支援の提供体制の確保	9

第3章 障がい者等を取り巻く現状

1 大仙市の人口の構成と推移	10
2 障がい者等の状況	11
(1) 身体障がい者	11
(2) 知的障がい者	14
(3) 精神障がい者	16
(4) 難病患者等	18
3 地域資源の状況	20
(1) 障がい福祉サービス等提供事業所	20
(2) 地域生活支援事業提供事業所	20

第4章 施策の体系

1 施策の分野	21
2 施策の体系	23

第5章 施策の展開

施策分野1 障がいに対する理解促進・差別の解消	24
施策分野2 権利擁護の推進等	26
施策分野3 情報の取得利用と意思疎通支援の充実	28
施策分野4 安全・安心な生活環境の整備	30
施策分野5 障がい福祉サービス等の充実	32
施策分野6 保健・医療等の推進	42
施策分野7 障がい児の育成支援・教育の推進	44
施策分野8 雇用・就業、経済的自立の支援	46
施策分野9 生きがいのある生活支援	48

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 計画策定の背景

- ・国においては、平成19（2007）年に、障がい者の権利の実現のための措置などを規定した「障害者の権利に関する条約」（以下本章では「障害者権利条約」という。）に署名して以来、批准に向けた国内法の整備を始めとする取組を進め、平成26（2014）年1月に批准されました。
- ・「障害者権利条約」の批准に向けた国内法整備の一環として、平成23（2011）年「障害者基本法」（昭和45年法律第84号）の改正では、障がい者の定義が見直され「障害者権利条約」が採用する「社会モデル」の考え方や「合理的配慮」の概念が新たに取り入れられました。
- ・国では、この障害者基本法に基づき「障がい者基本計画」を策定し、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の方向性を示しています。

(2) 計画策定の趣旨

- ・本市では、平成18（2006）年に「大仙市障がい者計画」「大仙市障がい福祉計画」を策定し、以降、総合的、計画的に障がい者施策に取り組んできました。
- ・平成30年3月に策定した「第3次大仙市障がい者計画」、令和3年3月に策定した「第6期大仙市障がい福祉計画・第2期大仙市障がい児福祉計画」が令和6年3月末には計画期間が終了することから、障がい者施策を巡る最近の動向や、本市の障がい者等を取り巻く現状、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、今後の障がい者施策の方向性を定めるための新たな指針として「第4次大仙市障がい者計画」「第7期大仙市障がい福祉計画」「第3期大仙市障がい児福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

(3) 障がい者施策の変遷

年表	名称	備考
H19 (2007) 9月	国連「障害者権利条約」に署名	
H23 (2011) 6月	「障害者虐待防止法」公布	H24年10月施行
8月	「改正障害者基本法」公布・施行	
H24 (2012) 4月	「改正児童福祉法」施行	・障がい児通所支援、 障がい児相談支援創設
H24 (2012) 6月	「障害者総合支援法」公布	H25年4月施行
	「障害者優先調達推進法」公布	H25年4月施行
H25 (2013) 6月	「改正障害者雇用促進法」公布	H28年4月施行
	「改正精神保健福祉法」公布	H26年4月施行
	「障害者差別解消法」公布	H28年4月施行
H26 (2014) 1月	「障害者権利条約」批准	H26年2月発効
H28 (2016) 6月	「改正障害者総合支援法」公布	H30年4月施行 ・自立生活援助 就労定着支援 創設
R3 (2021) 6月	「改正障害者差別解消法」公布	R6年4月施行 ・事業者による合理的 配慮の提供の義務化
R4 (2022) 5月	「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」公布・施行	
6月	「改正児童福祉法」公布	R6年4月施行 ・障がい児入所施設の 22歳までの入所継続可 能、児童発達支援の類 型一元化
12月	「障害者総合支援法等一部改正」公布	R6年4月施行 ・地域生活の支援体制 の充実、多様な就労二 ーズに対する支援

2 計画の位置付けと期間

(1) 計画の位置付け

「第4次大仙市障がい者計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づき策定されるもので、市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進していくための計画です。

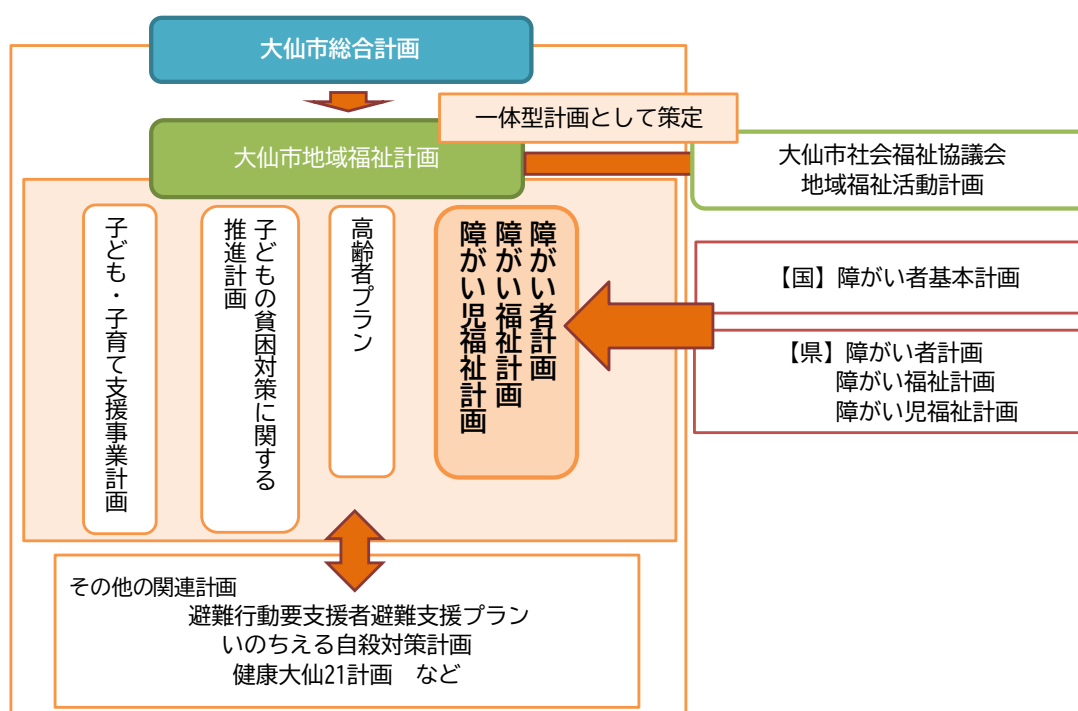
「第7期大仙市障がい福祉計画」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）第88条第1項に基づき、また

「第3期大仙市障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項に基づき、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業のサービスを提供するための基本的な考え方やサービス量確保のための方策等を定める計画です。

本計画はこれら3つの性格を併せ持つ計画として策定します。

なお、本計画の策定にあたっては、上位計画である国の「第5次障がい者基本計画」、県の「第2次障がい者計画」、本市の上位計画である「大仙市第2次総合計画」や福祉関係の上位計画である「大仙市第5次地域福祉計画」とも整合性を図り施策を推進していきます。

計画の位置付け



(2) 計画の期間

本計画の期間については、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間とします。

ただし、計画策定から3年経過時点で必要に応じて見直しを行います。

計画期間

計画期間	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
障害者基本法	第3次障がい者計画			第4次障がい者計画 第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画					
障害者総合支援法	第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画								
児童福祉法									

3 計画の対象者

障害者基本法では、「障害者」とは「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」（以下「障がい者等」という。）と定義されており、本計画の対象者は、市内の障がい者等すべてとします。

また、障がいの有無にかかわらず、すべての市民の方々の計画実現に向けた積極的な取組を期待するものです。

4 計画の進行管理

(1) 計画の普及・啓発

本計画の推進にあたっては、市民の理解が重要であり、本計画を公表し、計画内容の周知を行うほか、関係機関や障がい者団体等と連携し、計画に対する理解が得られるよう働きかけます。

(2) 計画の推進体制

本計画に掲げた施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者等が地域で安心して自立した生活をおくることができるまちづくりを目指していくため、行政機関のほか、当事者団体、福祉サービス事業者、各分野における関係機関等と連携し取組を進めます。

(3) 計画の進捗管理と評価

本計画を着実に実施できるよう、施策の実施状況や数値目標の達成状況を点検・評価し大仙市福祉関係計画等審議委員会や大仙市地域自立支援協議会の意見を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行っていきます。

(4) SDGsの理念に沿った計画の推進

本市は、SDGsの達成に向けて優れた取組を提案した自治体の一つとして、令和4年度「SDGs未来都市」に選定されています。

本計画においても、SDGsの目標達成に資するよう、意識して施策に取り組む必要があります。



SDGsとは、「Sustainable Development Goals」

の略称であり、平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて採択された国際目標です。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指す世界共通の目標であり、令和12（2030）年を達成年限として、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

本計画と関連する達成目標

	目標1：貧困をなくそう
	目標3：すべての人に健康と福祉を
	目標4：質の高い教育をみんなに
	目標8：働きがいも経済成長も
	目標11：住み続けられるまちづくりを
	目標13：気候変動に具体的な対策を

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

「ともに助け合い支え合い安心して自立した生活をおくることができるまち」

本市では、市民と行政がともにまちづくりを推進していくための基本理念を「ともに助け合い支え合い安心して自立した生活をおくることができるまち」と設定します。この基本理念は、第3次大仙市障がい者計画の基本理念を継承したもので、すべての人がお互いの人権を尊重し、ともに助け合い、支え合い、障がい者等が安心して自立した生活をおくることができるようなまちづくりを目指します。

2 計画の基本目標

本計画の基本理念を実現するため、3つの基本目標を設定します。

基本目標1

みんなで支え合うまちづくり

障がいの有無にかかわらず、相互に人格を尊重し支え合うまちを目指します。

基本目標2

安心して暮らせるまちづくり

身近な場所で必要な福祉サービス等の提供が受けられ、災害時の避難体制が整備されているまちを目指します。

基本目標3

自分らしく暮らせるまちづくり

地域で自立した生活ができ、自らのライフスタイルを実現することができるまちを目指します。

3 計画の基本方針

本計画の基本理念、基本目標を実現するため、次の基本方針に基づき、障がい者等が身近な場所において、必要な日常生活又は社会生活を営むための支援が受けられ、社会参加の機会の確保が図られるよう施策を実施していきます。

(1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会実現のため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、その自立と社会参加の実現を図っていきます。

(2) 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等

障がい者等が、障がい種別や居住地域にかかわらず、必要なサービスを受けることができるよう提供体制を確保します。

また、発達障がい及び高次脳機能障がいを有する障がい者並びに難病患者等についても、障がい福祉サービスの活用が促されるよう、給付の対象となる旨の周知を図ります。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、

就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

地域生活を希望する障がい者等が地域での生活を継続できるよう、必要な障がい福祉サービスによる常時の支援体制を確保します。

また、障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能等をもつ地域生活支援拠点等の機能強化を図るとともに、相談支援を中心とした、学校から卒業、就職、親元からの自立等の生活環境の変化に合わせ、継続した支援を実施していきます。

なお、地域生活支援拠点等の機能強化にあたっては、必要なサービスのコーディネート、相談などの支援を行う、大仙市基幹相談支援センター及び各相談支援事業所と連携し、推進を図ります。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域共生社会の実現のため「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を柱として、世代や、介護、障がい、子ども、生活困窮などの分野に関わらず地域住民を広く対象とする、重層的支援体制整備事業（「つながる・ささえる」ネットワーク整備事業）※を推進し、地域における複雑・複合化した支援ニーズに包括的に対応していきます。

※大仙市では、事業名を「つながる・ささえる」ネットワーク整備事業とし実施します。

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児及びその家族のライフステージに沿って、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等を含めた関係者がチームとなって支援を行うことができるよう、関係機関の連携を図り、サービスの適切な利用につなげていきます。

(6) 障がい福祉人材の確保・定着

安定的な障がい福祉サービス等の提供のため、専門性を高めるための研修の実施や多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場の魅力を発信するとともに、職場環境の整備や、ICT・ロボットの導入による事務負担の軽減等に関係者が協力して取り組んでいきます。

(7) 障がい者等の社会参加を支える取組定着

障がい者等の地域社会への参加促進のため、文化芸術活動や健康づくりを推進し、いきいきと健康的に暮らすことができる地域を目指します。

また、障がいの特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等を進めます。

(8) 障がい福祉サービスの提供体制の確保

障がい福祉サービスについては、地域で必要とされる訪問系サービスや、希望する障がい者等に対し日中活動系サービスを保障するとともに、地域における居住の場としてのグループホームの充実を図ります。

また、強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者並びに難病患者に対して、障がい福祉サービスにおいて適切な支援ができるよう、支援体制の整備を進めます。

(9) 相談支援の提供体制の確保

相談支援の中核機関となっている、大仙市基幹相談支援センターにおいて、地域の相談支援事業者の人材育成や、各相談支援事業者への訪問等による専門的な指導、助言等を行い、相談支援体制の充実・強化を図ります。

また、大仙市地域自立支援協議会における個別事例の検討等を通じ、課題を踏まえて、地域における支援体制整備の取組を進めます。

(10) 障がい児支援の提供体制の確保

障がい児については、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図り、障がい児及びその家族に対し、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を提供する体制の確保を図ります。

また、通所によって障がい児を支援する場の充実を図ります。



第3章 障がい者等を取り巻く現状

1 大仙市の人口の構成と推移

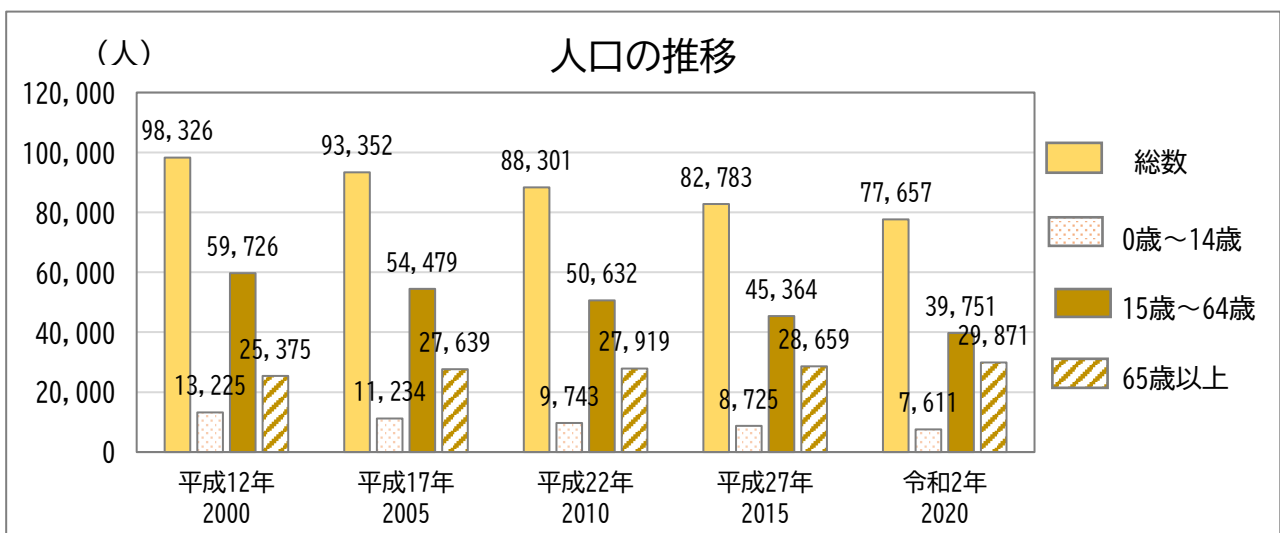
本市の人口動態は、減少傾向を示しています。人口構成は、少子高齢化の進展を示しており、平成12年から令和2年までの年齢別人口及び構成は、0歳から14歳までの年少人口は13,225人（構成率13.5%）から7,611人（構成率9.8%）に、15歳から64歳までの生産年齢人口は59,726人（構成率60.7%）から39,751人（構成率51.2%）に減少。

一方、65歳以上の老年人口は25,375人（構成率25.8%）から29,871人（38.5%）に増加しています。

人口構成と推移

区 分	平成12年 2000	平成17年 2005	平成22年 2010	平成27年 2015	令和2年 2020
総 数 (A)	98,326	93,352	88,301	82,783	77,657
0歳～14歳 (B)	13,225	11,234	9,743	8,725	7,611
15歳～64歳	59,726	54,479	50,632	45,364	39,751
65歳以上 (C)	25,375	27,639	27,919	28,659	29,871
若年者比率(B/A)	13.5	12.0	11.0	10.5	9.8
高齢者比率(C/A)	25.8	29.6	31.6	34.6	38.5

資料：国勢調査



2 障がい者等の状況

(1) 身体障がい者

令和4年度末現在における身体障がい者手帳所持者は、4,103人で平成30年度に比べて576人減少しています。所持者全体としては減少しているものの、児童については、令和4年度に増加に転じ、令和4年度末現在で44人となっています。

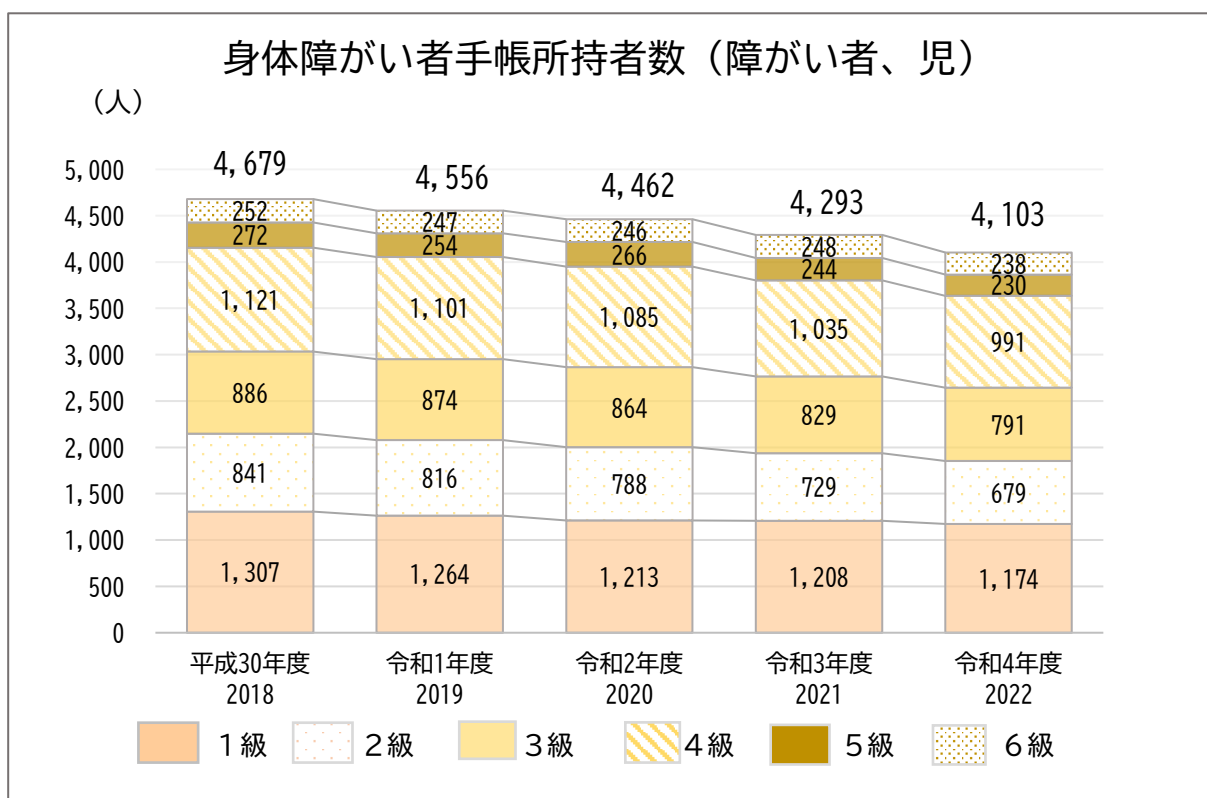
障がい種別では、肢体不自由が2,458人と最も多く、全体の約60パーセントを占めています。次いで内部障がいが1,068人で約26パーセントとなっています。

身体障がい者手帳所持者数

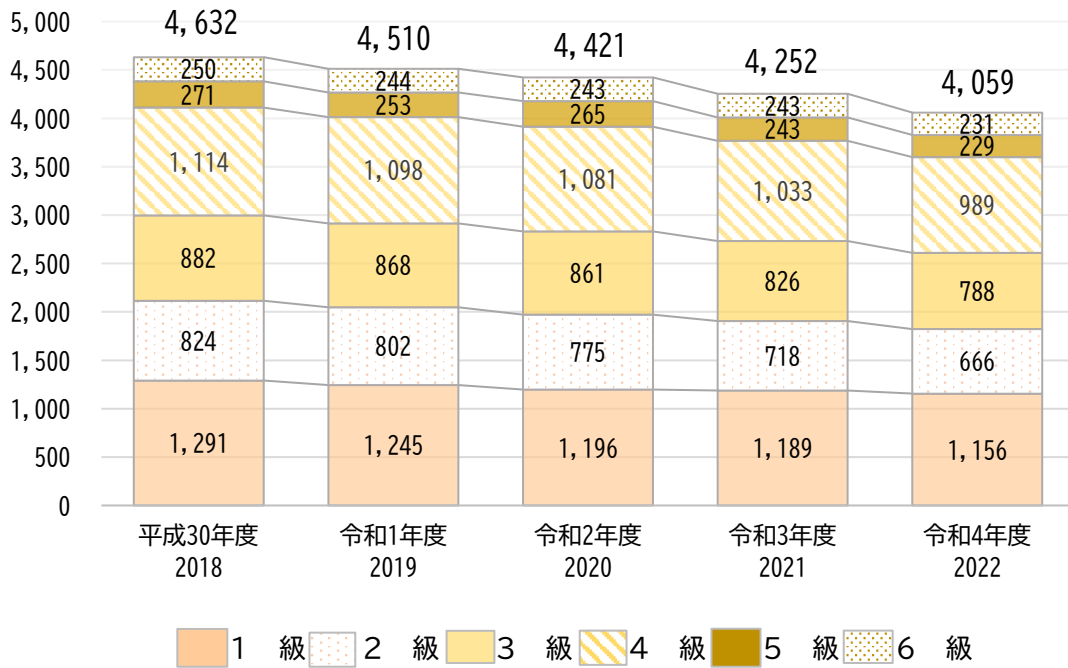
等級／年度	平成30年度 2018	令和1年度 2019	令和2年度 2020	令和3年度 2021	令和4年度 2022
1 級	1,307(16)	1,264(19)	1,213(17)	1,208(19)	1,174(18)
2 級	841(17)	816(14)	788(13)	729(11)	679(13)
3 級	886(4)	874(6)	864(3)	829(3)	791(3)
4 級	1,121(7)	1,101(3)	1,085(4)	1,035(2)	991(2)
5 級	272(1)	254(1)	266(1)	244(1)	230(1)
6 級	252(2)	247(3)	246(3)	248(5)	238(7)
合 計	4,679(47)	4,556(46)	4,462(41)	4,293(41)	4,103(44)

※括弧内の数字は18歳未満の人数

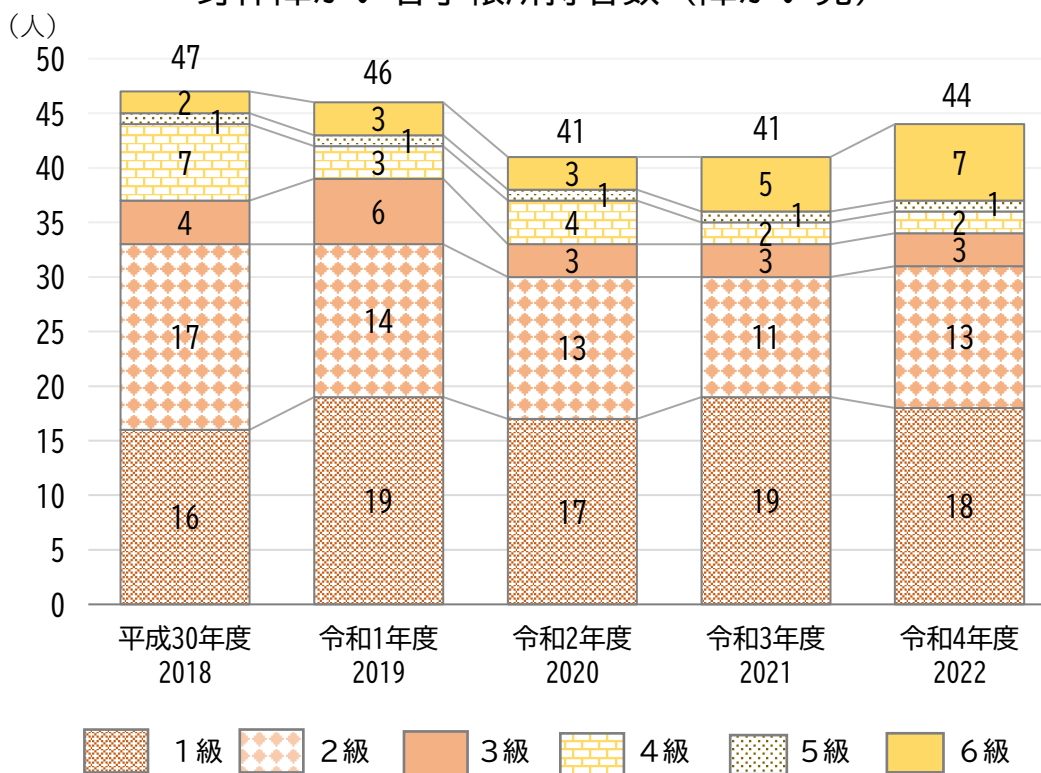
資料：社会福祉課（各年度3月31日現在）



(人) 身体障がい者手帳所持者数（障がい者）



身体障がい者手帳所持者数（障がい児）



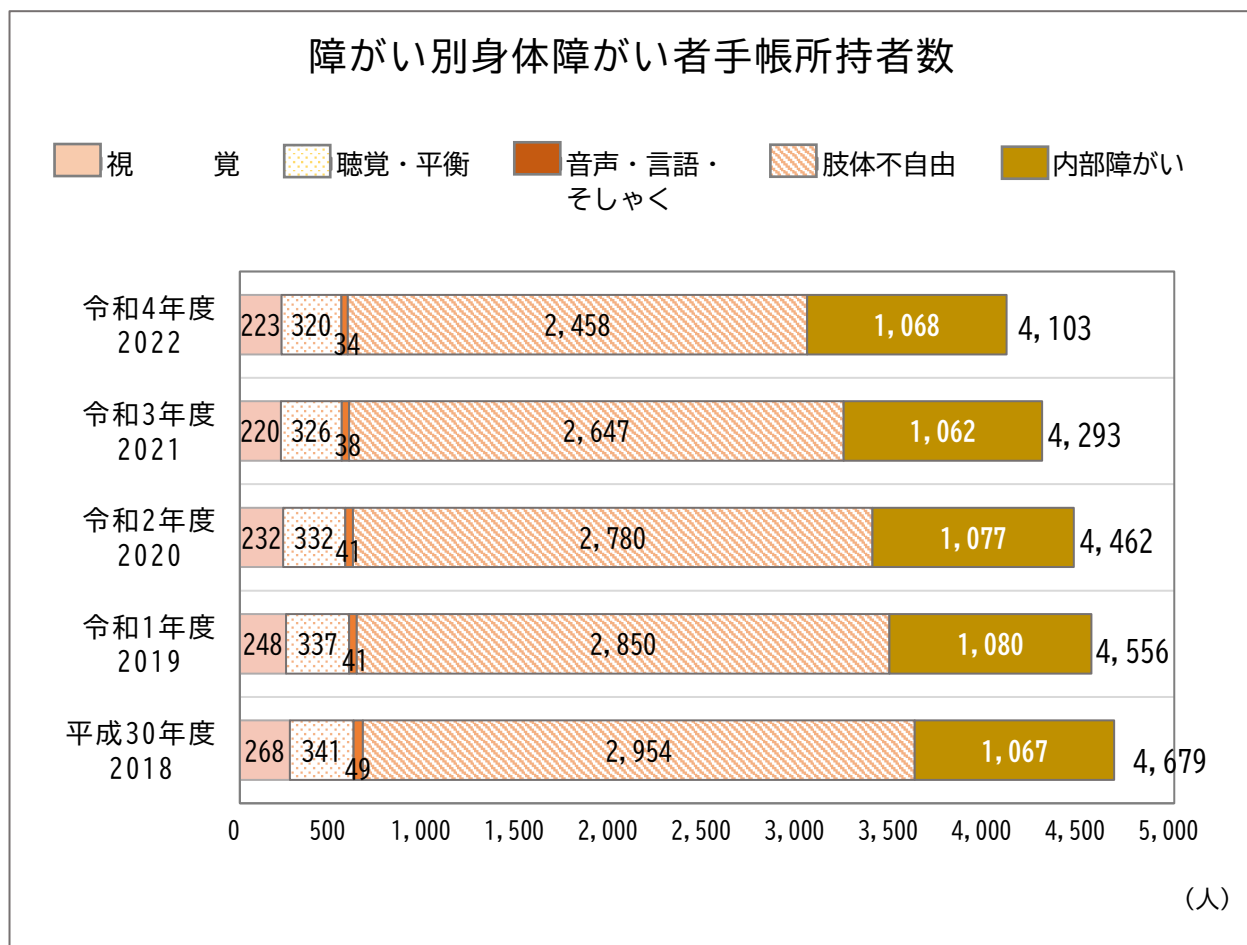
障がい別身体障がい者手帳所持者数

区分/年度	平成30年度 2018	令和1年度 2019	令和2年度 2020	令和3年度 2021	令和4年度 2022
視 覚	268	248	232	220	223
聴覚・平衡	341	337	332	326	320
音声・言語・ そしゃく	49	41	41	38	34
肢体不自由	2,954	2,850	2,780	2,647	2,458
内部障がい	1,067	1,080	1,077	1,062	1,068
計	4,679	4,556	4,462	4,293	4,103

資料：社会福祉課（各年度3月31日現在）

※ 肢体不自由 … 上肢・下肢・体幹

内部障がい … 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓、免疫機能障がい



(2) 知的障がい者

令和4年度末現在における療育手帳所持者は、710人で平成30年度に比べて26人増加しています。

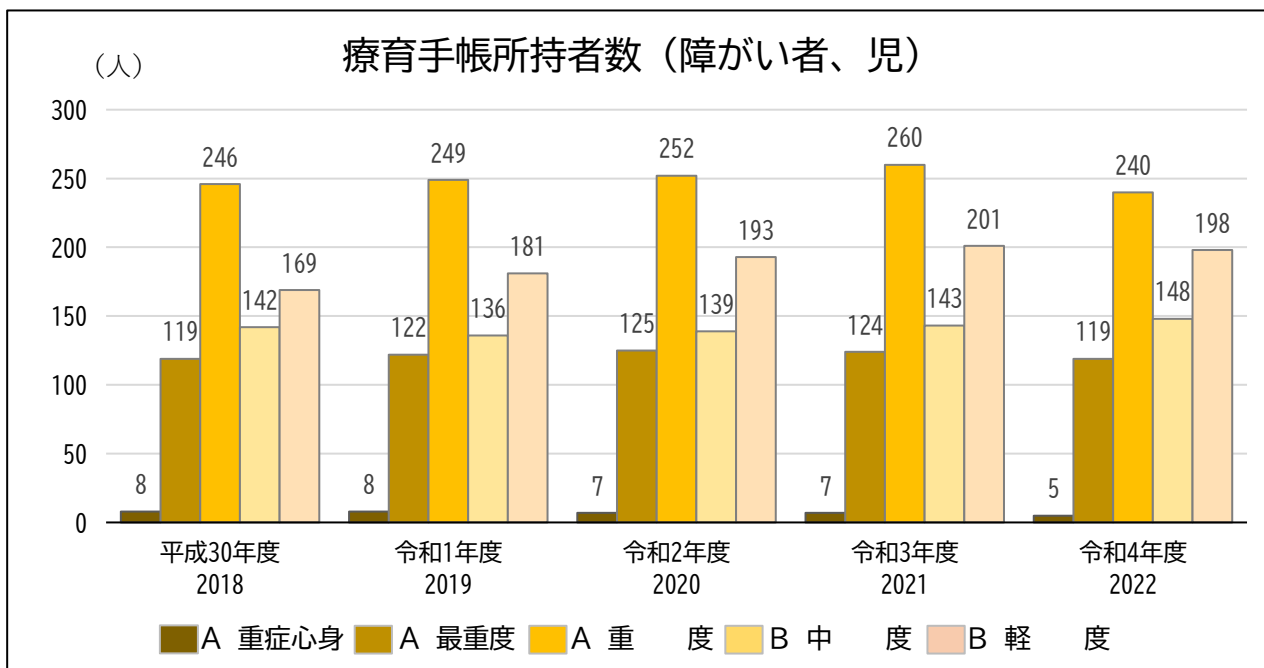
障がい程度別では、重度の方が240人で最も多く、全体の約34パーセントを占めています。次いで、軽度の方が198人で約28パーセントとなっています。

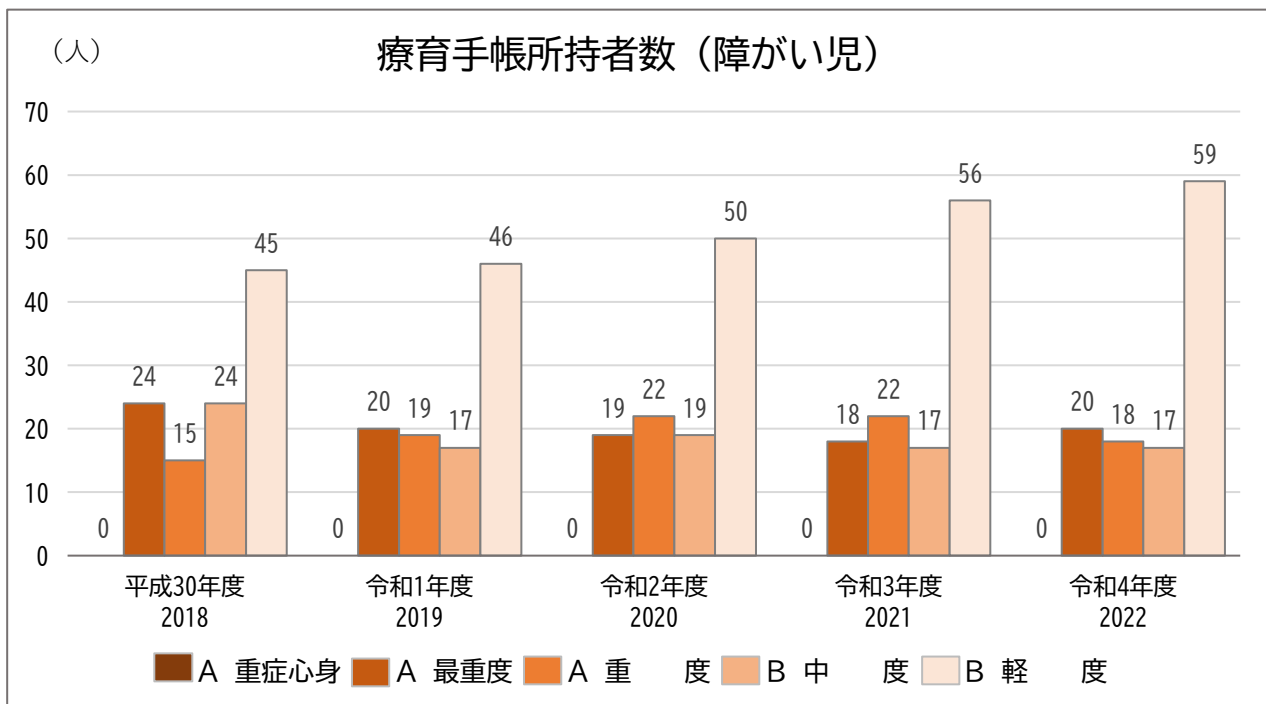
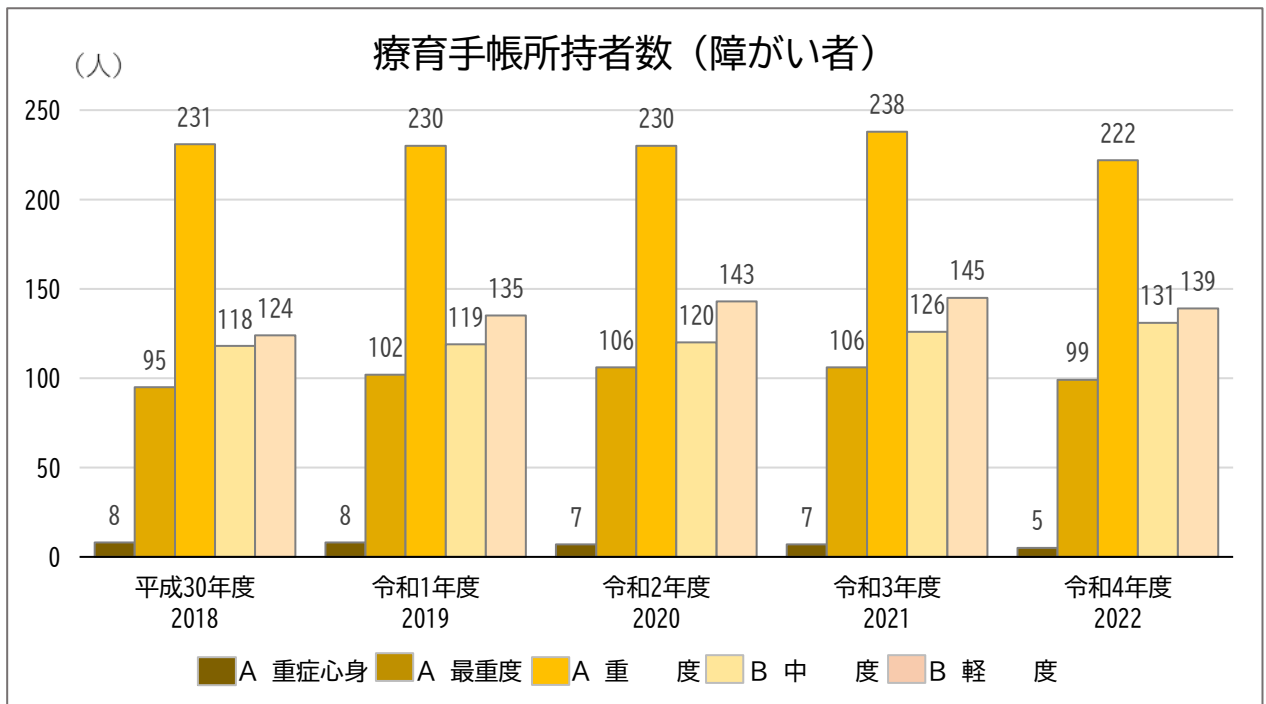
療育手帳所持者数

程度／年度		平成30年度 2018	令和1年度 2019	令和2年度 2020	令和3年度 2021	令和4年度 2022
A	重症心身	8 (0)	8 (0)	7 (0)	7 (0)	5 (0)
	最 重 度	119 (24)	122 (20)	125 (19)	124 (18)	119 (20)
	重 度	246 (15)	249 (19)	252 (22)	260 (22)	240 (18)
B	中 度	142 (24)	136 (17)	139 (19)	143 (17)	148 (17)
	軽 度	169 (45)	181 (46)	193 (50)	201 (56)	198 (59)
合 計		684 (108)	696 (102)	716 (110)	735 (113)	710 (114)

※括弧内の数字は18歳未満の人数

資料：社会福祉課（各年度3月31日現在）





(3) 精神障がい者

令和4年度末現在における精神障がい者保健福祉手帳所持者は、604人で平成30年度に比べて122人増加しています。

障がい等級別では、2級の方が372人で最も多く、全体の約62パーセントを占めています。

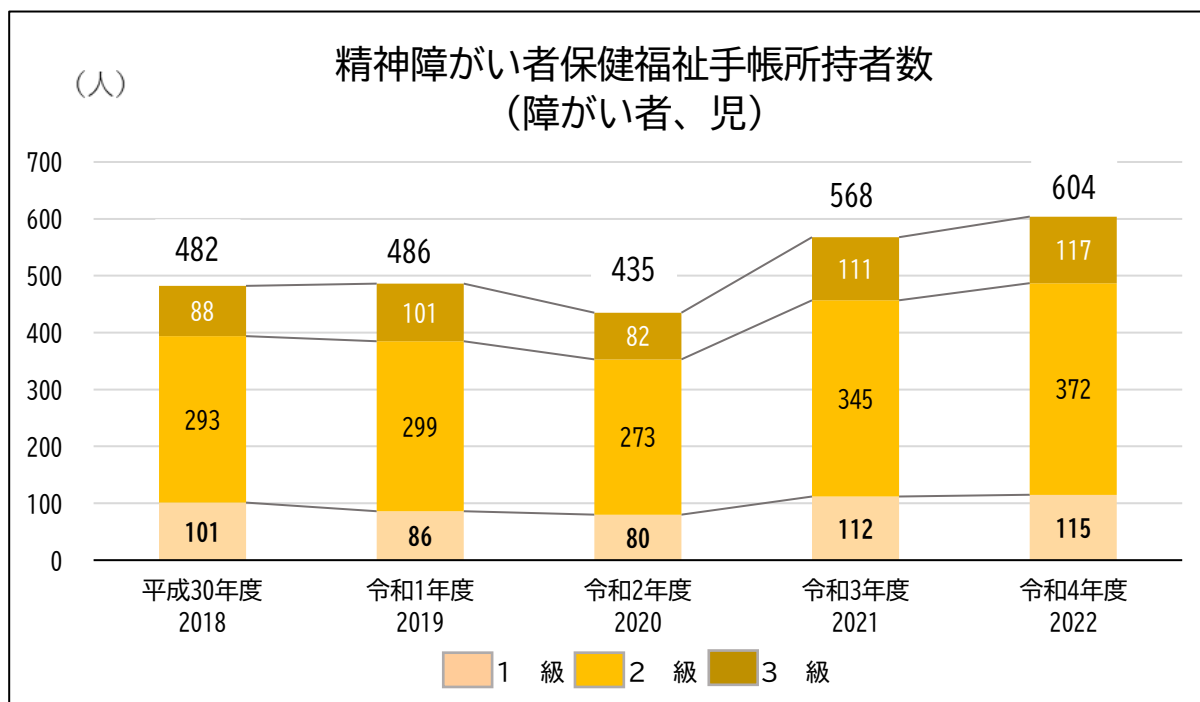
手帳所持者は増加傾向にあります。

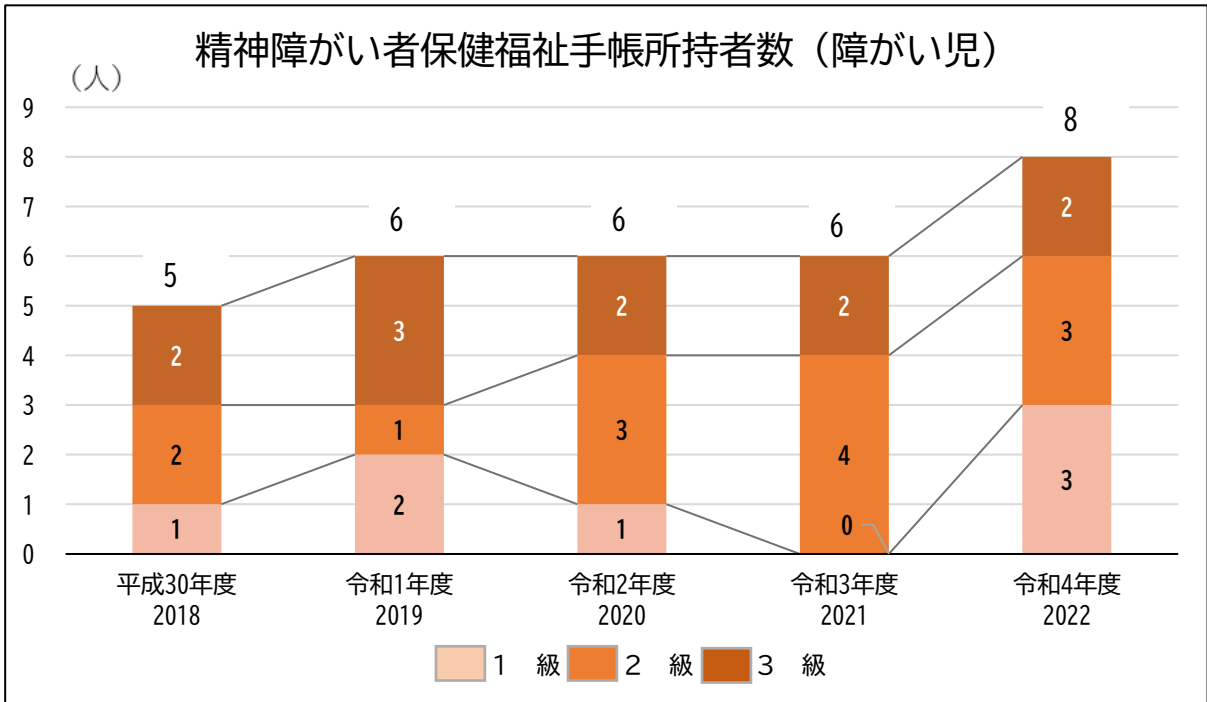
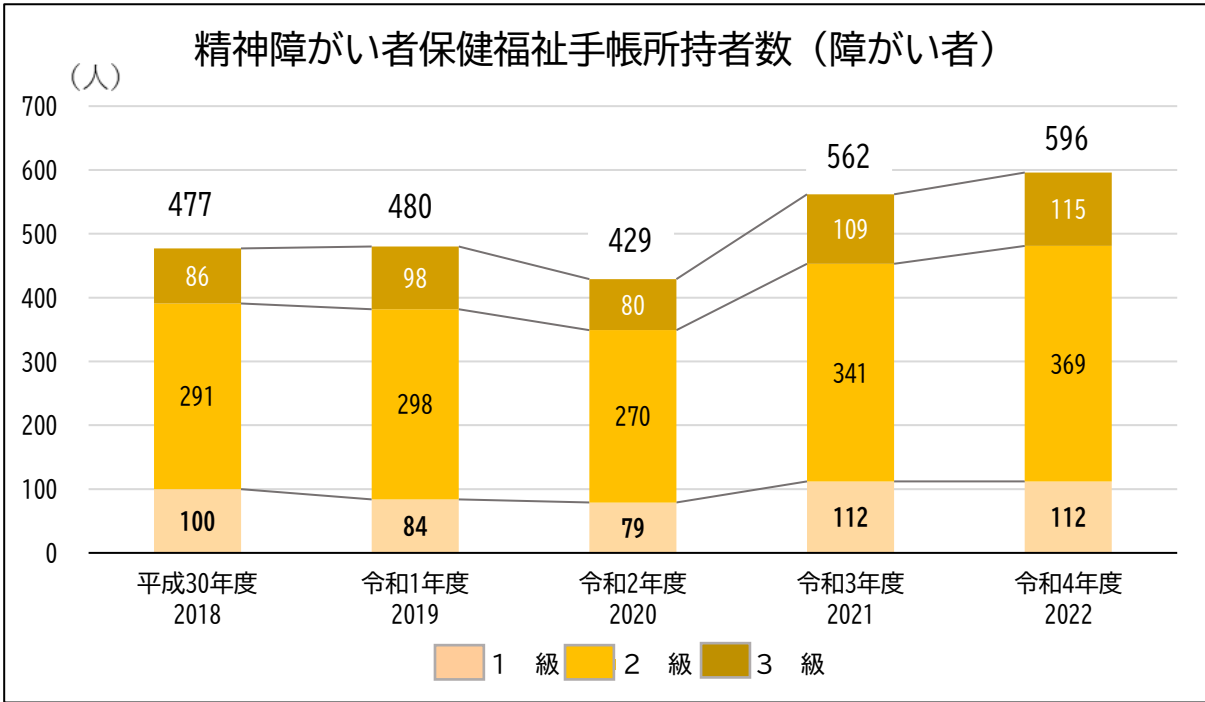
精神障がい者保健福祉手帳所持者数

等級／年度	平成30年度 2018	令和1年度 2019	令和2年度 2020	令和3年度 2021	令和4年度 2022
1 級	101 (1)	86 (2)	80 (1)	112 (0)	115 (3)
2 級	293 (2)	299 (1)	273 (3)	345 (4)	372 (3)
3 級	88 (2)	101 (3)	82 (2)	111 (2)	117 (2)
合計	482 (5)	486 (6)	435 (6)	568 (6)	604 (8)

※括弧内の数字は18歳未満の人数

資料：社会福祉課（各年度3月31日現在）





(4) 難病患者等

令和4年度末現在における特定医療費受給者は、558人で平成30年度に比べて58人増加しています。

令和4年度末現在における小児慢性特定疾病医療費受給者は、102人で平成30年度に比べて19人減少しています。

令和4年度末現在における自立支援医療受給者は、2,087人で平成30年度に比べて312人増えるなど、大幅な増加が見られます。

難病患者

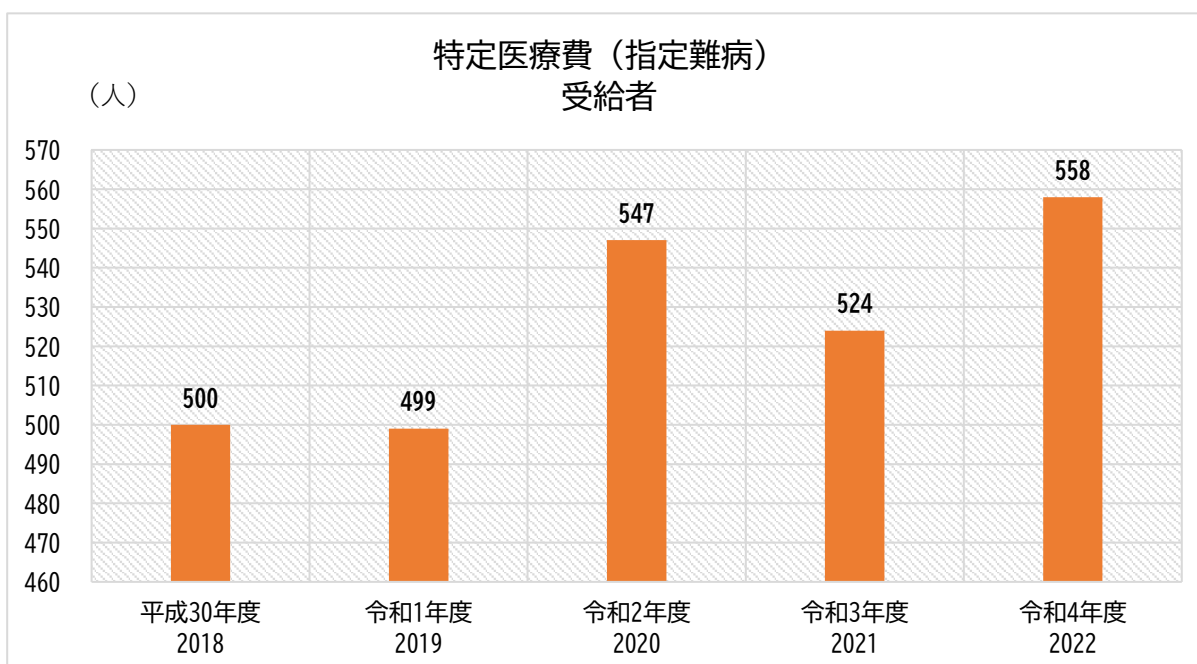
区分／年度	平成30年度 2018	令和1年度 2019	令和2年度 2020	令和3年度 2021	令和4年度 2022
特定医療費（指定難病） 受給者	500	499	547	524	558
小児慢性特定疾病医療費 受給者	121	104	105	97	102

資料：大仙保健所（各年度3月31日現在）

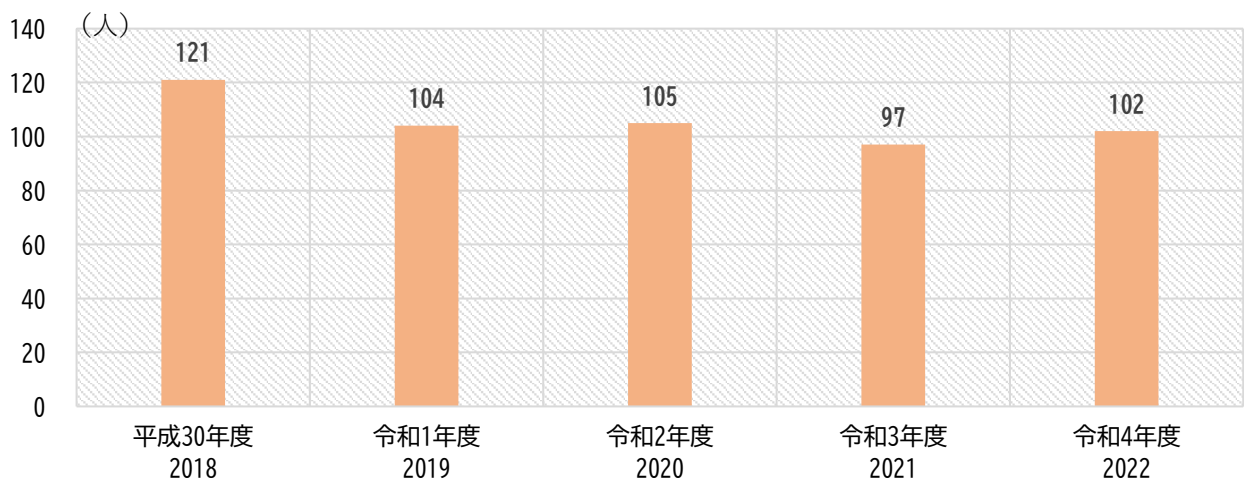
自立支援医療受給者

区分／年度	平成30年度 2018	令和1年度 2019	令和2年度 2020	令和3年度 2021	令和4年度 2022
自立支援医療受給者	1,775	1,661	1,561	1,941	2,087

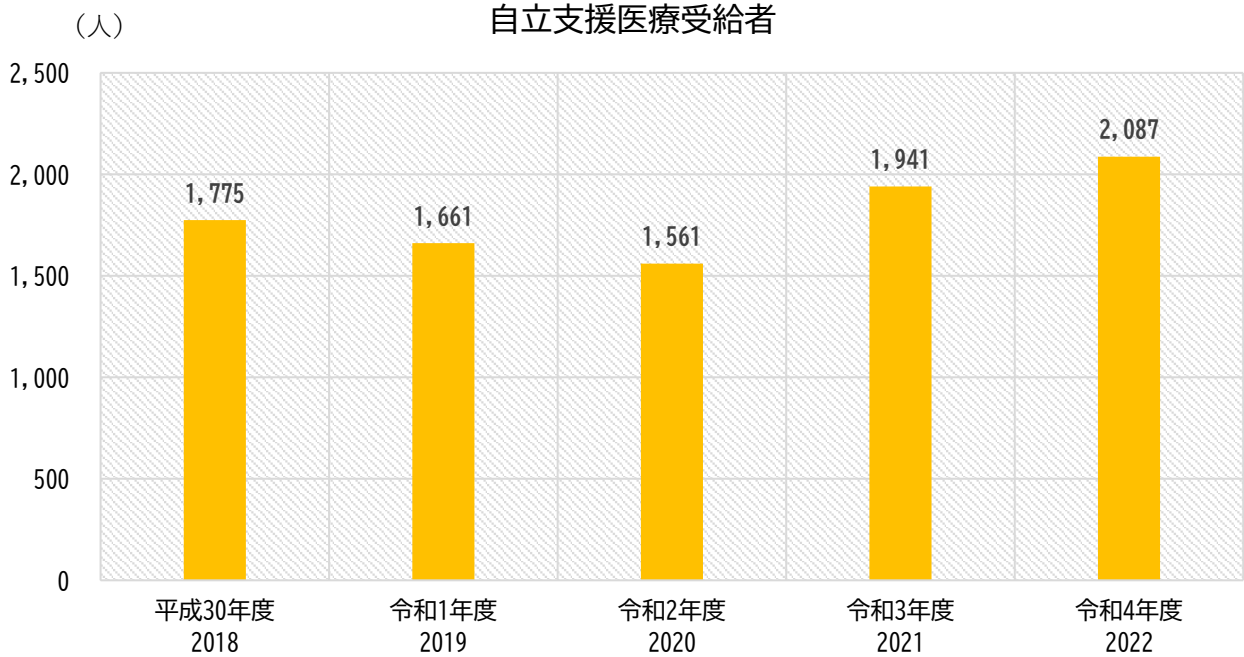
資料：大仙保健所（各年度3月31日現在）



小兒慢性特定疾病医療費 受給者



自立支援医療受給者



3 地域資源の状況

市内でサービスを提供している事業所は以下のとおりです。

(1) 障がい福祉サービス等提供事業所 (令和5年7月1日現在)

サービス区分	事業所数	定員
居宅介護	6	—
重度訪問介護	5	—
同行援護	2	—
生活介護	6	190
自立訓練（生活訓練）	2	12
就労移行支援	2	12
就労継続支援（A型）	2	30
就労継続支援（B型）	5	145
就労定着支援	1	—
短期入所（福祉型）	5	—
共同生活援助（外部サービス利用型）	2	23
共同生活援助（日中サービス支援型）	2	16
共同生活援助（介護サービス包括型）	1	18
施設入所支援	2	110
計画相談支援	10	—
地域移行支援	1	—
地域定着支援	1	—
児童発達支援	5	50
放課後等デイサービス	7	80
保育所等訪問支援	1	—
障がい児相談支援	5	—

(2) 地域生活支援事業提供事業所

サービス区分	事業所数	定員
移動支援	2	—
相談支援、基幹相談支援センター	4	—
訪問入浴サービス	2	—
生活サポート	1	—
日中一時支援	5	—
地域活動支援センター	1	—

第4章 施策の体系

1 施策の分野

本計画の施策の分野は、国の「第5次障がい者基本計画」の基本的方向や、国の基本指針を基本としつつ、本計画の基本理念、基本目標を達成するため、9つの施策分野に分類し、施策を推進していきます。

施策分野1

障がいに対する理解促進・差別の解消

差別や偏見をなくし、ともに助け合い、支え合う市民意識の醸成を図ります。

施策分野2

権利擁護の推進等

十分な権利擁護が図れるよう支援するとともに、虐待の防止に向けた取組を推進します。

施策分野3

情報の取得利用と意思疎通支援の充実

必要な情報が的確に取得できるよう体制を整備するとともに、円滑な意思疎通を促進します。

施策分野4

安全・安心な生活環境の整備

安心して快適な生活をおくれるよう、障がい者等に配慮した生活環境を整備するとともに、災害時の避難支援者を含む地域住民や関係機関との連携を図ります。

施策分野5

障がい福祉サービス等の充実

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に基づき、総合的なサービス提供の基盤整備を進めるとともに、相談支援体制の充実を図ります。

施策分野6

保健・医療等の推進

市民の健康づくりを推進するとともに、健康づくりを支える環境・体制の整備を進めます。

施策分野7

障がい児の育成支援・教育の推進

障がい児一人ひとりの障がいの特性に応じて、乳幼児期から学校卒業までのライフステージに応じた支援を実施します。

施策分野8

雇用・就業、経済的自立の支援

障がい者等が、地域において自立した生活がおくれるよう、障がい者雇用を推進するとともに、生活安定のための施策を推進します。

施策分野9

生きがいのある生活支援

障がい者等の社会参加促進のため、スポーツや生涯学習、文化活動への参加を支援します。

2 施策の体系

本計画における施策全体を体系図にしました。各施策において取り組む事業については第5章に掲載しています。

基本理念	基本目標	施策分野	施策の方向
ともに助け合い支え合い安心して自立した生活をおくることができるまち	基本目標1 みんなで支え合うまちづくり	施策分野1 障がいに対する理解促進・差別の解消	(1)障がいに対する理解促進 ・啓発活動の推進 P. 24 (2)障がいを理由とする差別の解消の周知 (3)ボランティア活動の推進
		施策分野2 権利擁護の推進等	(1)成年後見制度等の利用促進 P. 26 (2)虐待の予防・早期発見 (3)重層的支援体制の推進
		施策分野3 情報の取得利用と意思疎通支援の充実	(1)情報の取得利用の向上 P. 28 (2)情報提供の充実 (3)意思疎通支援の充実
	基本目標2 安心して暮らせるまちづくり	施策分野4 安全・安心な生活環境の整備	(1)バリアフリー社会の推進 P. 30 (2)居住環境の整備 (3)緊急時支援体制の整備
		施策分野5 障がい福祉サービス等の充実	(1)相談支援体制の充実・強化 P. 32 (2)障がい福祉サービス等の提供 (3)サービス提供体制の整備
		施策分野6 保健・医療等の推進	(1)相談支援体制の充実 P. 42 (2)健康づくりの充実 (3)地域医療体制の充実
	基本目標3 自分らしく暮らせるまちづくり	施策分野7 障がい児の育成支援・教育の推進	(1)障がい児の受け入れ体制の整備 P. 44 (2)福祉と教育の連携推進 (3)教育環境の整備
		施策分野8 雇用・就業、経済的自立の支援	(1)就労機会の提供 P. 46 (2)障がい者就労施設等の提供する物品・サービスの優先調達 (3)経済的自立の支援
		施策分野9 生きがいのある生活支援	(1)障がい者等の文化芸術活動の推進 P. 48 (2)障がい者等のスポーツ活動の推進 (3)社会参加の促進

第5章 施策の展開

基本目標 1

みんなで支え合うまちづくり

施策分野 1 障がいに対する理解促進・差別の解消

《現状・課題》

- ・平成28（2016）年4月から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）が施行され、障がい者等に対する「不当な差別的取扱い」を禁止し「合理的配慮の提供」が求められています。
- ・本市はこれまで、障がい者等の特性やサポート（介助）方法のポイントなどを紹介するハンドブックを作成し、障がいに対する理解や差別の解消に関する啓発活動を進めてきました。
- ・当事者へのアンケート調査の結果によると、心ない言葉をかけられたり、差別を受けたりと、まだまだ障がいに対する理解が進んでいない状況です。
このため、障がいに対する知識を深めてもらうよう、理解促進・啓発活動に継続的に取り組んでいくことが必要です。

《施策の方向》

(1) 障がいに対する理解促進・啓発活動の推進

- ・誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う地域社会を実現するため、引き続き、障がいに対する理解促進・啓発活動に取り組んでいきます。

(2) 障がいを理由とする差別の解消の周知

- ・障害者差別解消法について周知を図るとともに、行政機関、事業者等における合理的配慮の実施や社会的障壁の除去に向けた取組を進めます。

(3) ボランティア活動の推進

- ・障がい者等の地域生活を地域全体で支えていくため、ボランティア団体の活動を推進します。

《主な取組》	
理解促進事業・啓発活動 (社会福祉課)	市の広報・ホームページ等を活用し、障がい者週間などに合わせ、市民への啓発活動を行います。 また、障がい者等に対する理解を深めるため、普及啓発パンフレットを作成し周知を図ります。
ワークショップ等の開催 (社会福祉課)	大仙市地域自立支援協議会と連携し、ワークショップや障がい者等の作品展を開催し、理解の促進を図ります。
バリアフリー体験事業 (大仙市社会福祉協議会)	小・中・高校生のバリアフリーについて考えるきっかけづくりの場を提供するため、学校や地域、社会福祉法人と連携しバリアフリー体験授業を実施するとともに、啓蒙活動に努めます。
障がい者差別解消推進地域協議会の設置 (社会福祉課)	障がいを理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた、障がいを理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、大仙市障がい者差別解消推進地域協議会を設置しています。
社会的障壁の除去に向けた取組 (社会福祉課)	不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供について、市職員の理解を促進することで、行政サービスの向上を図るとともに、市民、事業者等に対し普及啓発活動を行うことにより、障がいに基づく差別を解消し、障がいの特性やそれぞれの場面・状況に応じた合理的配慮が提供されるよう取り組みます。
ボランティアセンター機能の充実 (大仙市社会福祉協議会)	大仙市社会福祉協議会の各支所にボランティアセンターを設置し、ボランティア団体の活動支援、ボランティアの登録や斡旋を行います。
生徒を対象としたボランティア活動の推進 (大仙市社会福祉協議会)	夏休みなどを利用し、中・高校生を対象にした、ボランティア活動の機会を提供します。
災害時のボランティア体制の整備 (大仙市社会福祉協議会)	災害時のボランティアについて、研修の機会を確保し、災害時に迅速に対応できるよう体制整備を図ります。

施策分野2 権利擁護の推進等

《現状・課題》

・本市では、令和3（2021）年3月に「大仙市成年後見制度利用促進基本計画」を策定するとともに、市健康福祉部に中核機関を設置し、障がい等により、判断能力に欠ける、あるいは不十分な人が、不利益を被ったりすることのないよう成年後見制度等の利用を促進しています。

しかし、アンケート調査結果では成年後見制度に関する認知度は低く、内容についてもあまり知られていないという現状のため、制度についての周知を図っていく必要があります。

・障がい者等に対する虐待は、個人の尊厳を侵害するものであり、障がい者等の自立や社会参加にとって大きな妨げとなります。障がい者等への虐待事案は全国的に増加しています。本市においても、件数・通報は少ないものの、虐待に関する相談がある状況です。

このことから、相談支援事業所と連携し、障がい者等に対する虐待防止や早期発見と迅速な対応に努めていく必要があります。

・近年は、地域や家族など共同体としての「つながり」が弱体化していく中で、課題を抱えながらも相談する相手がなく地域から孤立してしまうケースや、8050問題のように、家庭内に高齢者の介護や生活困窮などの複合的な問題が発生しているケースもあります。

市では、令和5年度より、分野や世代を超え、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応するため、包括的な支援体制を整備しています。

今後は、潜在化した地域課題を掘り起こすためのアウトリーチの機能の充実に努めるなど、複雑・複合化した課題解決に向けて機能強化を図っていく必要があります。

《施策の方向》

(1) 成年後見制度等の利用促進

- ・成年後見制度等について周知を図り、制度の利用が必要な方が適切に相談窓口につながる環境を整備します。

(2) 虐待の予防・早期発見

- ・障がい者等の虐待の防止に努めるとともに、虐待の相談に対応するため、虐待防止センターを設置し、関係機関や地域との連携を図りながら、早期発見と迅速な対応に努めます。

(3) 重層的支援体制の推進

- ・対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することにより、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の機能強化に努めます。

《主な取組》

成年後見制度の広報・啓発 (社会福祉課 ・高齢者包括支援センター)	成年後見制度の利用を支援する地域の窓口を幅広く周知し、制度利用につながるよう取り組みます。
成年後見制度利用支援事業 (社会福祉課 ・高齢者包括支援センター)	成年後見制度の利用に係る費用を支払うことが困難な人に対し、その費用を助成します。 また、判断能力が不十分な人で親族による申し立てが困難な場合など親族の代わりに大仙市が手続きを行います。
権利擁護センター事業 (大仙市社会福祉協議会)	日常生活自立支援事業から成年後見制度利用までを一体で進めていく体制づくりとして権利擁護センターおよび法人後見運営委員会を設置し、権利擁護体制の構築を図ります。 ◎日常生活自立支援事業 判断能力が弱まってきた知的障がい者や精神障がい者などが地域で安心して暮らせるよう、福祉サービスに関する情報提供や利用手続きの援助、日常的な金銭管理を行います。 ◎成年後見制度法人後見事業 判断能力が十分ではない、知的障がい者や精神障がい者などに対し、家庭裁判所の審判で成年後見人等に選任された場合、成年後見制度を利用した支援を提供します。

《主な取組》

権利擁護、障がい者等の虐待対応に関する研修会の開催 (社会福祉課)	障がい者等の権利擁護、虐待対応に関する研修会を開催し、関係機関や地域への周知を図り、成年後見制度の利用促進や障がい者等の虐待の早期発見につなげます。
重層的支援体制整備事業 (健康福祉部、市民部、企画部、教育委員会、大仙市社会福祉協議会ほか)	障がい、高齢、子ども、生活困窮などの分野や、相談者の世代等にかかわらず受け入れる、包括的な相談体制を充実させるとともに、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することにより、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応します。



重層的支援体制整備事業（「つながる・ささえる」ネットワーク整備事業）

大仙市では、事業名を『「つながる・ささえる」ネットワーク整備事業』として令和5年度より実施しています。

複雑・複合化した課題を抱える地域住民に必要な支援につなげるため、地域住民等との協働や各分野で実施している相談支援や地域づくり事業の一層の連携等による包括的な支援体制を構築していきます。

施策分野3 情報の取得利用と意思疎通支援の充実

《現状・課題》

- ・障がい者等が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の取得利用の向上や意思疎通手段の充実が極めて重要です。こうしたことから、障がい者等による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的に、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が令和4（2022）年5月に施行されました。
- ・本市はこれまで、視覚障がい者への音声広報による情報提供や、聴覚障がい者への情報提供、相談に対応するため窓口到手話通訳者を設置するほか、手話通訳や要約筆記などの意思疎通支援者の派遣を実施しています。
- ・アンケート調査においては、日常生活において困っていることで「コミュニケーションがうまくとれない」と回答している人も多くおり、障がいの特性に配慮した、多様な意思疎通支援を行っていく必要があります。

《施策の方向》

(1) 情報の取得利用の向上

- ・ 障がいの種類・程度に応じた迅速・確実な情報取得のための体制整備の充実に努めます。

(2) 情報提供の充実

- ・ 障がい者等への情報提供にあたっては、障がいの特性に配慮した情報提供を行います。

(3) 意思疎通支援の充実

- ・ 障がい者等が円滑な意思疎通ができるよう、意思疎通支援者の確保、養成及び資質の向上に努めます。

《主な取組》

日常生活用具の給付 (社会福祉課)	障がい者等が必要な情報を取得し、日常生活がより円滑に行われるよう、情報意思疎通支援用具の給付等を実施します。 また、障がい者等のニーズを踏まえ、支援用具の見直しを行います。
声の広報、点字広報の発行 (社会福祉課)	市の広報紙について、視覚障がい者等に対し、声の広報や点字広報で情報提供を行います。
意思疎通支援事業の実施 (社会福祉課)	聴覚障がい者等からの相談等に対応するため、市の窓口到手話通訳者を設置します。 また、医療機関の受診などに手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
手話奉仕員養成講座の開催 (社会福祉課)	手話奉仕員養成講座を開催し、意思疎通支援者の養成を行います。
行政機関等における配慮 (全庁)	行政情報の提供等を行う際は、多様な障がいの特性に応じた配慮を行う取組を進めます。

施策分野 4 安全・安心な生活環境の整備

《現状・課題》

- ・障がい者等が安心して快適な生活をおくるためには、日常生活や外出、社会参加の妨げになる社会的障壁を取り除き、障がい者等に配慮した生活環境等の整備が必要です。また、災害発生時の迅速かつ適切な情報提供や、避難支援体制の整備を図っていく必要があります。
- ・本市では、障がい者等の外出、社会参加を支援するために、公共施設、道路等のバリアフリー化を進めるとともに、住宅環境の利便性や安全確保を図るため、住宅のバリアフリー化への助成を行っています。
また、要支援者を地震や風水害等の災害から守り、被害を最小限に食い止めることを目的とし、要支援者の具体的な避難支援対策を示した、大仙市避難行動要支援者避難支援プランを策定し、要支援者を支援する取組を推進しています。
- ・アンケート調査において、安心して暮らしていくためには、住みやすい住居の確保や整備、障がい者等に配慮したまちづくりの推進が必要であるとの回答が多くみられました。災害時に備え必要な取組としては、避難誘導の体制づくりが必要との回答が最も多くなっています。
- ・地域で安心して快適に暮らせる生活を実現するため、バリアフリー整備に対して支援するとともに、要支援者を適切に安全な場所へ避難誘導するため、自主防災組織など要支援者の避難支援に関係する組織等と連携し、地域ぐるみの避難体制の整備を進めて行きます。

《施策の方向》

(1) バリアフリー社会の推進

- ・障がい者等や高齢者等を含め、すべての市民が安心して暮らせるようバリアフリー化を進めます。

(2) 居住環境の整備

- ・市営住宅、一般住宅のバリアフリー化を促進するとともに、住宅セーフティネット制度の活用を推進し、民間賃貸住宅等への円滑な入居を促進します。

(3) 緊急時支援体制の整備

- ・緊急時・災害時における情報手段を整備するとともに、避難支援関係者と連携を図り避難支援体制の整備を進めます。

《主な取組》

公共施設等のバリアフリー化の推進 (全庁)	すべての市民が利用しやすい公共施設の整備を進めます。 また、ハード面のバリアフリー化とともに、障がいに対する理解を深めるための啓発活動の実施により、心のバリアフリー化を進めます。
住宅のバリアフリー化への助成 (社会福祉課)	身体障がい者等の日常生活がより円滑におこなわれるよう、居宅のバリアフリー化に対する費用の一部を助成します。
市営住宅のバリアフリー化の推進 (建築住宅課)	市営住宅について、住宅環境の利便性や安全確保を図るための手すりの取り付けや、床の段差解消などのバリアフリー化を推進します。
セーフティーネット住宅の登録促進 (建築住宅課)	住まい探しにお困りの方の入居を受け入れる住宅（セーフティーネット住宅）の登録を促進するとともに、関係機関への情報提供を行い、住居確保において配慮が必要な方の利用促進につなげます。
自主防災組織の活性化 (総合防災課)	地域防災力の要となる自主防災組織の活動の活性化を推進します。
避難行動要支援者名簿の整備 (社会福祉課)	災害時における避難行動要支援者名簿を整備し、避難支援関係者等と平常時から情報を共有し、要支援者の避難体制の整備を進めます。
避難行動要支援者個別避難計画の作成 (社会福祉課)	避難行動要支援者のうち、要支援者名簿に記載されている情報を避難支援関係者に対し提供することに同意されている方について、福祉事業者との連携により個別避難計画を作成します。
緊急時・災害時の情報手段の整備 (総合防災課、 広報広聴課)	報道機関、防災ラジオのほか、インターネットを活用し、市のホームページ、防災ネットだいせん、緊急速報メール等により情報提供を行うほか、自主防災組織、自治会、民生委員等の協力を得て、個別による情報の伝達ができるよう努めます。
福祉避難所の確保 (社会福祉課)	福祉避難所対象者の特定や施設への直接避難の可否についての検討を行うほか、新たに協定を締結し、指定施設を増やしていきます。

施策分野5 障がい福祉サービス等の充実

《現状・課題》

- ・障がい者等が安心して生活をおくるためには、障がいの特性や状況に応じたきめ細やかな福祉サービスを提供していくことが必要です。
- ・本市はこれまで、障がい者等の生活を地域で支えるシステムを実現するため、地域生活支援拠点等の整備や、基幹相談支援センターの設置など、利用者が必要とするサービスを提供できるよう体制の整備を進めてきましたが、重症の心身障がい者・児、医療的ケアが必要な方、強度行動障がいを有する障がい者等に対応できる事業所が少ない状況です。
- ・このことを踏まえ、これまで進めてきた福祉サービス等の提供体制の整備に加え、重度の障がい者等を受け入れる体制の整備や、専門的人材の確保、育成を重点的に進めて行く必要があります。

《施策の方向》

(1) 相談支援体制の充実・強化

- ・地域における相談支援の中核機関である大仙市基幹相談支援センターを中心に、各相談支援事業所が各々の機能を生かし相互に連携し支援を実施します。
- また、地域の相談支援従事者の育成や、主任相談支援専門員の確保に努めます。

(2) 障がい福祉サービス等の提供

- ・障がい者等一人ひとりの障がいの状態やニーズに応じて、適切な支援が受けられるよう、障がい福祉サービス、地域生活支援事業等のサービス量の充実を図るとともに、サービスの質の向上に努めます。

(3) サービス提供体制の整備

- ・障がい者等の自立支援の観点から、地域生活についての意向等様々な課題に対応したサービス提供体制を整備するとともに、障がい者等の生活を地域で支えるための社会資源を最大限に活用します。

《主な取組》	
相談支援体制の充実 (社会福祉課)	地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務等を行う、大仙市基幹相談支援センターを中心に、各関係機関と連携し、障がい者等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援します。
重症の心身障がい者・児等の受け入れ体制の整備 (社会福祉課)	重症の心身障がい者・児、医療的ケアが必要な方、強度行動障がいを有する障がい者等の受け入れのための専門的人材の確保・育成を図るとともに、地域資源の開発に取り組みます。
地域生活支援拠点等の充実 (社会福祉課)	地域生活支援拠点等の充実を図るため、機能を担う事業所の登録を進めるとともに、コーディネーターを配置し、関係機関の連携等を進め、効果的な支援体制の構築を目指します。
事業所を対象とした研修会の開催 (社会福祉課)	障がい福祉サービス等の質の向上に関する研修を実施し、利用者が安心して利用できる障がい福祉サービスの提供に努めます。
福祉用具等の利用支援 (社会福祉課)	身体の欠損または損なわれた身体機能を補完・代替し、日常生活や社会生活の向上を図るために必要な用具の購入や修理に要する費用の一部を負担します。 また、障がい者等の日常生活がより円滑に行われるための日常生活用具の給付等を実施します。
難聴児補聴器の購入費助成 (社会福祉課)	身体障がい者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対し、補聴器購入費用の一部を助成します。
小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付 (社会福祉課)	在宅の小児慢性特定疾病児童の日常生活を支援するため、日常生活用具の給付を行います。
通所施設交通費助成 (社会福祉課)	障がい福祉サービス事業所（自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）や地域活動支援センターを利用している方の通所に係る費用を助成します。
タクシー・バス利用券の交付 (社会福祉課)	市内に住所がある在宅の障がい者等に、タクシー・バス料金の一部を給付することにより、経済的負担を軽減し、社会参加の促進を図ります。

福祉サービス一覧表

自立支援給付等

■訪問系サービス

- ・居宅介護
- ・重度訪問介護
- ・同行援護
- ・行動援護
- ・重度障がい者等包括支援

P. 35

■日中活動系サービス

- ・生活介護
- ・自立訓練（機能訓練）
- ・自立訓練（生活訓練）
- ・就労選択支援
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援 A 型
- ・就労継続支援 B 型
- ・就労定着支援
- ・療養介護
- ・短期入所（福祉型・医療型）

P. 35

■居住系サービス

- ・自立生活援助
- ・共同生活援助
（グループホーム）
- ・施設入所支援

P. 37

■相談支援

- ・計画相談支援
- ・地域移行支援
- ・地域定着支援

P. 38

■障がい児通所支援

- ・児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ・保育所等訪問支援
- ・居宅訪問型児童発達支援

P. 38

■障がい児相談支援

- ・障がい児相談支援

P. 39

地域生活支援事業

■日常生活支援

- ・移動支援事業
- ・相談支援事業
- ・基幹相談支援センター事業
- ・日常生活用具給付事業
- ・意思疎通支援事業
- ・生活サポート事業
- ・訪問入浴サービス事業
- ・手話奉仕員養成研修事業
- ・理解促進研修・啓発事業

P. 39

■日中活動支援

- ・日中一時支援事業
- ・地域活動支援センター事業

P. 40

■権利擁護支援

- ・成年後見制度利用支援事業
- ・成年後見制度法人後見支援事業

P. 41

■社会参加支援

- ・自発的活動支援事業
- ・声の広報・点字広報の発行
- ・スポーツ・レクリエーション教室の開催

P. 41

■その他

- ・自動車運転免許取得・改造費助成

P. 41

《主な取組》 自立支援給付等		
訪問系サービス	主な内容	取組
居宅介護	ヘルパーが障がい者等の自宅で入浴や排せつ、食事などの介助を行うサービスです。	利用者の高齢化や重度化により事業量は増加すると見込まれるため、利用者のニーズに対応したサービス提供ができるよう体制を確保します。
重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出の移動の補助を行うサービスです。	
同行援護	視覚障がいにより、移動が著しく困難な方に、外出に必要な情報の提供や移動の援護を行うサービスです。	
行動援護	知的障がいや精神障がいなどにより行動が困難で常に介護が必要な方に、行動する時に必要な介助や外出時の移動の補助などを行うサービスです。	
重度障がい者等包括支援	介護の必要性がとて高い方に、複数の種類のサービスなどをまとめて提供するサービスです。	
日中活動系サービス	主な内容	
生活介護	常に介護を必要とする方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供するサービスです。	利用者は減少傾向にあり、アンケート調査のニーズも低かったため、今後事業量は減少していくと見込まれます。 施設利用者のニーズ等を踏まえサービス提供体制を確保します。
自立訓練 (機能訓練)	身体障がい者等に、施設やサービス事業所で、または自宅を訪問して、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談、助言、その他必要な支援を行うサービスです。 利用期間 18 か月以内	大仙市内では事業所がないため、サービス提供事業所の新規参入を促進します。

《主な取組》 自立支援給付等		
日中活動系 サービス	主な内容	取組
自立訓練 (生活訓練)	知的、精神障がい者等に、施設やサービス事業所で、または自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事など、自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談、助言、その他必要な支援を行うサービスです。 利用期間 24 か月以内（長期入院者の場合は 36 か月以内）	現在利用者は少ないものの、アンケート調査では利用希望が多かったため、事業量は増加していくと見込んでいます。 一人ひとりの状況に応じた質の高い支援ができるよう、従事者の資質の向上を図ります。
就労選択支援	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービスです。	令和6年度から新たに始まるサービスです。 サービス提供事業所の新規参入を促進します。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。 利用期間 2年	
就労継続支援A型	通常の事業所で働くことが困難な方に、雇用契約により、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行うサービスです。	就労系のサービスについては、年々利用者が増加しています。 働く意欲のある障がい者等が一人でも多く就労できるよう、事業所や、ハローワークなどと連携を図ります。 また、利用を希望する方が適切に利用できるよう、提供量の拡大や、新規事業参入を促進していきます。
就労継続支援B型	就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない方や、一定年齢に達している方等であって、就労の機会を通じ、生産活動にかかる知識、能力の向上や維持が期待される方への支援を行うサービスです。	
就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を利用して通常の事業所に新たに雇用された障がい者等に対し、雇用に伴い生じる各種問題に関する相談等の支援を行うサービスです。	

《主な取組》 自立支援給付等		
日中活動系 サービス	主な内容	取組
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、主に昼間に病院等において機能訓練、療養上の管理、看護などを提供するサービスです。	利用者は減少傾向にあり、アンケート調査のニーズも低かったため、今後事業量は減少していくと見込まれます。 施設利用者のニーズ等を踏まえサービス提供体制を確保します。
短期入所（福祉型）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。 障がい支援区分が区分1以上である障がい者や厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する児童が対象です。	このサービスは、介護者にとってのレスパイト（休息）サービスとしての役割も担っており、家族にとっても必要なサービスと思われます。
短期入所（医療型）	病院、診療所、介護老人保健施設において実施するもので、遷延性意識障がい児・者、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障がい児・者等が対象です。	短期入所事業所の設置を促進するとともに、需要の伸びが生じた際は、提供量の拡大を図ります。
居住系 サービス	主な内容	取組
自立生活援助	障がい者支援施設からひとり暮らしへの移行を希望する方に、一定の期間にわたり定期的な自宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な手助けを行うサービスです。	大仙市内では事業所がないため、サービス提供事業所の新規参入を促進します。
共同生活援助 （グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行うサービスです。	地域移行者の増加を見込み、既存ホームの拡充や、新規事業参入を進めます。
施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日に、入浴、排せつ、食事などの介護を行うサービスです。	施設入所支援については、施設入所者が地域に移行していくことを目標としています。 地域に移行できるよう受け入れ体制の整備を進めます。

《主な取組》 自立支援給付等		
相談支援	主な内容	取組
計画相談支援	障がい福祉サービスを利用する時に必要となる計画案の作成やサービス利用に伴う相談や事業者等と連絡調整を行うサービスです。	市と各相談支援事業所との連携を密にしながら、迅速・的確な相談対応ができる体制づくりに努めるとともに、相談支援専門員の資質向上に取り組んでいきます。
地域移行支援	障がい者支援施設や精神科病院に入院している方に対し、住まいの確保や、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各種福祉サービス事業所への同行を行うサービスです。	
地域定着支援	自宅で単身で生活する方などに対し、常に連絡体制を確保し、障がいの特性による緊急事態における相談や、サービス事業所との連絡調整などを支援するサービスです。	
障がい児通所支援	主な内容	取組
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービスです。	障がい児一人ひとりの状況に応じたサービス提供を促進するとともに、需要動向をみながら、提供量の拡大や新規事業参入を促進します。
放課後等デイサービス	学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障がい児について、授業の終了後や休校日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。	
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障がい児について、施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のため専門的な支援などを行うサービスです。	母子保健、医療、保育、教育分野との連携を図りながらサービス利用に向けた支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。	大仙市内では事業所がないため、サービス提供事業所の新規参入を促進します。

《主な取組》 自立支援給付等		
障がい児相談支援	主な内容	取組
障がい児相談支援	障がい児の心身の状況や環境、障がい児又は保護者のサービス利用の意向、利用する障がい児通所支援の種類及び内容などを定めた計画を作成し、その計画に沿った相談支援を行うサービスです。	市と各相談支援事業所との連携を密にしながら、迅速・的確な相談対応ができる体制づくりに努めるとともに、相談支援専門員の資質向上に取り組んでいきます。
《主な取組》 地域生活支援事業		
日常生活支援	主な内容	取組
移動支援事業	官公庁や金融機関での手続き、公的行事への参加、生活必需品の買い物など、外出の際に支援が必要であると認められる方に支援を行います。	サービスを利用者ニーズに応じて適切に行うため、一人ひとりの状況に応じた質の高い支援ができるよう、従事者の資質の向上を図ります。
相談支援事業	専門的な知識を有する相談支援専門員が、相談に応じ、必要な情報や、権利擁護のために必要な援助を行います。	市と各相談支援事業所との連携を密にしながら、迅速・的確な相談対応ができる体制づくりに努めるとともに、地域における相談支援の中核的な役割を担う、基幹相談支援センターの機能強化に努めます。
基幹相談支援センター事業	総合的・専門的な相談支援の実施や、地域の相談支援事業者間の連絡調整、関係機関の連携支援を行います。 また、地域の相談支援事業者の人材育成を行います。	
日常生活用具給付事業	障がい者や難病患者の方の日常生活の利便を図るため、日常生活用具を給付する事業です。 給付内容 <ul style="list-style-type: none"> ・介護訓練支援用具 (特殊寝台、特殊マットなど) ・自立生活支援用具 (入浴補助用具、聴覚障がい者用屋内信号装置など) ・在宅療養等支援用具 (電気式たん吸引器、盲人用体温計など) ・情報・意思疎通支援用具 (点字器、人工喉頭など) ・排せつ管理支援用具 (ストマ用装具など) ・居宅生活動作補助用具 (手すりの取り付けなどの小規模な住宅改修を行う際の費用の一部助成) 	障がい者等の状況に応じた支給に努めるとともに、給付内容に関し、障がい者等のニーズを反映させ、新たな用具の給付等に努めます。

《主な取組》 地域生活支援事業		
日常生活支援	主な内容	取組
意思疎通支援事業	聴覚、言語・音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方に、手話通訳者や要約筆記者を派遣するサービスです。	市では、手話通訳者1名を設置し、窓口等での対応を行っています。 県や関係機関、派遣登録者の協力を得ながら聴覚等に障がいがある方の意思疎通支援に取り組んでいきます。
生活サポート事業	障がい支援区分が非該当で、障がい福祉サービスの居宅介護の利用ができない方に、月50時間以内で必要な家事支援を行うサービスです。	サービス利用者の意向を踏まえ提供体制の確保を図っていきます。
訪問入浴サービス事業	入浴車が自宅を訪問して入浴介護を行うサービスです。	サービス利用者の意向を踏まえ提供体制の確保を図っていきます。
手話奉仕員養成研修事業	意思疎通を図ることに支障がある方が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、日常的な会話ができる程度の手話奉仕員の養成を行う事業です。	手話奉仕員を年間18名養成することを目標とします。
理解促進研修・啓発事業 【再掲】	障がい者等が、日常生活及び社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域の住民の方への働きかけをする事業です。	市の広報・ホームページ等を活用し、障がい者週間などに合わせ、市民への啓発活動を行います。 また、障がい者等に対する理解を深めるため、普及啓発パンフレットを作成し周知を図ります。
日中活動支援	主な内容	取組
日中一時支援事業	家族の就労支援や日常介護している家族の負担軽減を図ることを目的として、日中において介護する方がいない場合、一時的に見守り等の支援をします。	実施事業所の提供体制の確保を図るとともに、需要が伸びた場合は、提供量の拡大や、新規事業参入を促進します。
地域活動支援センター事業	創作的活動・生産活動・地域社会との交流促進などの機会を提供します。	利用者が快適に活動できるよう、支援体制の整備に努めます。

《主な取組》 地域生活支援事業		
権利擁護支援	主な内容	取組
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度は、判断能力が不十分な方が、サービス利用の際に必要な契約などの法律行為や、日常的な金銭の支払いなどを「成年後見人等」が本人に代わって行う制度です。 市では、低所得者が家庭裁判所に成年後見等を申し立てる際の費用を助成するなど、成年後見制度の利用を支援しています。	事業について周知を図るとともに、制度利用について適切な支援を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。	後見等の業務を適切に行うことができる法人の育成に努めます。
社会参加支援	主な内容	取組
自発的活動支援事業	障がい者等やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動を支援します。	障がい者等やその家族が互いの悩みを共有し、情報交換できる交流活動を支援します。
声の広報、点字広報の発行【再掲】	市の広報紙について、視覚障がい者等に対し、声の広報や点字広報で情報提供を行います。	市政の内容が適切に伝わるよう事業を実施します。
スポーツ・レクリエーション教室の開催	スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がい者等の体力増強、交流、余暇等に資するため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障がい者スポーツ大会を開催し、障がい者スポーツに触れる機会を提供します。	障がい者団体が開催する、グランドゴルフ大会や軽スポーツ教室を支援します。
その他	主な内容	取組
自動車運転免許取得・改造費助成	身体障がい者等の就労、通学及び通院等に伴い必要となる普通自動車免許の取得や、自動車改造に要する費用の一部を助成することにより、社会参加の促進を図ります。	運転免許取得及び自動車改造に要した費用の3分の2（最大10万円）を助成します。

施策分野6 保健・医療等の推進

《現状・課題》

- ・障がい者等が地域社会において安心した生活をおくるためには、身体や心の健康を保つことが大切であり、必要な時に医療、リハビリテーション等を受けられる環境や、不安や悩みを一人で抱え込まず相談できる環境が必要です。
また、障がいや疾病を予防するとともに、早期に発見し、適切な治療や支援につなげることが重要です。
- ・本市では、疾病、障がい等の予防や早期発見を図るための各種健診事業の推進や地域で高度医療を受けることができる医療環境の整備を進めています。
- ・相談体制については、子育て支援に関する総合的な相談窓口の設置や心とからだに関する相談窓口を整備し、メンタルヘルスの向上に努めています。
- ・本市では、保健・医療等の向上に努めていますが、障がい児に関する医療体制や、早期療育支援体制については、整備が進んでいない状況のため、医療機関や障がい福祉サービス事業所とも連携し、体制整備を図っていく必要があります。

《施策の方向》

(1) 相談支援体制の充実

- ・妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない子育て支援を提供する総合的相談機関を設置し、安心安全に子育てができるよう支援するとともに、こころの健康の維持・増進のため専門的知識を有する相談員を配置し、相談支援体制の充実を図ります。

(2) 健康づくりの充実

- ・障がいの原因ともなる生活習慣病の予防や早期発見のための各種健診事業や健康づくり事業などの実施により、市民の心身の健康保持と意識の向上を図ります。

(3) 地域医療体制の充実

- ・地域の中核病院である大曲厚生医療センターの救急医療体制の強化と医療機器の整備の充実を図るとともに、輪番制による救急医療体制の確保を図ります。

《主な取組》

<p>母子健康教育・健康相談 (健康増進センター)</p>	<p>妊産婦・乳幼児に、個別的または集団的に保健指導を実施し、健全な健康の保持増進を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎乳幼児健康教育、妊産婦健康教育 ◎離乳食教室 ◎パパママ教室 ◎プレネイタル・ビジット事業（小児科医による育児相談室） ◎乳幼児健康相談 ◎妊婦健康相談 ◎産後ケア事業 ◎5歳児相談会 ◎産前産後サポート事業
<p>ほっとスペース（臨床心理士によるカウンセリング事業） (健康増進センター)</p>	<p>こころの健康の維持・増進のため、専門的知識を有する相談員によるカウンセリングを実施し、早期の問題解決の支援を行います。</p>
<p>保健師によるこころの健康相談 (健康増進センター)</p>	<p>健康問題や経済問題等の相談に対し、保健師が相談に応じ、早期に問題解決できるよう支援を行います。</p>
<p>健康づくりの啓発と推進 (健康増進センター)</p>	<p>広報紙やホームページ等を通じて、健康づくりに関する情報を発信し、市民の健康づくりに対する意識の向上を図ります。</p>
<p>健康診査・各種検診事業の実施 (健康増進センター)</p>	<p>特定健診・後期高齢者健診、各種がん検診について、受診を促進し、疾病の早期発見、早期治療につなげます。</p>
<p>地域医療の充実 (健康増進センター)</p>	<p>保健・医療・福祉のサービスが一体的に受けられる体制を整備し、市民の利便性を図ります。</p>

施策分野7 障がい児の育成支援・教育の推進

《現状・課題》

- ・障がい児の支援については、保健、医療、保育、教育、就労支援等とも連携を図った上で、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を提供する体制の構築を図ることが重要です。
- ・本市においても、障がい児の受け入れ体制の整備や、障がい児通所支援等の専門的な支援の確保など、関係機関と連携し、それぞれの障がいの状況に応じた適切な療育及び教育が受けられるよう整備を進めています。
- ・アンケート調査においては、「今後の進学・進路選択で迷っている」「療育・教育に関する情報が少ない」が多くなっています。利用出来る制度やサービスについて周知が図られていない等の声もありました。
- ・こうした状況から、様々な課題に対して対応できるよう相談体制を充実するほか、必要な保育環境や教育環境が選択できるよう体制整備を進めて行く必要があります。

《施策の方向》

(1) 障がい児の受け入れ体制の整備

- ・障がい児が、地域のこども園、保育園へ通園できるよう、受け入れ体制の整備や、日常生活を支援するための保育支援員を加配します。

(2) 福祉と教育の連携推進

- ・学校と障がい児通所支援事業所等との連携を強化し、個別の教育支援計画の活用による切れ目ない支援を目指します。

(3) 教育環境の整備

- ・障がい児がそれぞれの障がいに応じて学ぶことができるよう、障がいに配慮した学校施設の整備やバリアフリー化を進めます。

《主な取組》	
保育支援員設置事業 (子ども支援課)	認定こども園・保育所に入所する障がい児の日常生活を支援するため、保育支援員を配置します。
保育アドバイザー等による支援 (子ども支援課)	保育アドバイザーによる保育士への助言や、家庭相談員による保護者の相談に対するアドバイスを行い、障がいの状況に応じた適切な療育を受けられるようにします。
療育体制の整備 (社会福祉課)	身近な地域で適切な療育が受けられるよう、地域の療育体制の整備を図ります。
障がい児の放課後支援 (子ども支援課、 社会福祉課)	放課後児童クラブでの受け入れや、放課後等デイサービス事業の実施により障がい児の放課後を支援します。
学校生活支援員等の配置 (教育指導課)	学校生活をおくる上での支援を行うため、児童生徒が在籍する小・中学校に学校生活支援員を配置し、子どもが安心して学べるよう学校生活を支援します。
就学指導・相談の充実 (教育指導課)	就学前に関係機関と連携を図り、就学に対する相談活動を実施します。
保健、医療、福祉、 教育機関の連携 (健康増進センター、 子ども支援課、 教育指導課、社会福祉課)	関係機関が連携し、ライフステージの変化に対応した切れ目のない支援が受けられるよう体制を整備します。
障がい理解(心のバリアフリー)学習 (教育指導課)	障がい理解教育を核とした様々な体験活動に、道徳、特別活動、各教科等の学習をリンクさせ、生徒の心を育む教育活動を展開します。
特別支援学校との交流 (教育指導課)	学校行事や教科等の学習に共に参加して、特別支援学校の児童・生徒と積極的に交流を実施します。
学校施設の整備 (施設管理課)	スロープやトイレの改造、エレベーターの設置など、障がい児を受け入れるための施設整備を行います。

施策分野8 雇用・就業、経済的自立の支援

《現状・課題》

- ・障がい者等が地域で自立した生活をおくる上で、就労は経済的生活基盤を確保するとともに、生きがづくりなど重要な役割を持っています。
働く意欲のある人に対して、その能力と適正に応じた就労の場が確保されるよう支援するとともに、就労定着に向け、職場内での障がいへの理解促進に取り組む必要があります。
- ・本市では、障がい者等の一般就労を進めるため、関連機関と連携を図り、職業訓練や職場体験などの場や機会の提供を促進しています。
また、市内の企業・事業所に対し、障がい者雇用への理解を促すための啓発活動を行っています。
- ・障がい者等に対するアンケート調査においては、「障がいの程度にあった仕事であること」「雇う側や同僚が障がいを理解してくれること」「働く時間や日数を調整できること」などの意見が多くなっています。
- ・今後は、障がいの状況に応じて勤務できるよう就労の場の開拓を図るとともに、福祉的就労の場の拡大に努めます。

《施策の方向》

(1) 就労機会の提供

- ・就労移行支援事業により一般就労に向けた支援を行うとともに、就労継続支援事業の実施により、福祉的就労の場を提供します。

(2) 障がい者就労施設等の提供する物品・サービスの優先調達

- ・障がい者就労施設等からの物品及び役務の調達を総合的かつ計画的に推進し、作業工賃の向上に向けた取組を進めます。

(3) 経済的自立の支援

- ・各種手当等の支給や医療費の助成により、経済的自立を支援します。

《主な取組》	
雇用に関する周知・啓発 (社会福祉課)	市内の企業・事業所に対し障がいへの理解や障がいの特性等について周知を図り、職場定着や障がい者等の雇用拡大に向けた取組を実施します。
就労継続支援事業の実施 (社会福祉課)	一般就労が困難な方のために、福祉的な就労の場の確保を支援します。
物品等の優先調達 (全庁)	障がい者就労施設等からの物品等の調達について、担当窓口を設置し実績向上を図るため有益な情報提供を行い、継続的かつ安定的な調達を全庁で推進します。
各種手当の支給 (子ども支援課、社会福祉課)	<p>◎特別障がい者手当の支給 重度の障がいのため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の方に支給される手当です。</p> <p>◎障がい児福祉手当 重度の障がいのため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳未満の児童に支給される手当です。</p> <p>◎特別児童扶養手当 身体または精神に障がいのある20歳未満の児童を養育している方に支給される手当です。</p>
医療費の助成 (社会福祉課)	<p>◎精神通院医療 指定医療機関において、精神疾患の継続的な通院治療を行う場合に、医療費の一部を負担します。</p> <p>◎更生医療 身体障がい者手帳を交付された18歳以上の方が、障がいの程度を軽くするために必要な医療を指定医療機関で受ける場合に、医療費の一部を助成します。</p> <p>◎育成医療 身体に障がいのある児童等が、障がいの除去・軽減のための手術等を指定医療機関で受ける場合に、医療費の一部を助成します。</p>
人工透析通院費の助成 (社会福祉課)	腎臓機能に障がいのある方が、人工透析を受けるために通院に要した交通費の一部を助成します。

施策分野9 生きがいのある生活支援

《現状・課題》

- ・障がい者等が地域において鑑賞、創造、発表等の多様な文化芸術活動に参加することは、障がい者等の生活と社会を豊かにするとともに、自立と社会参加の促進につながります。障がいの有無にかかわらず、文化芸術活動を行うことのできる環境づくりに取り組む必要があります。
- また、障がい者等が地域において、スポーツに親しむことのできる施設の整備を進めるとともに、障がい者等のニーズに応じたスポーツに関する人材の養成及び活用の推進等の取組を行い、環境づくりに努める必要があります。
- ・本市では、県の芸術・文化祭への出展や、障がい者スポーツ大会へ積極的に参加できるよう支援を行っています。
- ・今後も障がい者等の社会参加促進のため、文化芸術やスポーツ活動などへ積極的に参加できるよう支援していきます。

《施策の方向》

(1) 障がい者等の文化芸術活動の推進

- ・障がい者等の生活と社会を豊かにするため、多様な文化芸術活動への参加を推進します。

(2) 障がい者等のスポーツ活動の推進

- ・障がい者スポーツに親しめる機会を作るとともに、障がい者スポーツの一層の普及に努めます。

(3) 社会参加の促進

- ・障がい者等の社会参加を促進するため、環境整備を進めるとともに、参加する機会を創出します。

《主な取組》	
芸術・文化祭への参加 (社会福祉課)	障がい者等の文化芸術活動に参加する機会を創出します。
グランドゴルフ大会の開催 (社会福祉課)	障がい者等の団体によるグランドゴルフ大会を開催し、体力維持・向上を図るとともに、地域社会との交流を促します。
軽スポーツ教室の開催 (社会福祉課)	障がい者等のニーズに応じてスポーツ教室を開催し、気軽にスポーツを楽しむことができる環境をつくります。
地域交流展示会の開催 (社会福祉課)	市内の支援学校、医療機関、障がい福祉サービス事業所などの活動紹介と、障がいのある方々が制作した美術工芸作品などを展示します。



第6章 障がい福祉サービス等及び

障がい児通所支援の提供体制の確保に係る目標

1 第7期大仙市障がい福祉計画、

第3期大仙市障がい児福祉計画の成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	目標値
地域生活への移行者数	
令和8年度末時点で令和4年度末施設入所者数 203人から3%以上移行する。	7人
令和11年度末時点で令和7年度末施設入所者見込数 200人から3%以上移行する。	6人
施設入所者の削減数	
令和8年度末までに令和4年度末時点の施設入所者数 203人から1.6%以上削減する。	4人
令和11年度末までに令和7年度末時点の施設入所者見込数 200人から1.6%以上削減する。	4人

※国の基本指針

地域移行者数：「令和4年度末の施設入所者数の6%以上移行する」ことを基本
第6期分の未達成分も加味する。

施設入所者数：「令和4年度末の施設入所者数の5%以上削減する」ことを基本
第6期分の未達成分も加味する。

本市では実績等を踏まえ、第6期計画と同様に地域生活への移行者数については3%以上移行する、施設入所者の削減数については1.6%以上削減することを目標とします。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

項 目	目標値
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	
大仙市地域自立支援協議会地域生活支援部会を協議の場とする。	年間2回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	
保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の各機関から1名以上参加	年間20人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	
1年間の実施回数	2回
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	
令和8年度末の利用者数	1人
令和11年度末の利用者数	1人
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	
令和8年度末の利用者数	2人
令和11年度末の利用者数	2人
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	
令和8年度末の利用者数	71人
令和11年度末の利用者数	98人
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	
令和8年度末の利用者数	1人
令和11年度末の利用者数	1人
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）	
令和8年度末の利用者数	3人
令和11年度末の利用者数	1人

(3) 地域生活支援の充実

項目	目標値
地域生活支援拠点等の設置箇所数	
「面的整備型」整備済 令和8年度末の登録箇所数	15箇所
令和11年度末の登録箇所数	15箇所
令和8年度末までにコーディネーターの配置	1人
令和11年度末までにコーディネーターの配置	2人
運用状況の検証および検討の実施回数	
大仙市地域自立支援協議会において検証・検討	年間3回
強度行動障がいをもつ者への支援体制の充実	
支援ニーズの把握	年間1回
専門的人材の育成 令和8年度末研修修了者	各事業所1人以上
専門的人材の育成 令和11年度末研修修了者	各事業所1人以上
地域資源の開発 令和8年度末受け入れ事業所	1か所以上
地域資源の開発 令和11年度末受け入れ事業所	3か所以上

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

項目	目標値
就労移行支援事業等の利用を経て一般就労に移行する者の数	
令和8年度中に令和3年度実績4人の1.28倍以上	10人
うち、就労移行支援事業利用者については、令和3年度移行実績4人の1.31倍以上	6人
うち、就労継続支援A型事業利用者については、令和3年度移行実績0人の概ね1.29倍以上	1人
うち、就労継続支援B型事業利用者については、令和3年度移行実績2人の概ね1.28倍以上	3人
令和11年度中に令和6年度実績見込み4人の1.28倍以上	11人
うち、就労移行支援事業利用者については、令和6年度移行実績見込み4人の1.31倍以上	6人
うち、就労継続支援A型事業利用者については、令和6年度移行実績見込み1人の概ね1.29倍以上	2人
うち、就労継続支援B型事業利用者については、令和6年度移行実績見込み2人の概ね1.28倍以上	3人
一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所	
令和8年度末において就労移行支援事業所2事業所のうち移行率5割以上	1事業所
令和11年度末において就労移行支援事業所2事業所のうち移行率5割以上	1事業所
就労定着支援事業の利用者数	
令和8年度末の利用者数が令和3年度末実績8人の1.41倍以上	12人
令和11年度末の利用者数が令和6年度末実績見込み10人の1.41倍以上	15人
就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合	
令和8年度末において就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所	1事業所 (100%)
令和11年度末において就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所	1事業所 (100%)

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

項 目	目標値
児童発達支援センターの設置数	
令和8年度末までに、児童発達支援センターと同等の機能を有する体制を確保する。	1か所以上
令和11年度末までに、児童発達支援センターと同等の機能を有する体制を確保する。	1か所以上
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築	
令和8年度末までに地域の障がい児通所支援事業所等による保育所等訪問支援等を活用し推進体制を構築	推進体制の構築
令和11年度末までに地域の障がい児通所支援事業所等による保育所等訪問支援等を活用し推進体制を構築	推進体制の構築
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等の確保	
令和8年度末までに重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所	各1か所以上
令和11年度末までに重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所	各1か所以上
医療的ケア児の支援	
医療的ケア児支援のため大仙市地域自立支援協議会児童支援部会を協議の場とし協議を実施	年間2回
令和8年度末医療的ケア児等支援のためのコーディネーターの配置人数	1人以上
令和11年度末医療的ケア児等支援のためのコーディネーターの配置人数	1人以上

(6) 相談支援体制の充実・強化等

項目	目標値
基幹相談支援センターの設置等	
地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設置	設置済
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	10件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	12件
地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施回数	7回
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等	
大仙市地域自立支援協議会を地域サービス基盤の開発・改善等についての取組を行う協議体とする。	実施体制を確保

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための

取組に係る体制の構築

項目	目標値
サービスの質を向上させるための取組に係る体制の構築	
サービスの質を向上させるため県が実施する研修等への参加者数	5人

第7章 障がい福祉サービス等の見込み量

1 自立支援給付等

(1) 訪問系サービス

サービス種類	単位	実績		見込み（第7期計画）					
		令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
居宅介護	時間/月	1,476	1,540	1,526	1,553	1,580	1,607	1,635	1,664
	実人/月	74	75	76	78	79	80	82	83
	事業所数	7	7	7	7	7	7	7	7
重度訪問介護	時間/月	0	0	400	400	400	400	400	400
	実人/月	0	0	2	2	2	2	2	2
	事業所数	6	6	6	6	6	6	6	6
同行援護	時間/月	38	35	42	42	42	42	42	42
	実人/月	6	7	7	7	7	7	7	7
	事業所数	3	3	3	3	3	3	3	3
行動援護	時間/月	0	0	18	18	18	18	18	18
	実人/月	0	0	2	2	2	2	2	2
	事業所数	1	1	1	1	1	1	1	1
重度障がい者 等包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	0	0	0
	実人/月	0	0	0	0	0	0	0	0
	事業所数	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 日中活動系サービス

サービス種類	単位	実績		見込み（第7期計画）					
		令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
生活介護	人日/月	6,089	6,280	5,850	5,832	5,815	5,797	5,779	5,762
	実人/月	324	326	325	324	323	322	321	320
	事業所数	7	7	7	7	7	7	7	7
	定員	200	200	200	200	200	200	200	200
自立訓練 (機能訓練)	人日/月	0	0	18	18	18	18	18	18
	実人/月	0	0	1	1	1	1	1	1
	事業所数	0	0	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人日/月	125	84	135	180	180	180	180	180
	実人/月	16	11	9	12	12	12	12	12
	事業所数	1	2	2	2	2	2	2	2
	定員	6	12	12	12	12	12	12	12

※単位について ●時間/月：1か月の延べ利用時間 ●事業所数：市内に所在する事業所数
 ●人日/月：1か月の延べ利用日数 ●定員：市内に所在する事業所の定員
 ●実人/月：1か月の実利用者数

※実績について 令和4（2022）年度は実績、令和5（2023）年度は実績見込み

(2) 日中活動系サービス

サービス種類	単位	実績		見込み（第7期計画）					
		令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
就労選択支援	実人/月	—	—	0	20	9	10	10	11
	事業所数	—	—	0	1	1	1	1	1
就労移行支援	人日/月	101	148	140	182	210	224	238	252
	実人/月	7	9	10	13	15	16	17	18
	事業所数	3	2	2	2	2	2	2	2
	定員	18	12	12	12	12	12	12	12
就労継続支援 A型	人日/月	319	381	557	750	750	750	750	750
	実人/月	18	23	31	42	42	42	42	42
	事業所数	2	2	2	2	2	2	2	2
	定員	30	30	30	30	30	30	30	30
就労継続支援 B型	人日/月	3,404	3,447	3,495	3,648	3,808	3,974	4,148	4,330
	実人/月	195	197	206	215	224	234	244	255
	事業所数	6	6	6	6	6	6	6	6
	定員	134	134	143	143	143	143	143	143
就労定着支援	実人/月	5	5	10	11	12	13	14	15
	事業所数	1	1	1	1	1	1	1	1
療養介護	実人/月	23	24	25	26	28	29	30	32
	事業所数	0	0	0	0	0	0	0	0
短期入所 (福祉型)	人日/月	111	127	131	153	179	210	245	287
	実人/月	14	16	19	22	26	30	35	41
	事業所数	6	6	6	6	6	6	6	6
	定員	10	10	10	10	10	10	10	10
短期入所 (医療型)	人日/月	1	1	5	5	5	5	5	5
	実人/月	1	1	1	1	1	1	1	1
	事業所数	0	0	0	0	0	0	0	0

(3) 居住系サービス

サービス種類	単位	実績		見込み（第7期計画）					
		令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
自立生活援助	実人/月	0	0	1	1	1	1	1	1
	事業所数	0	0	0	0	0	0	0	0
共同生活援助	実人/月	103	106	114	122	131	140	151	162
	事業所数	5	5	6	6	6	6	6	6
	定員	57	57	62	62	62	62	62	62
施設入所支援	実人/月	203	202	201	200	199	198	196	195
	事業所数	2	2	2	2	2	2	2	2
	定員	110	110	110	110	110	110	110	110

(4) 相談支援

サービス種類	単位	実績		見込み（第7期計画）					
		令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
計画相談支援	実人/月	167	176	184	193	202	212	222	233
	事業所数	8	8	8	8	8	8	8	8
地域移行支援	実人/月	0	0	2	2	2	2	2	2
	事業所数	1	1	1	1	1	1	1	1
地域定着支援	実人/月	0	0	5	5	5	5	5	5
	事業所数	1	1	1	1	1	1	1	1

(5) 障がい児通所支援

サービス種類	単位	実績		見込み（第3期計画）					
		令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
児童発達支援	人日/月	102	156	146	161	177	195	214	236
	実人/月	29	32	36	40	44	48	53	59
	事業所数	4	4	4	4	4	4	4	4
	定員	40	40	40	40	40	40	40	40
放課後等デイサービス	人日/月	1,480	1,590	1,649	1,743	1,842	1,947	2,057	2,174
	実人/月	123	130	137	145	153	162	171	181
	事業所数	7	7	8	8	8	8	8	8
	定員	70	70	80	80	80	80	80	80
保育所等訪問支援	人日/月	1	1	2	2	2	2	2	2
	実人/月	1	2	2	2	2	2	2	2
	事業所数	1	1	1	1	1	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	5	5	5	5	5	5
	実人/月	0	0	1	1	1	1	1	1
	事業所数	0	0	0	0	0	0	0	0

※令和6年度より児童発達支援と医療型児童発達支援が一本化される。

(6) 障がい児相談支援

サービス種類	単位	実績		見込み（第3期計画）					
		令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
障がい児相談支援	実人/月	38	43	47	52	58	64	70	78
	事業所数	5	5	6	6	6	6	6	6

2 地域生活支援事業

サービス種類	単位	実績		見込み（第7期、第3期計画）					
		令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
移動支援事業	時間/年	62	108	63	83	109	109	109	109
	実人/年	4	3	4	5	7	7	7	7
相談支援事業	件数/年	1,351	1,366	1,485	1,614	1,754	1,754	1,754	1,754
	実施個所	4	4	4	4	4	4	4	4
日常生活用具 給付等事業	件数/年	2,253	2,332	2,326	2,320	2,313	2,307	2,301	2,295
意思疎通支援 事業	件数/年	268	340	340	339	339	338	338	337
	実人/年	22	20	22	22	22	22	22	22
生活サポート 事業	時間/年	0	0	50	50	50	50	50	50
	実人/年	0	0	1	1	1	1	1	1
訪問入浴サー ビス事業	件数/年	542	577	612	688	774	870	979	1,101
	実人/年	8	8	9	10	11	13	14	16
手話奉仕員養 成研修事業	件数/年	18	0	18	18	18	18	18	18
日中一時支援 事業	件数/年	783	1,168	786	745	706	669	634	600
	実人/年	83	83	79	75	71	67	63	60
地域活動支援 センター事業	人日/月	188	177	192	192	192	200	200	200
	実人/月	24	24	24	24	24	25	25	25
成年後見制度 利用支援事業	件数/年	0	0	1	1	1	2	2	2

- ※単位について
- 時間/年：年間の延べ利用時間
 - 件数/年：年間の延べ利用件数
 - 実人/年：年間の実利用者数
 - 人日/月：1か月の延べ利用者数
 - 実人/月：1か月の実利用者数
 - 実施個所：市内に所在する事業所数

※実績について 令和4（2022）年度は実績、令和5（2023）年度は実績見込み

資料編

1 大仙市福祉関係計画等審議委員会条例

平成19年3月26日

条例第32号

改正 平成20年6月27日条例第51号

平成25年6月24日条例第29号

平成26年3月19日条例第17号

(設置)

第1条 市が策定する福祉に係る計画等について審議等を行わせるため、大仙市福祉関係計画等審議委員会（以下「審議委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる計画等について審議し、答申するものとする。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項の規定に基づく老人福祉計画
- (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく障害者計画
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づく障害福祉計画
- (4) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項の規定に基づく行動計画
- (5) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく地域福祉計画
- (6) 子どもの育成支援に関する条例

2 審議委員会は、前項各号に掲げる計画等について意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議委員会は、委員35人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 保健・医療・福祉関係者
- (2) 教育関係者
- (3) 地域協議会委員等住民の代表者
- (4) 関係団体・ボランティア等の代表者
- (5) 学識経験のある者
- (6) 行政機関関係者
- (7) その他市長が必要と認めた者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第4条 審議委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、審議委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 審議委員会の事務局は、健康福祉部社会福祉課内に置く。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、第1回の会議は、市長が招集する。

(大仙市障害者計画等策定審議会条例の廃止)

3 大仙市障害者計画等策定審議会条例(平成18年大仙市条例第63号)は、廃止する。

(大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年大仙市条例第47号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成20年6月27日条例第51号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年6月24日条例第29号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正)

2 大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例(平成17年大仙市条例第47号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成26年3月19日条例第17号)抄

この条例は、公布の日から施行する。

2 大仙市福祉関係計画等審議委員会条例施行規則

平成19年3月26日

規則第16号

改正 平成22年4月1日規則第28号

平成23年4月1日規則第21号

平成24年4月1日規則第11号

平成25年6月24日規則第35号

平成28年4月1日規則第42号

(趣旨)

第1条 この規則は、大仙市福祉関係計画等審議委員会条例（平成19年大仙市条例第32号）第7条の規定に基づき、大仙市福祉関係計画等審議委員会（以下「審議委員会」という。）の適正な運営を図るために必要な事項を定めるものとする。

(部会)

第2条 審議委員会に、その所掌事項の調査及び審議を行わせるため、次の部会を置く。

- (1) 高齢部会
- (2) 障害部会
- (3) 児童部会
- (4) 地域福祉部会

2 部会は、審議委員会の委員で組織する。

3 部会に所属する委員は、審議委員会委員長が指名する。

(部会長等)

第3条 部会に部会長を置き、当該部会委員の互選によりこれを定める。

2 部会長は、部会を総理する。

3 部会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ部会長が指定する部会委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 部会の会議は、部会長が招集する。

2 部会長は、部会の会議の議長となる。

(庶務)

第5条 部会の庶務は、次に掲げる課において処理する。

- (1) 高齢部会 健康福祉部地域包括支援センター
- (2) 障害部会 健康福祉部社会福祉課
- (3) 児童部会 健康福祉部子ども支援課
- (4) 地域福祉部会 健康福祉部社会福祉課

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月1日規則第28号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日規則第21号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年4月1日規則第11号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年6月24日規則第35号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(大仙市行政組織規則の一部改正)

2 大仙市行政組織規則(平成17年大仙市規則第3号)の一部を次のように改める。

[次のよう] 略

附 則 (平成28年4月1日規則第42号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

3 大仙市福祉関係計画等審議委員会 委員

(敬称略)

所 属 団 体 等	職 名	氏 名	備考
大曲仙北医師会	副会長	木 村 靖 和	委員長
大曲仙北歯科医師会	会 長	畠 山 桂 郎	副委員長
秋田県薬剤師会大曲仙北支部	幹 事	川 久 保 憲	
大仙市社会福祉協議会	会 長	佐 藤 力	
大仙市民生児童委員協議会	会 長	石 田 常 盤	
社会福祉法人 県南ふくし会 こもれびの杜	施設長	内 村 子 畝	
社会福祉法人 水交会	理事長	檜 尾 正 義	
大曲仙北地域密着型 介護事業者連絡会	理事・事務局次長	小 松 利 光	
大曲仙北老人福祉施設連絡協議会	会 長	佐 藤 義 勝	
社会福祉法人 大空大仙 園長会	会 長	佐々木 友 絵	
県南地区介護支援専門員協会	会 長	小 原 秀 和	
NPO法人障がい者自立生活セン ター「ほっと大仙」	理事長	奈 良 克 久	
NPO法人まることびおら	代表理事	挽 野 実 之	
南外小学校	校 長	宮 野 勝	
大曲地域協議会	委 員	細 井 陽 子	
神岡地域協議会	委 員	工 藤 容 子	
大仙市ボランティア連絡協議会	会 長	大信田 孝 文	
大仙市身体障害者福祉協会	会 長	太 田 雄 介	
大仙市老人クラブ 連合会	会 長	冨 樫 俊 悦	
ふれあい家族会	副会長	今 野 利久藏	
大仙市手をつなぐ育成会	会 長	高 橋 正 吉	
大曲公共職業安定所	所 長	佐 藤 務	
仙北地域振興局福祉環境部	次 長	工 藤 央	
大曲支援学校	校 長	鎌 田 誠	
市立大曲病院	院 長	大 谷 和 生	

4 大仙市福祉関係計画等審議委員会 障がい部会委員

(敬称略)

所属団体等	職名	氏名	備考
社会福祉法人 水交会	理事長	檜尾正義	部会長
NPO法人障がい者自立生活センター「ほっと大仙」	理事長	奈良克久	職務代理
秋田県薬剤師会大曲仙北支部	幹事	川久保憲	
南外小学校	校長	宮野勝	
大仙市ボランティア連絡協議会	会長	大信田孝文	
大仙市身体障害者福祉協会	会長	太田雄介	
ふれあい家族会	副会長	今野利久藏	
大仙市手をつなぐ育成会	会長	高橋正吉	
大曲公共職業安定所	所長	佐藤務	
仙北地域振興局福祉環境部	次長	工藤央	
大曲支援学校	校長	鎌田誠	
市立大曲病院	院長	大谷和生	

5 計画づくりのためのアンケート調査結果

1 アンケート調査の概要

(1) 調査目的

本調査は、市民の皆さまの福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向、市内の企業及び事業所の福祉サービスの利用状況や利用者の動向とその対応策、地域生活への移行、一般就労への移行状況などを把握し、令和6年度を初年度とする「第4次障がい者計画」等の計画策定や施策推進に役立てることを目的に実施しました。

(2) 調査の方法

調査対象者

①障がいのある方

市内に住所を有する身体障がい者手帳または療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳の所持者から系統抽出

②企業・事業所

大仙市に所在する一般企業及び事業所から系統抽出

③サービス提供事業所

大仙市に所在するサービス提供事業所

(3) 回収結果

	配付数	有効回収数	有効回答率
①障がいのある方	610人	318人	52.1%
②企業・事業所	50社	36社	72.0%
③サービス提供事業所	40事業所	35事業所	87.5%

(4) 報告書の見方

○ Nについて

グラフ中の「N」とは、設問ごとに該当する回答者総数を表します。したがって各選択肢の%に「N」を乗じることで、その選択肢の回答者が計算できます。

○ %について

グラフ中の「%」は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、単数回答の設問（1つだけに○をつけるもの）であっても、合計が100%にならない場合があります。

また、複数回答の場合（あてはまるものすべてに○をつけるものなど）は「N」に対する各選択肢の回答者数の割合を示しています。

2 主なアンケート結果

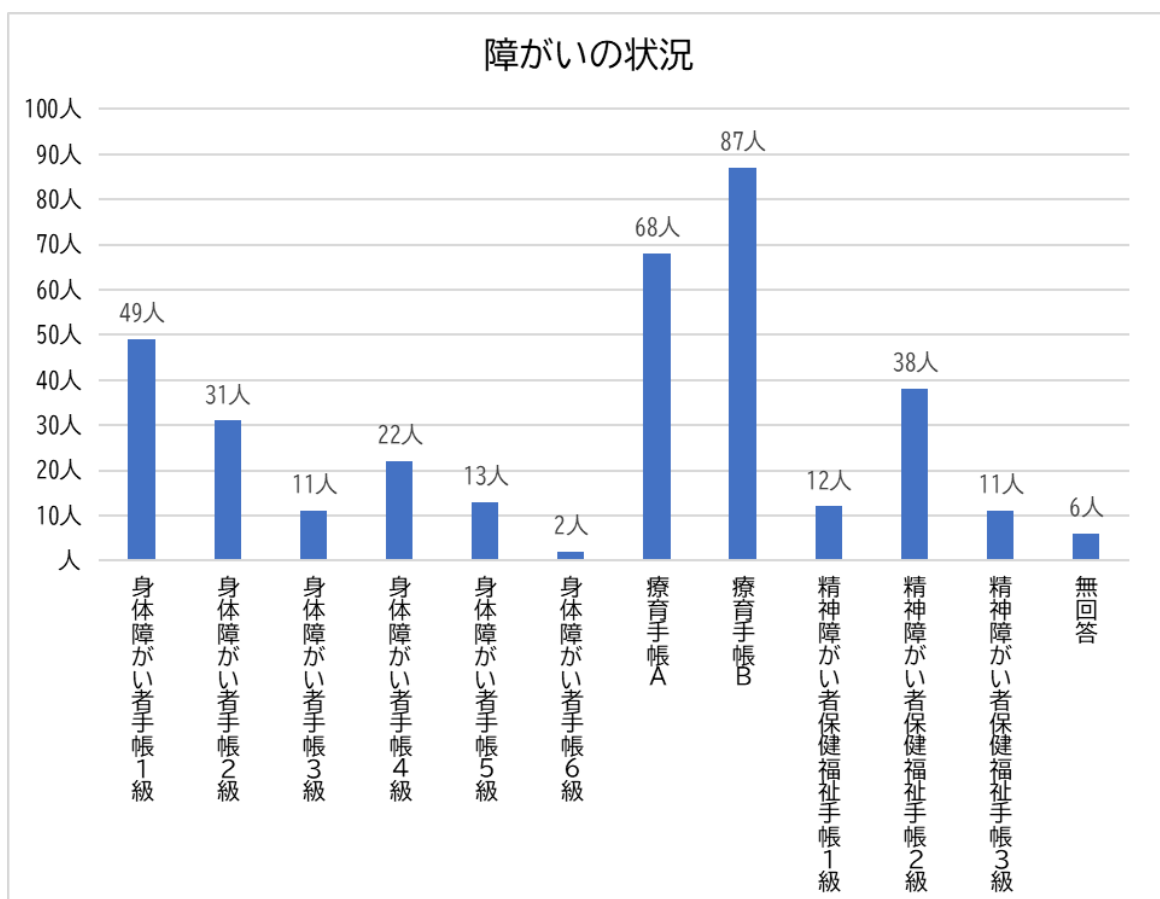
3 障がいの状況について

(1) 障がいの状況

問5 あなたがお持ちの手帳とその等級などについておうかがいします。

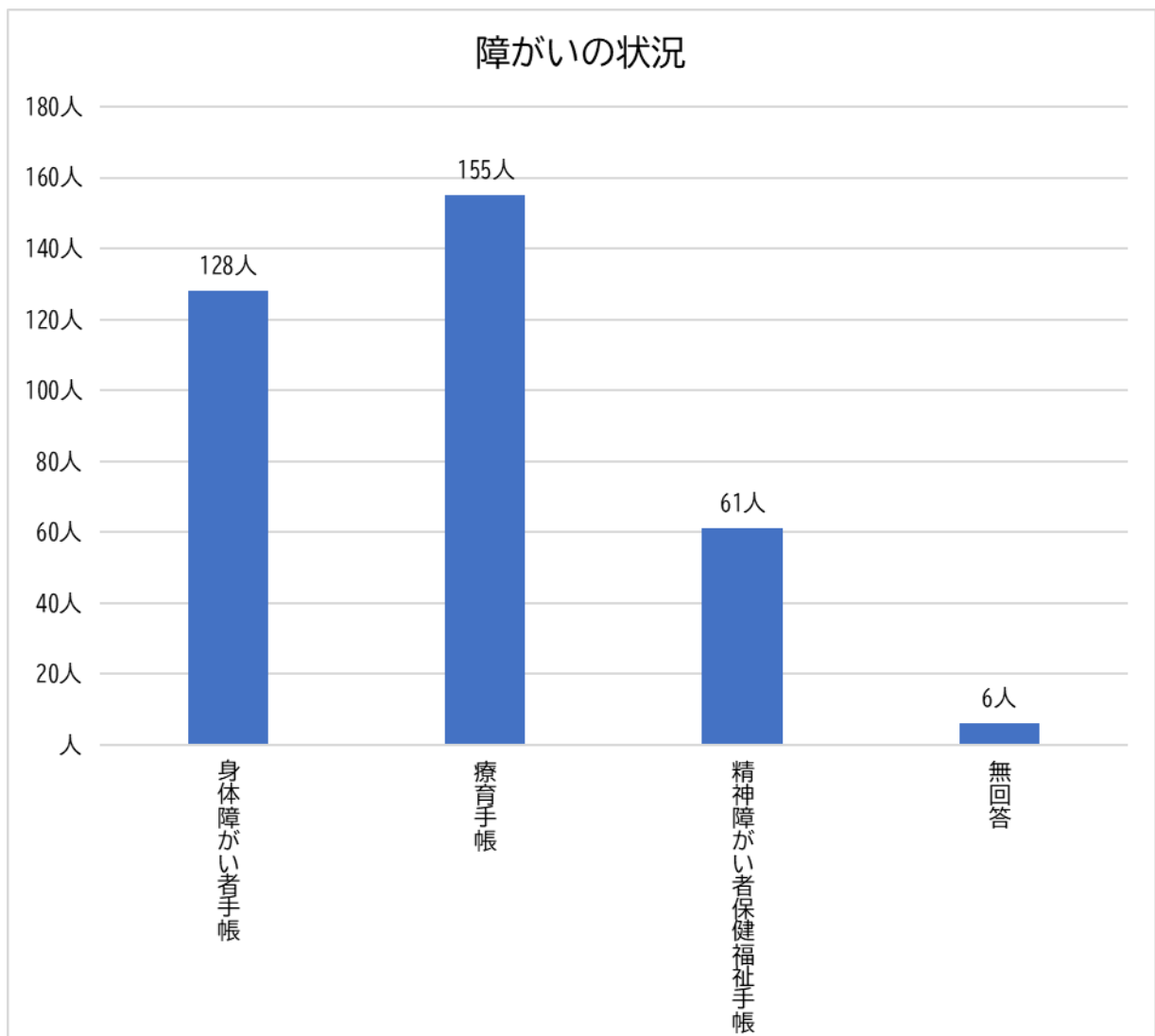
(お持ちの手帳の等級すべてに○)

選択項目	回答数	構成比
身体障がい者手帳1級	49人	15.4%
身体障がい者手帳2級	31人	9.7%
身体障がい者手帳3級	11人	3.5%
身体障がい者手帳4級	22人	6.9%
身体障がい者手帳5級	13人	4.1%
身体障がい者手帳6級	2人	0.6%
療育手帳A	68人	21.4%
療育手帳B	87人	27.4%
精神障がい者保健福祉手帳1級	12人	3.8%
精神障がい者保健福祉手帳2級	38人	11.9%
精神障がい者保健福祉手帳3級	11人	3.5%
無回答	6人	1.9%
調査数	318人	100.0%



所持している手帳の種類（3区分）

選択項目	回答数	構成比
身体障がい者手帳	128人	40.3%
療育手帳	155人	48.7%
精神障がい者保健福祉手帳	61人	19.2%
無回答	6人	1.9%
調査数	318人	100.0%



4 住まいについて

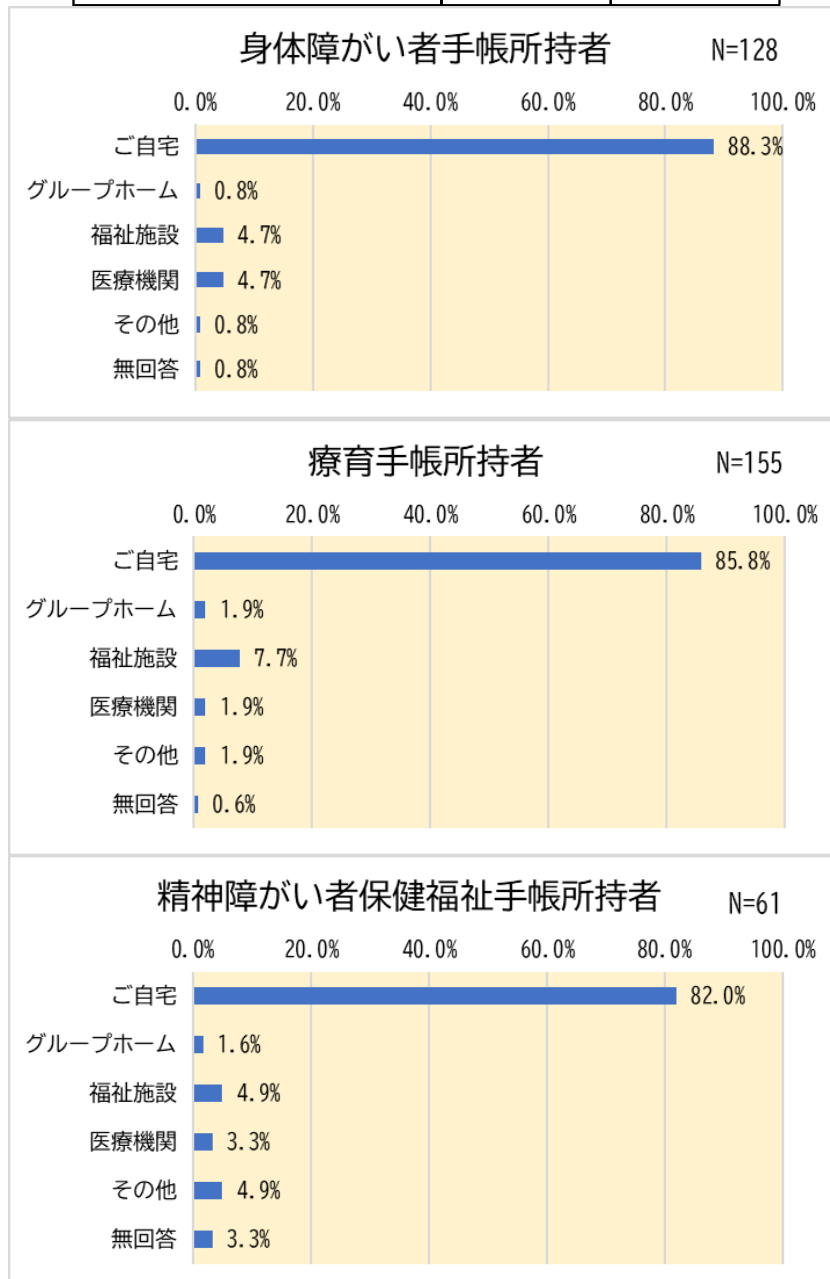
(1) 居住場所

問8 あなたは現在どこで暮らしていますか。(〇は1つ)

居住場所については、全体では「ご自宅」が86.8%と最も多く、以下「福祉施設」(5.3%)、「医療機関」(2.2%)などとなっている。

所持している手帳別でみると、身体障がい者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障がい者保健福祉手帳所持者、いずれも「ご自宅」が8割以上を占めている。

選択項目	回答数	構成比
ご自宅	276人	86.8%
グループホーム	5人	1.6%
福祉施設	17人	5.3%
医療機関	7人	2.2%
その他	7人	2.2%
無回答	6人	1.9%
調査数	318人	100.0%



4 住まいについて

(2) 将来の居住場所

問9 あなたは将来どこで暮らしたいですか。(○は1つ)

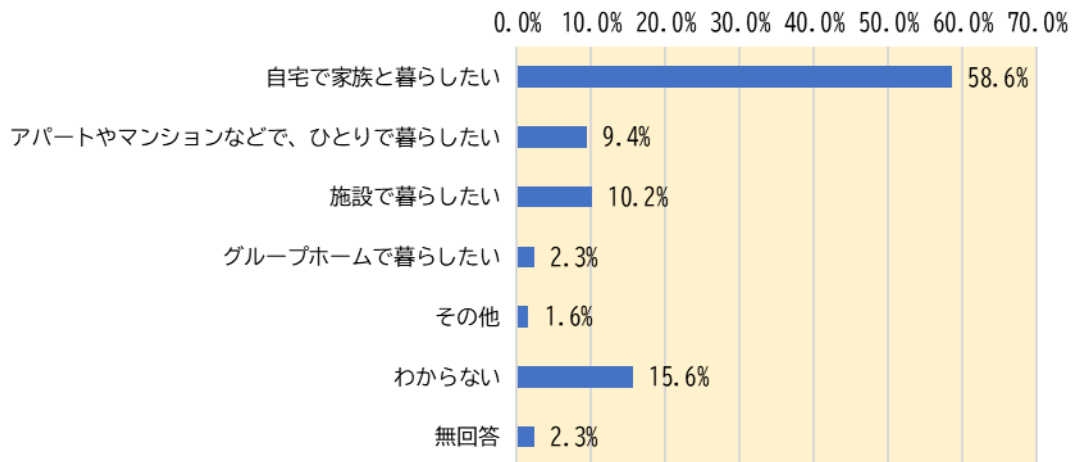
将来の居住場所については、全体では「自宅で家族と暮らしたい」が54.4%と最も多く、以下「わからない」(17.0%)、「施設で暮らしたい」(11.0%)、「アパートやマンションなどで、ひとりで暮らしたい」(8.8%)、「グループホームで暮らしたい」(4.7%)などとなっている。

所持している手帳別でみると、身体障がい者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障がい者保健福祉手帳所持者、いずれも「自宅で家族と暮らしたい」が36.1%~58.6%と最も多くなっている。精神障がい者保健福祉手帳所持者は「自宅で家族と暮らしたい」が36.1%とほかの手帳所持者に比べて少なく、一方「アパートやマンションなどで、ひとりで暮らしたい」が19.7%とやや多くなっている。

選択項目	回答数	構成比
自宅で家族と暮らしたい	173人	54.4%
アパートやマンションなどで、ひとりで暮らしたい	28人	8.8%
施設で暮らしたい	35人	11.0%
グループホームで暮らしたい	15人	4.7%
その他	2人	0.6%
わからない	54人	17.0%
無回答	11人	3.5%
調査数	318人	100.0%

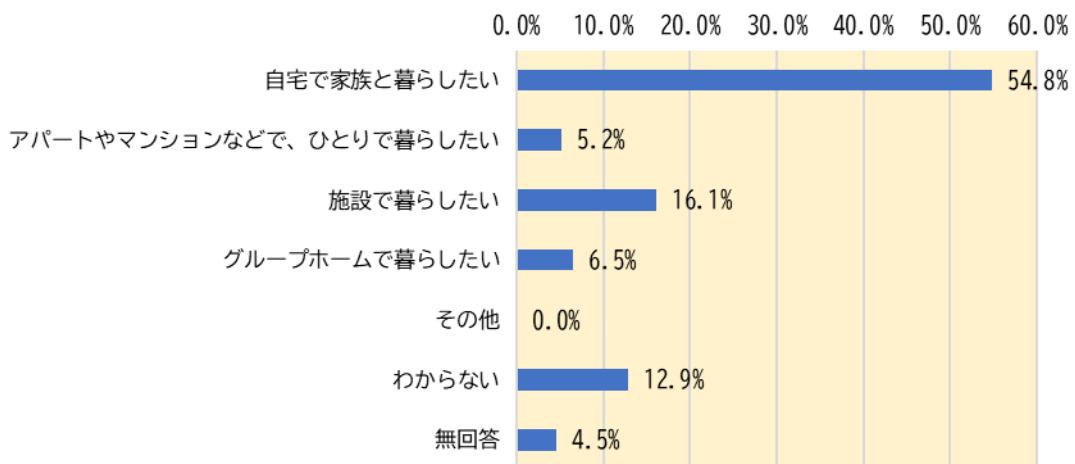
身体障がい者手帳所持者

N=128



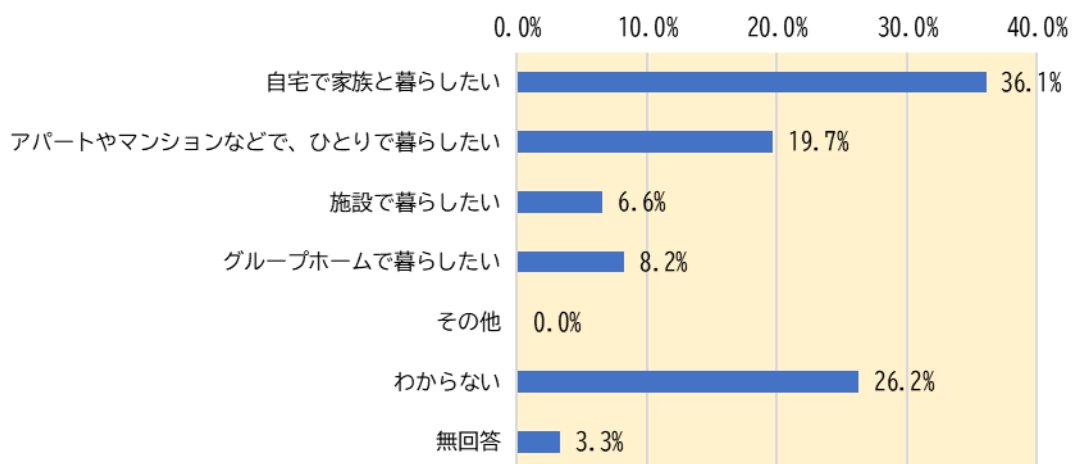
療育手帳所持者

N=155



精神障がい者保健福祉手帳所持者

N=61



5 日常生活について

(2) 日常生活の悩み

問11 日常生活で困っていることはありますか。(〇はいくつでも)

日常生活の悩みについては、全体では「将来の生活に不安がある」が51.9%と最も多く、以下「コミュニケーションがうまくとれない」(33.3%)、「災害時や緊急時の対応に不安がある」(30.2%)、「健康に不安がある」(28.9%)、「外出するのに支障がある」(26.7%)、「お金の管理に不安がある」(26.4%)などとなっている。

所持している手帳別で見ると、身体障がい者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障がい者保健福祉手帳所持者、いずれも「将来の生活に不安がある」が最も多くなっているが、特に精神障がい者保健福祉手帳所持者は「将来の生活に不安がある」(52.5%)、「健康に不安がある」(41.0%)、「収入が少ない」(39.3%)などがほかの手帳所持者に比べて多くなっている。

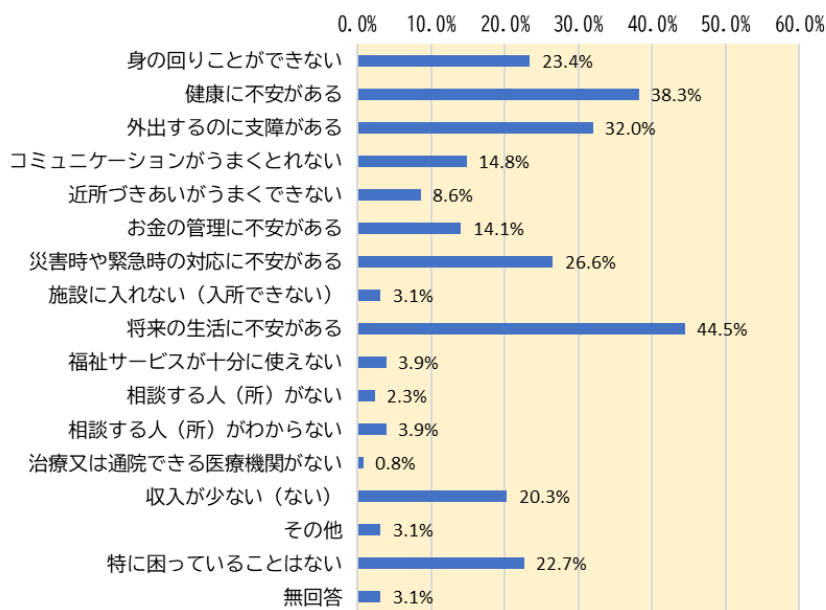
また、療育手帳所持者は「コミュニケーションがうまくとれない」(45.2%)、「災害時や緊急時の対応に不安がある」(32.9%)などがほかの手帳所持者に比べて多くなっている。

なお、身体障がい者手帳所持者はほかの手帳所持者に比べ「特に困っていることはない」(22.7%)が比較的多くなっている。

選択項目	回答数	構成比
身の回りことができない	74人	23.3%
健康に不安がある	92人	28.9%
外出するのに支障がある	85人	26.7%
コミュニケーションがうまくとれない	106人	33.3%
近所づきあいがうまくできない	41人	12.9%
お金の管理に不安がある	84人	26.4%
災害時や緊急時の対応に不安がある	96人	30.2%
施設に入れない(入所できない)	11人	3.5%
将来の生活に不安がある	165人	51.9%
福祉サービスが十分に使えない	12人	3.8%
相談する人(所)がない	17人	5.3%
相談する人(所)がわからない	22人	6.9%
治療又は通院できる医療機関がない	5人	1.6%
収入が少ない(ない)	68人	21.4%
その他	10人	3.1%
特に困っていることはない	55人	17.3%
無回答	14人	4.4%
調査数	318人	100.0%

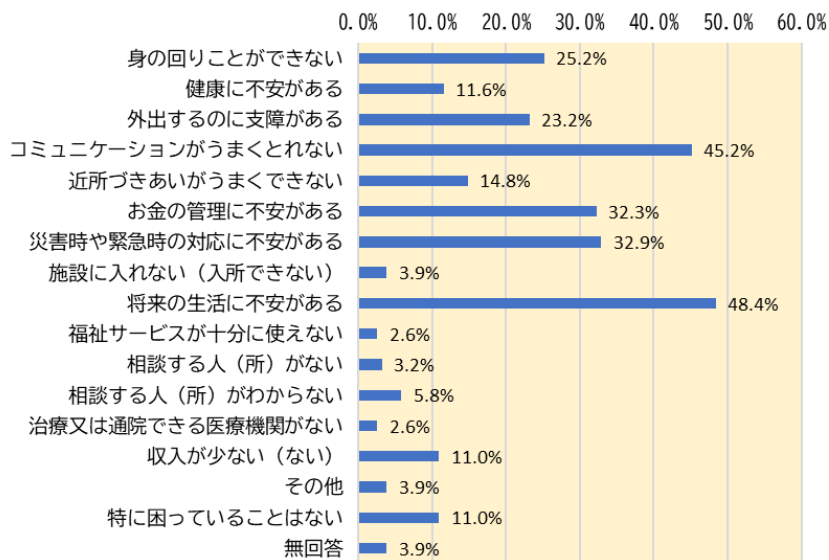
身体障がい者手帳所持者

N=128



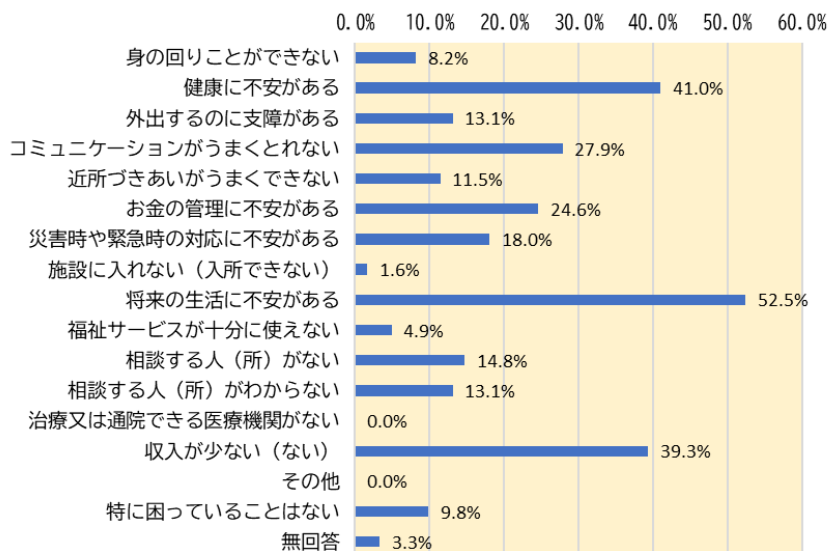
療育手帳所持者

N=155



精神障がい者保健福祉手帳所持者

N=61



5 日常生活について

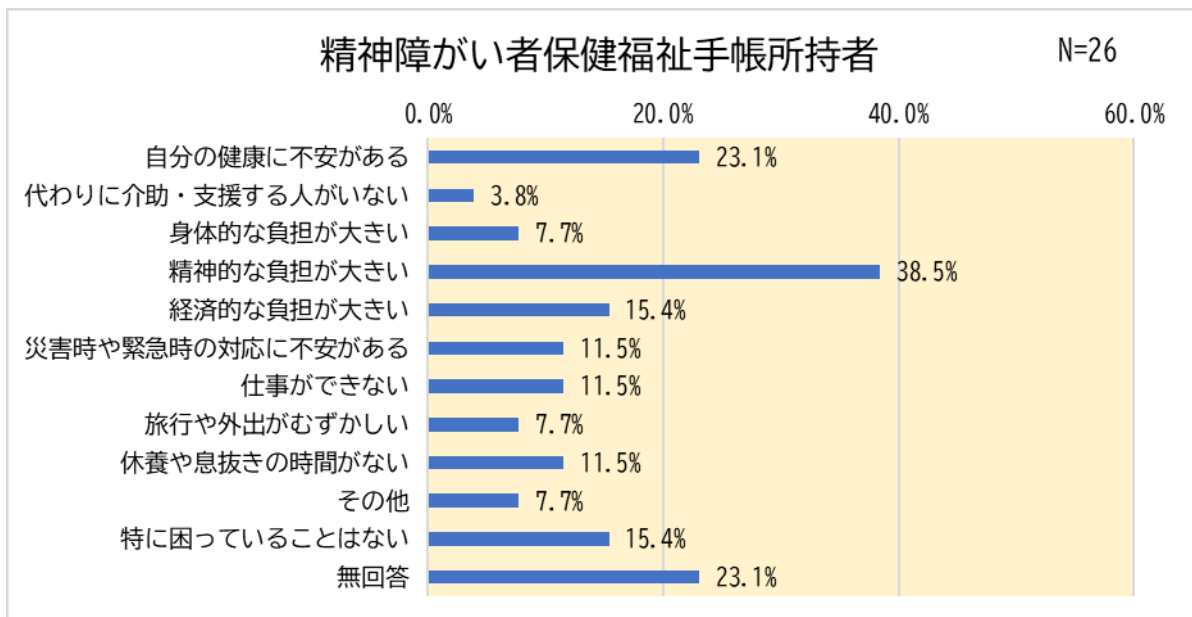
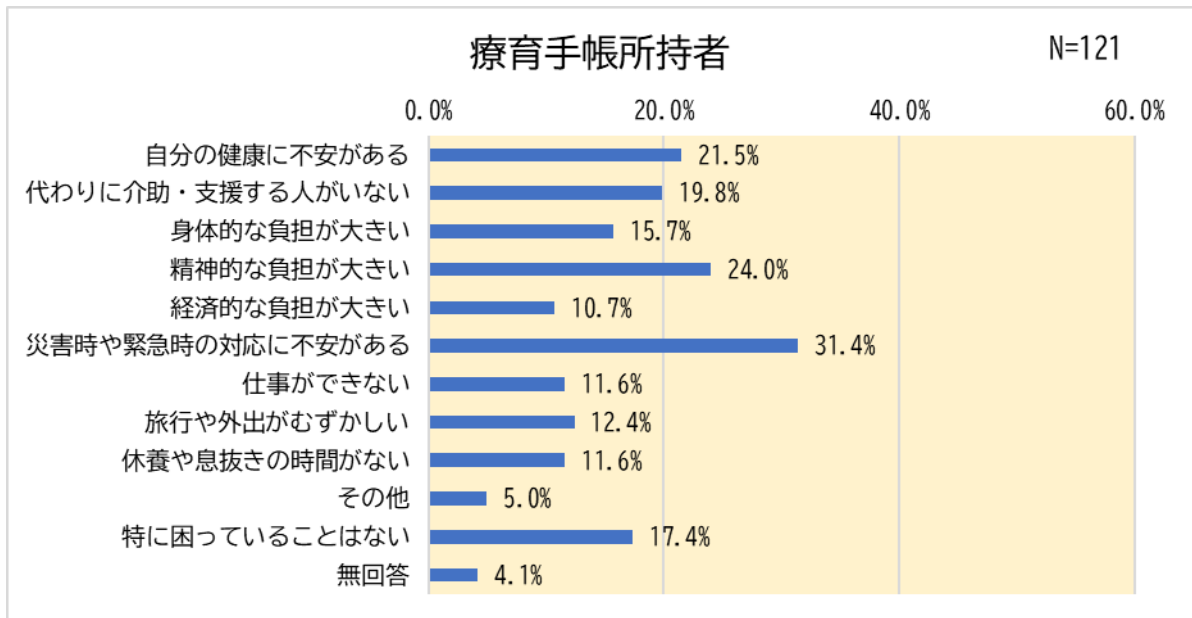
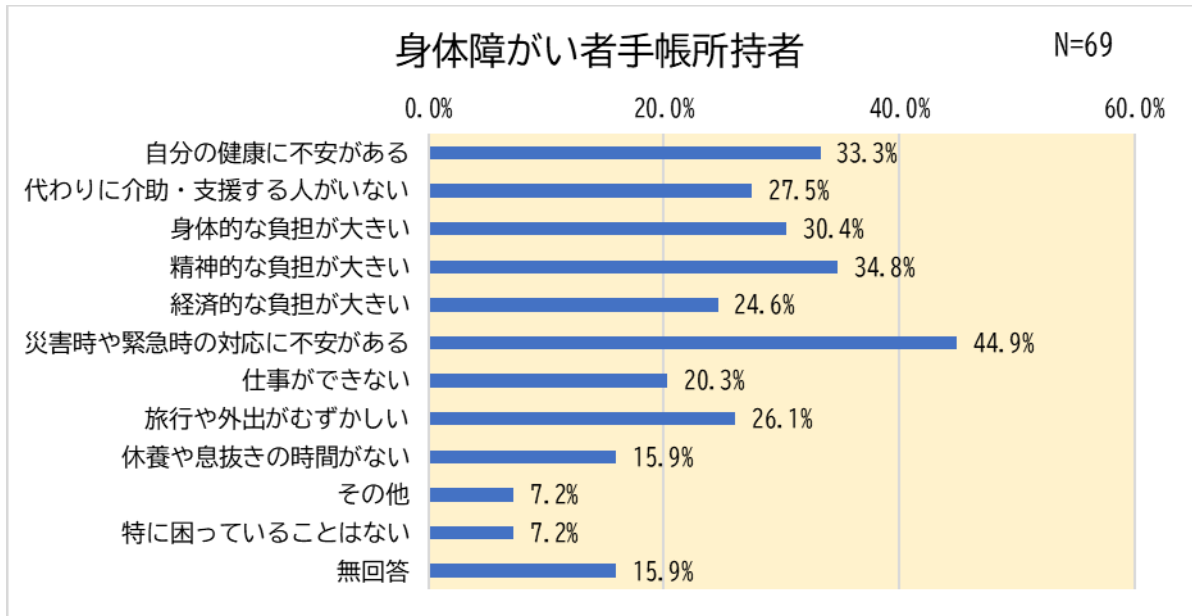
(4) 介助者の悩みについて

問13 介助をしていて困ることは何ですか。(〇はいくつでも)

介助者の悩みについては、全体では「災害時や緊急時の対応に不安がある」が38.1と最も多く、以下「精神的な負担が大きい」(29.6%)、「自分の健康に不安がある」(29.1%)、「代わりに介助・支援する人がいない」(23.3%)、「身体的な負担が大きい」(22.2%)などとなっている。

所持している手帳別でみると、身体障がい者手帳所持者、療育手帳所持者については「災害時や緊急時の対応に不安がある」「精神的な負担が大きい」「自分の健康に不安がある」が多くなっている。精神障がい者保健福祉手帳所持者の介助者は「精神的な負担が大きい」(38.5%)が最も多く、次いで「自分の健康に不安がある」(23.1%)となっている。

選択項目	回答数	構成比
自分の健康に不安がある	55人	29.1%
代わりに介助・支援する人がいない	44人	23.3%
身体的な負担が大きい	42人	22.2%
精神的な負担が大きい	56人	29.6%
経済的な負担が大きい	34人	18.0%
災害時や緊急時の対応に不安がある	72人	38.1%
仕事ができない	31人	16.4%
旅行や外出がむずかしい	33人	17.5%
休養や息抜きの時間がない	28人	14.8%
その他	13人	6.9%
特に困っていることはない	31人	16.4%
無回答	20人	10.6%
調査数	189人	100.0%



5 日常生活について

(5) 地域で生活するために必要なこと

問14 あなたは、お住いの地域で生活するためには、どのようなことが必要だと思いますか。(〇は3つまで)

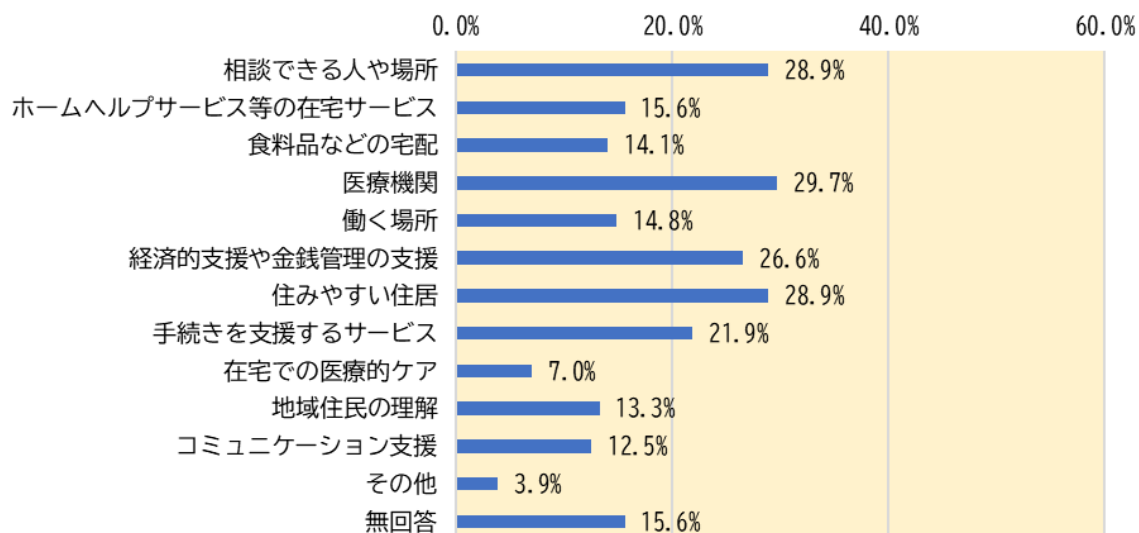
地域で生活するために必要なことについては、全体では「相談できる人や場所」が39.3%と最も多く、以下「経済的支援や金銭管理の支援」(30.2%)、「働く場所」「手続きするサービス」(ともに23.9%)、「住みやすい住居」(23.3%)などとなっている。

所持している手帳別で見ると、身体障がい者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障がい者保健福祉手帳所持者、いずれも「相談できる人や場所」が最も多くなっている。特に精神障がい者保健福祉手帳所持者は「相談できる人や場所」(44.3%)、「経済的支援や金銭管理の支援」(36.1%)などがほかの手帳所持者に比べて多くなっている。

選択項目	回答数	構成比
相談できる人や場所	125人	39.3%
ホームヘルプサービス等の在宅サービス	32人	10.1%
食料品などの宅配	35人	11.0%
医療機関	70人	22.0%
働く場所	76人	23.9%
経済的支援や金銭管理の支援	96人	30.2%
住みやすい住居	74人	23.3%
手続きを支援するサービス	76人	23.9%
在宅での医療的ケア	15人	4.7%
地域住民の理解	58人	18.2%
コミュニケーション支援	42人	13.2%
その他	10人	3.1%
無回答	38人	11.9%
調査数	318人	100.0%

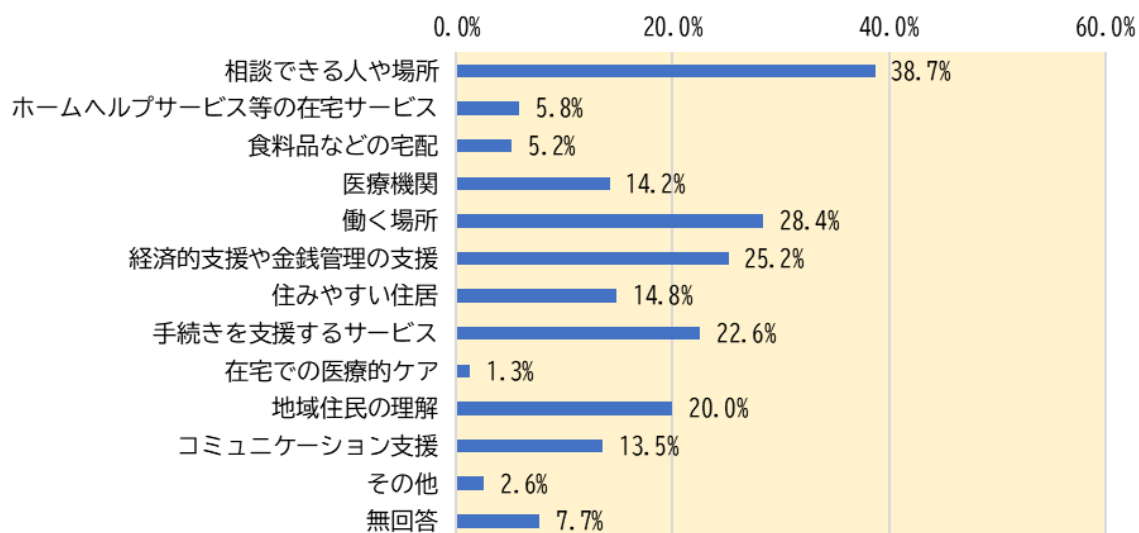
身体障がい者手帳所持者

N=128



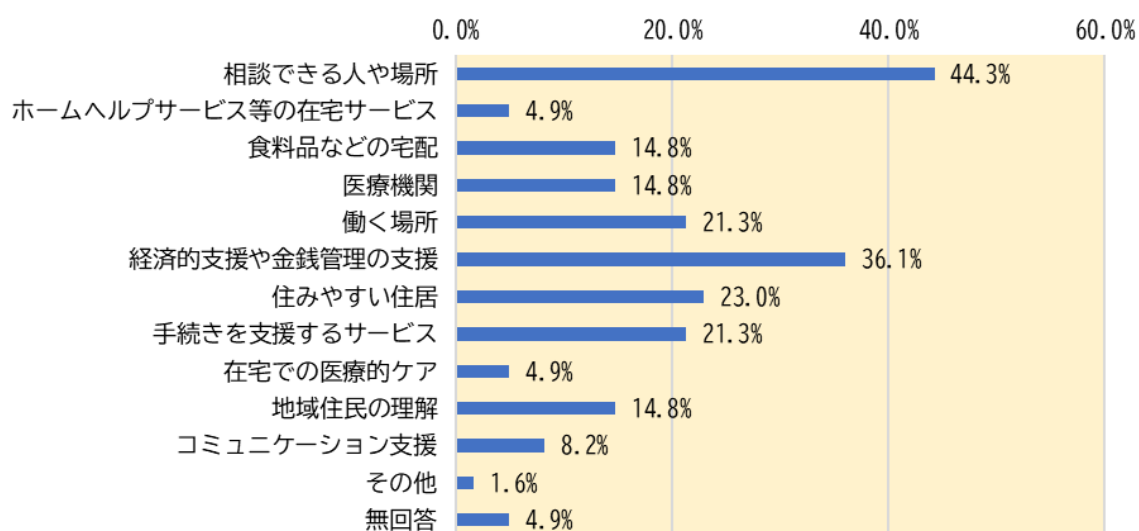
療育手帳所持者

N=155



精神障がい者保健福祉手帳所持者

N=61



5 日常生活について

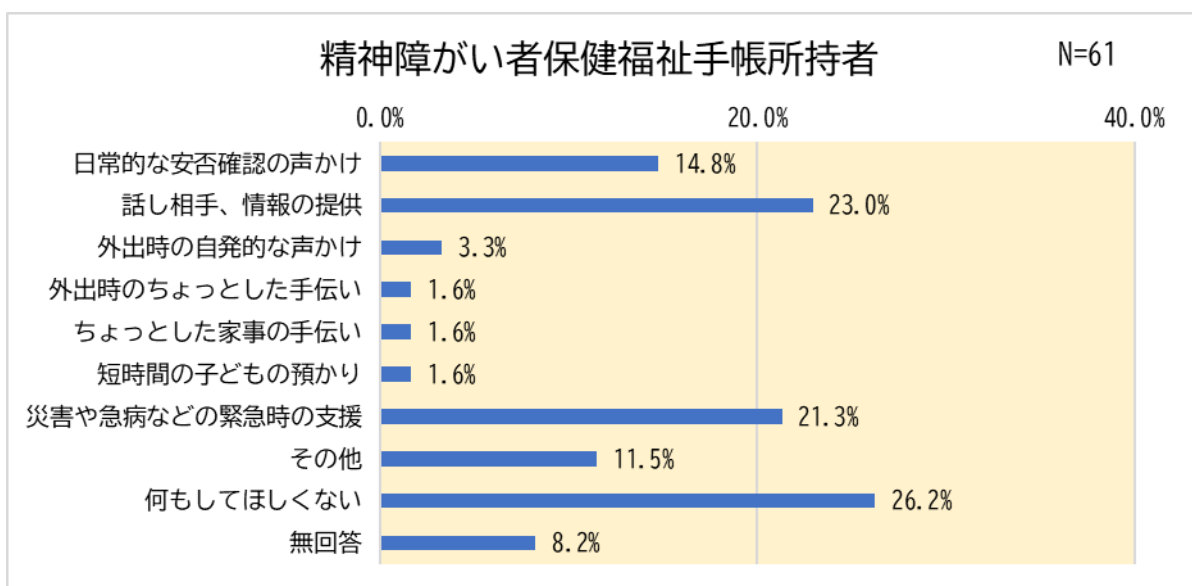
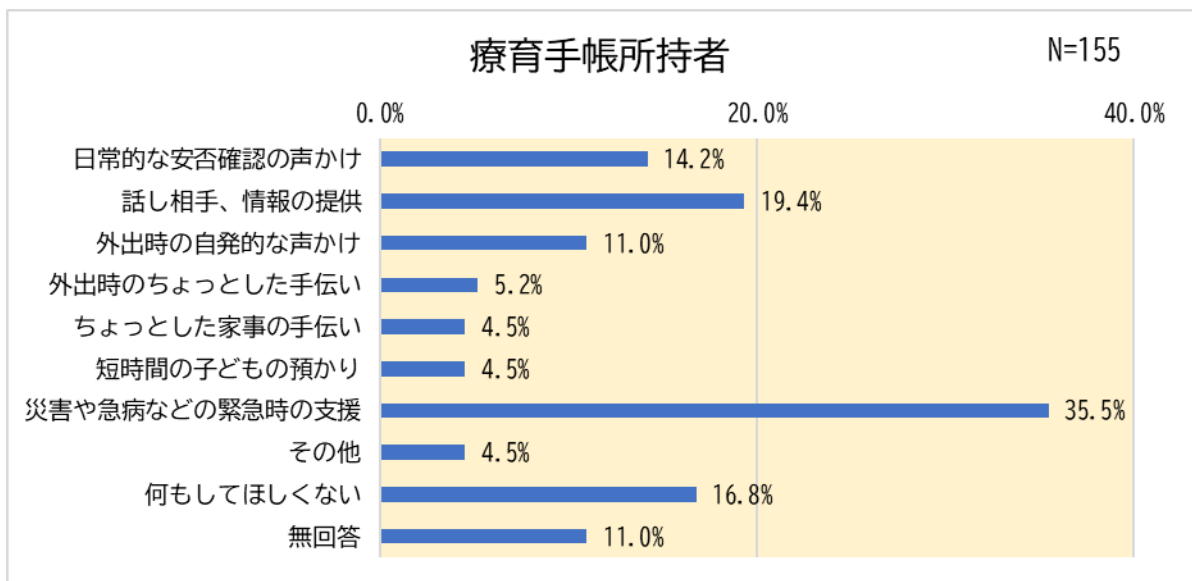
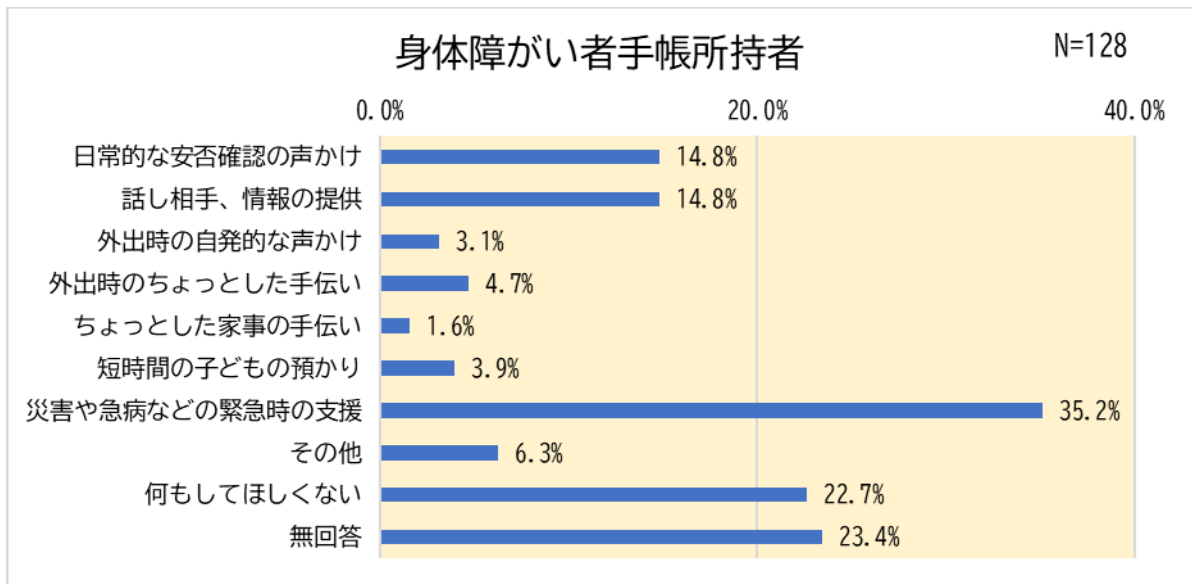
(6) 近隣・地域の人への要望

問15 あなたは、近所・地域の人にどのようなことを支援してもらいたいですか。(〇はいくつでも)

近隣・地域の人への要望については、全体では「災害や急病などの緊急時の支援」が35.8%と最も多く、以下「何もしてほしくない」(23.0%)、「話し相手、情報の提供」(20.1%)、「日常的な安否確認の声かけ」(15.7%)などとなっている。

所持している手帳別で見ると、身体障がい者手帳所持者、療育手帳所持者では「災害や急病などの緊急時の支援」が最も多くなっているのに比べ、精神障がい者保健福祉手帳所持者は「何もしてほしくない」が26.2%と最も多くなっている。

選択項目	回答数	構成比
日常的な安否確認の声かけ	50人	15.7%
話し相手、情報の提供	64人	20.1%
外出時の自発的な声かけ	24人	7.5%
外出時のちょっとした手伝い	15人	4.7%
ちょっとした家事の手伝い	10人	3.1%
短時間の子どもの預かり	13人	4.1%
災害や急病などの緊急時の支援	114人	35.8%
その他	22人	6.9%
何もしてほしくない	73人	23.0%
無回答	55人	17.3%
調査数	318人	100.0%



6 障がいのある方の福祉サービスについて

(2) 福祉サービスの利用の有無

問17 あなたは、次の福祉サービスを利用していますか。(〇はいくつでも)

以下は、現在福祉サービスを利用している方の人数です。

選択項目	回答数	構成比
居宅介護	8人	2.5%
重度訪問介護	0人	0.0%
同行援護	0人	0.0%
行動援護	0人	0.0%
重度障がい者等包括支援	0人	0.0%
生活介護	36人	11.3%
自立訓練（機能訓練）	5人	1.6%
自立訓練（生活訓練）	7人	2.2%
就労移行支援	4人	1.3%
就労継続支援（A型）	3人	0.9%
就労継続支援（B型）	40人	12.6%
療養介護	0人	0.0%
短期入所	15人	4.7%
共同生活援助	4人	1.3%
施設入所支援	15人	4.7%
計画相談支援	31人	9.7%
地域移行支援	0人	0.0%
地域定着支援	0人	0.0%
児童発達支援	15人	4.7%
放課後等デイサービス	37人	11.6%
保育所等訪問支援	2人	0.6%
障がい児相談支援	8人	2.5%
地域活動支援センター	4人	1.3%
訪問入浴サービス	1人	0.3%
日中一時支援	18人	5.7%
相談支援	19人	6.0%
基幹相談支援センター	5人	1.6%
その他	22人	6.9%
無回答	139人	43.7%
調査数	318人	100.0%

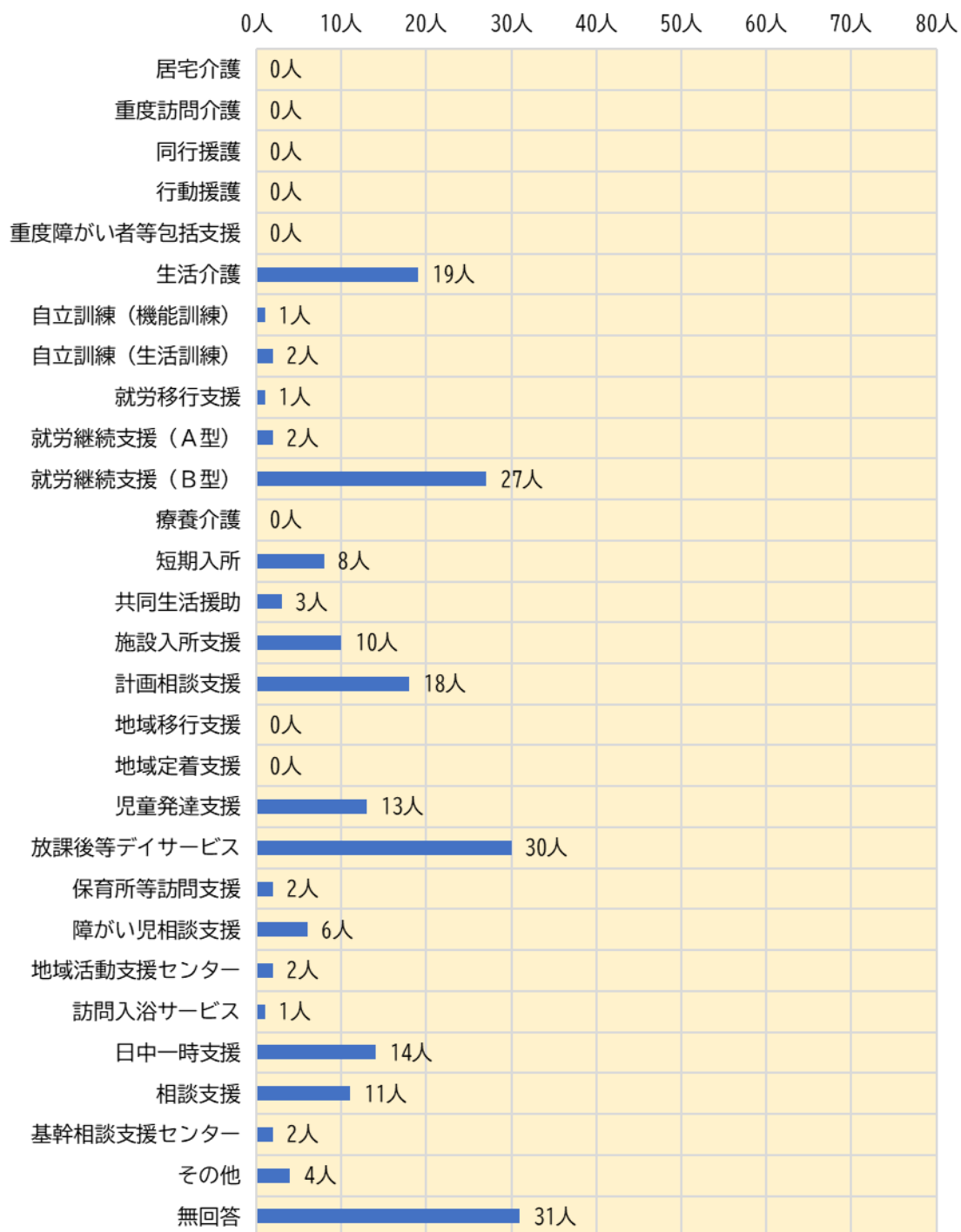
身体障がい者手帳所持者

N=128



療育手帳所持者

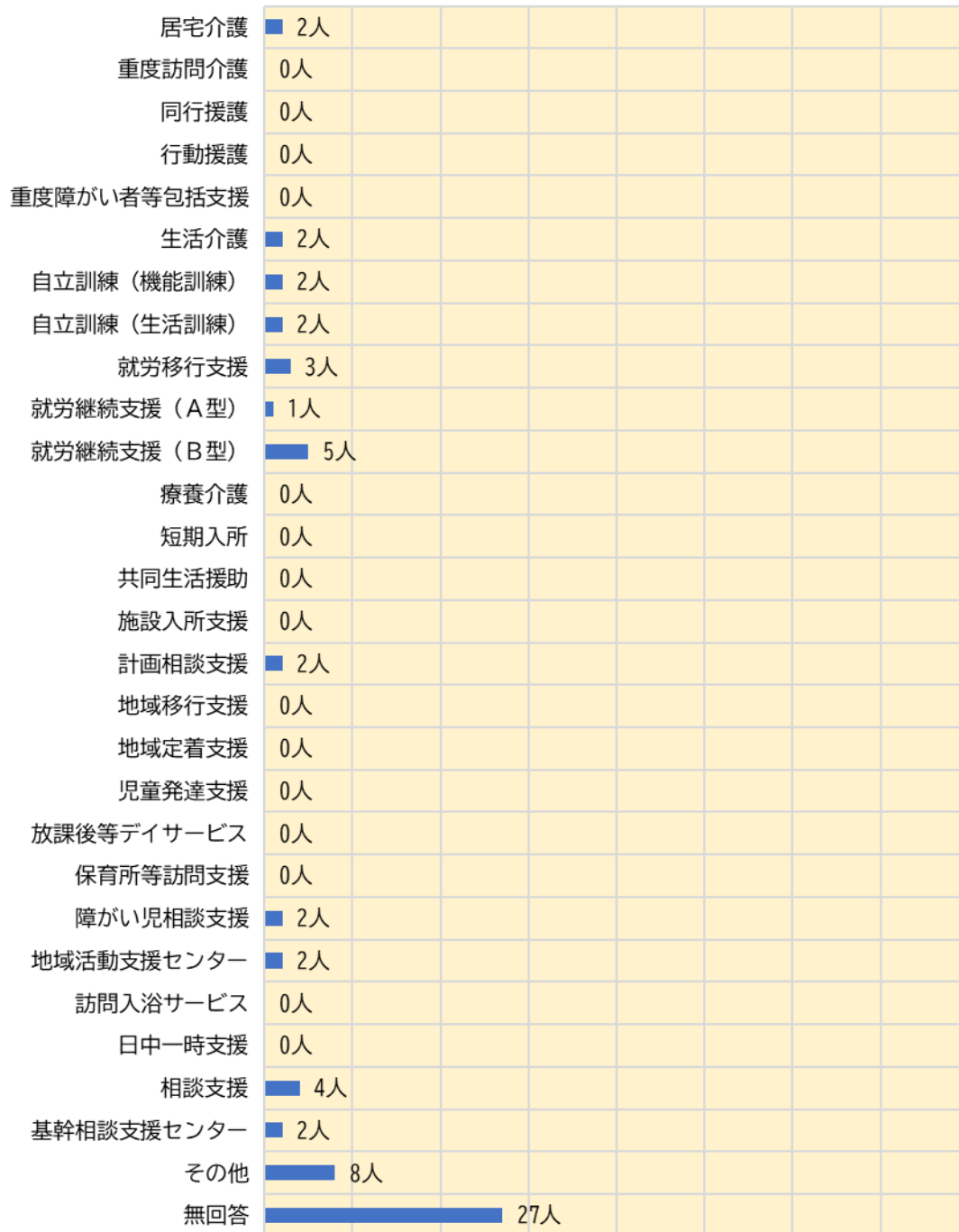
N=155



精神障がい者保健福祉手帳所持者

N=61

0人 10人 20人 30人 40人 50人 60人 70人 80人



6 障がいのある方の福祉サービスについて

(3) 福祉サービスの今後の利用意向

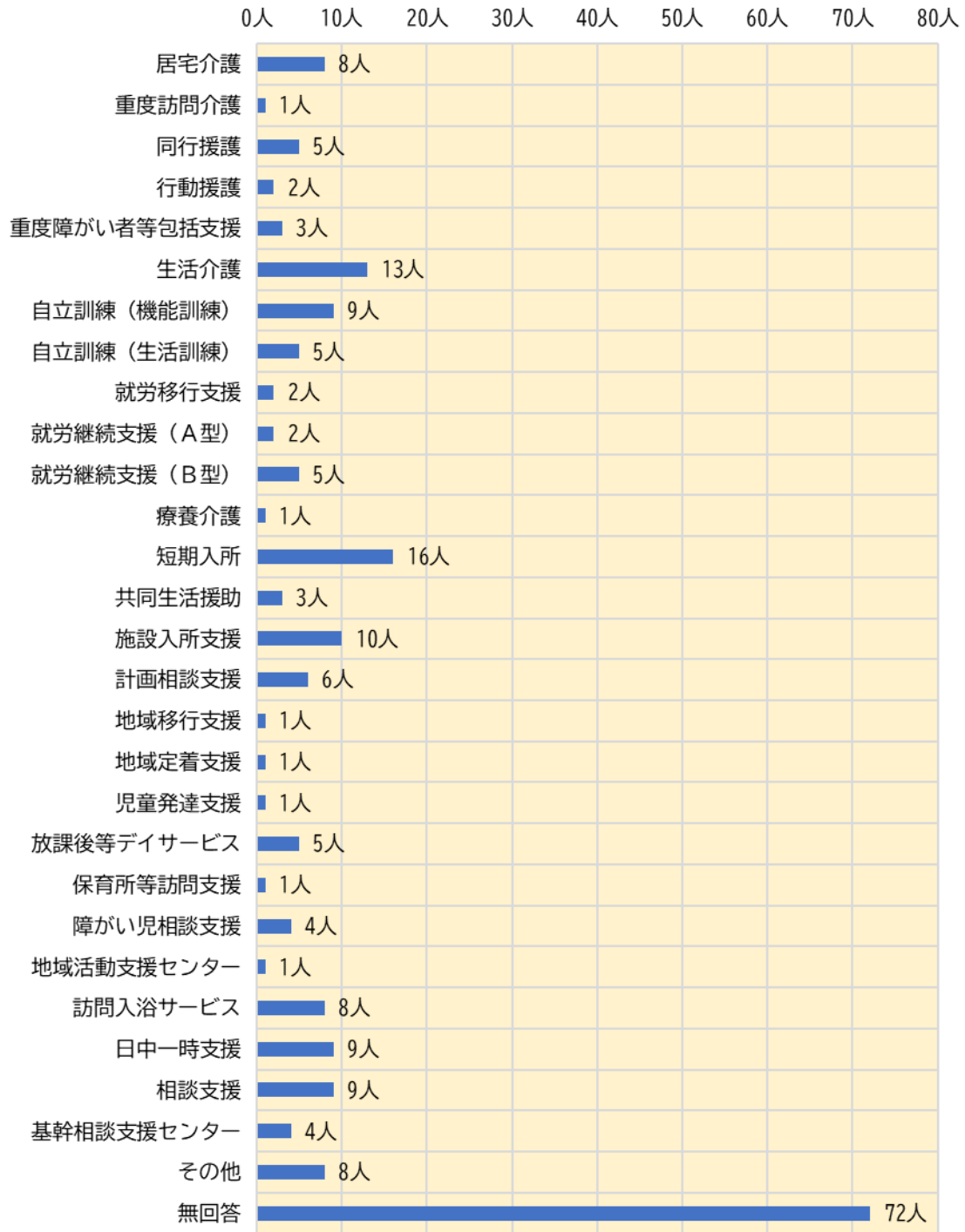
問17 今後利用したい福祉サービスはありますか。(〇はいくつでも)

以下は、今後福祉サービスの利用を希望する方の人数です。

選択項目	回答数	構成比
居宅介護	15人	4.7%
重度訪問介護	2人	0.6%
同行援護	10人	3.1%
行動援護	5人	1.6%
重度障がい者等包括支援	3人	0.9%
生活介護	28人	8.8%
自立訓練（機能訓練）	18人	5.7%
自立訓練（生活訓練）	20人	6.3%
就労移行支援	16人	5.0%
就労継続支援（A型）	20人	6.3%
就労継続支援（B型）	36人	11.3%
療養介護	2人	0.6%
短期入所	45人	14.2%
共同生活援助	16人	5.0%
施設入所支援	37人	11.6%
計画相談支援	17人	5.3%
地域移行支援	2人	0.6%
地域定着支援	5人	1.6%
児童発達支援	6人	1.9%
放課後等デイサービス	28人	8.8%
保育所等訪問支援	1人	0.3%
障がい児相談支援	12人	3.8%
地域活動支援センター	7人	2.2%
訪問入浴サービス	9人	2.8%
日中一時支援	23人	7.2%
相談支援	36人	11.3%
基幹相談支援センター	15人	4.7%
その他	20人	6.3%
無回答	133人	41.8%
調査数	318人	100.0%

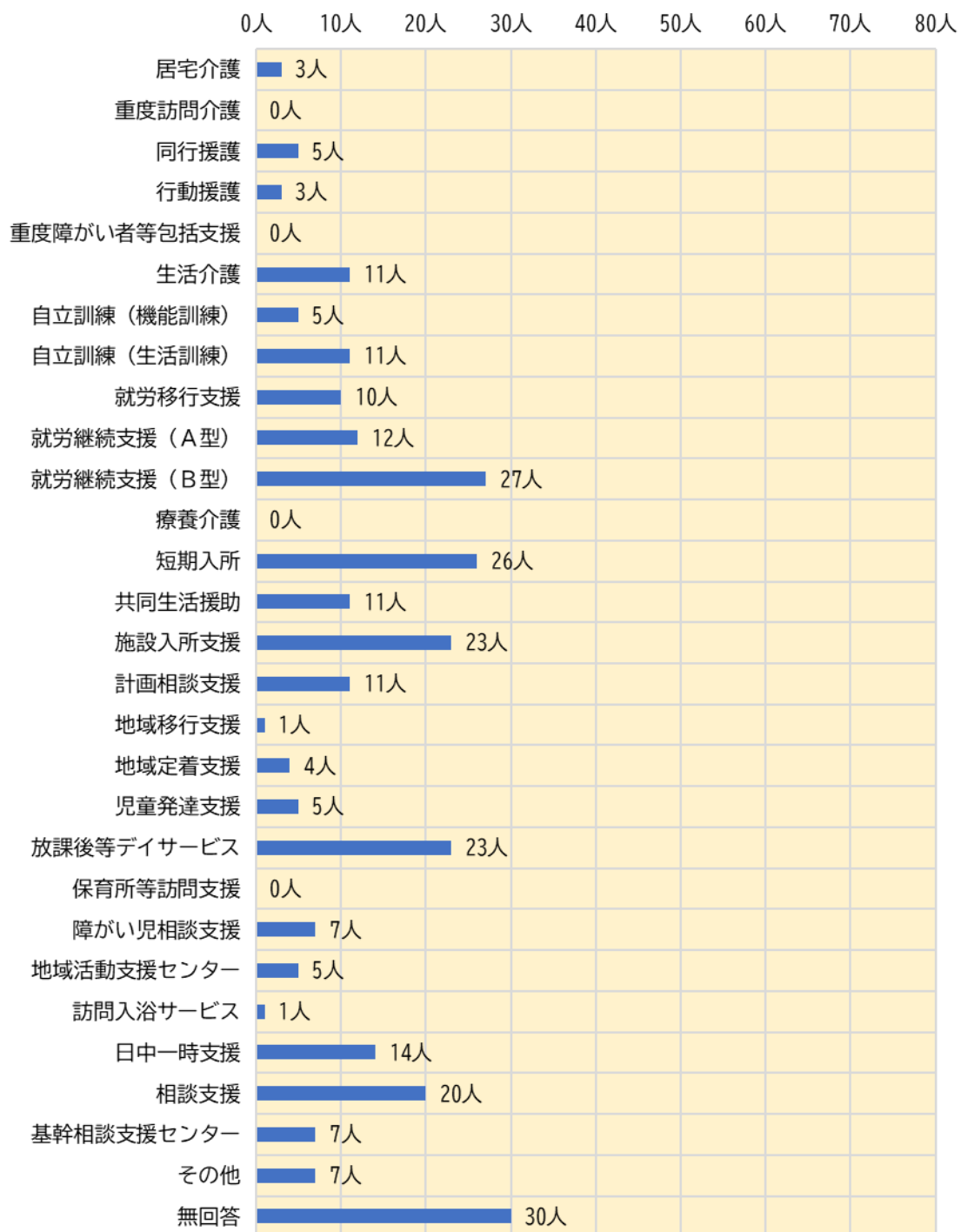
身体障がい者手帳所持者

N=128



療育手帳所持者

N=155



精神障がい者保健福祉手帳所持者

N=61



7 災害対策について

(1) 災害時に困ること

問19 あなたが、地震や台風などの災害のときに特に困ることはどんなことですか。(〇は3つまで)

災害時に困ることについては、全体では「どのような災害が起こったのか、すぐにわからない」が24.2%と最も多く、以下「まわりの人とのコミュニケーションがとれない」(22.0%)、「安全なところまで、すぐに避難することができない」(21.4%)、「必要な薬が手に入らない、治療が受けられない」(18.6%)などとなっている。

一方、「特にない」は23.3%となっている。

所持している手帳別でみると、身体障がい者手帳所持者は「特にない」が24.2%と最も多く、以下「必要な薬が手に入らない、治療が受けられない」(23.4%)、「安全なところまで、すぐに避難することができない」(22.7%)などとなっている。

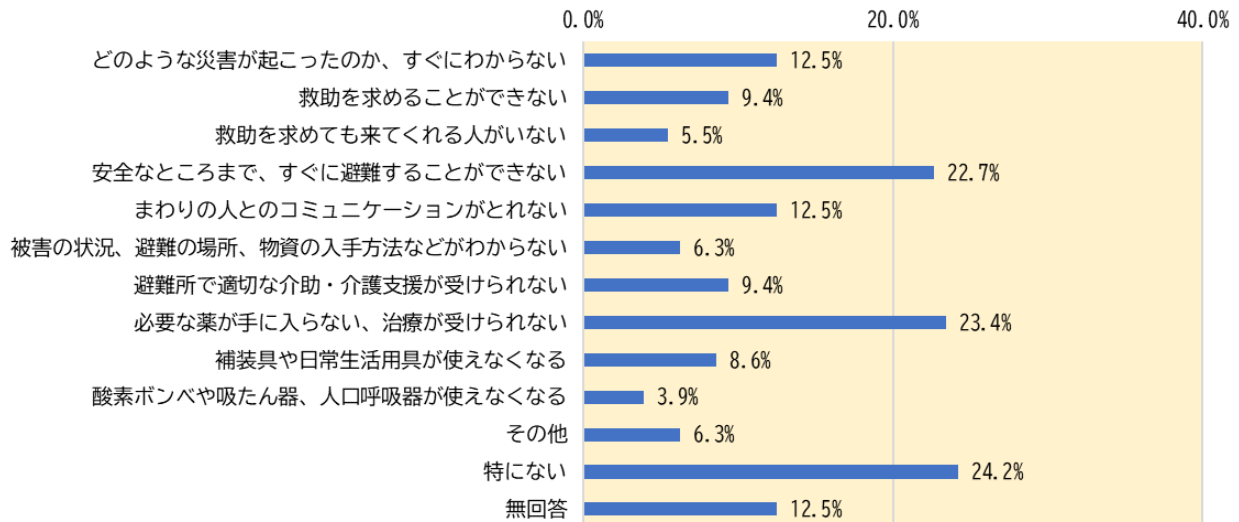
療育手帳所持者は「どのような災害が起こったのか、すぐにわからない」が32.9%と最も多く、以下「まわりの人とのコミュニケーションがとれない」(28.4%)、「安全なところまで、すぐに避難することができない」(23.9%)、「救助を求めることができない」(23.2%)などとなっている。

精神障がい者保健福祉手帳所持者は「必要な薬が手に入らない、治療が受けられない」が24.6%と最も多く、以下「被害の状況、避難の場所、物資の入手方法などがわからない」「特にない」(ともに23.0%)などとなっている。

選択項目	回答数	構成比
どのような災害が起こったのか、すぐにわからない	77人	24.2%
救助を求めることができない	53人	16.7%
救助を求めても来てくれる人がいない	20人	6.3%
安全なところまで、すぐに避難することができない	68人	21.4%
まわりの人とのコミュニケーションがとれない	70人	22.0%
被害の状況、避難の場所、物資の入手方法などがわからない	54人	17.0%
避難所で適切な介助・介護支援が受けられない	20人	6.3%
必要な薬が手に入らない、治療が受けられない	59人	18.6%
補装具や日常生活用具が使えるなくなる	12人	3.8%
酸素ボンベや吸たん器、人口呼吸器が使えるなくなる	8人	2.5%
その他	16人	5.0%
特にない	74人	23.3%
無回答	34人	10.7%
調査数	318人	100.0%

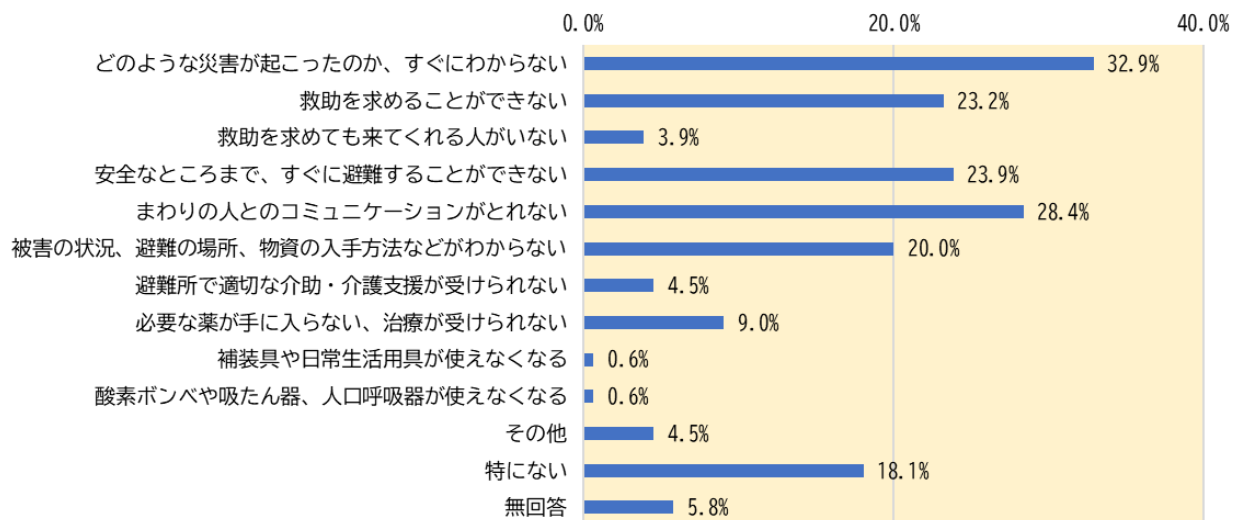
身体障がい者手帳所持者

N=128



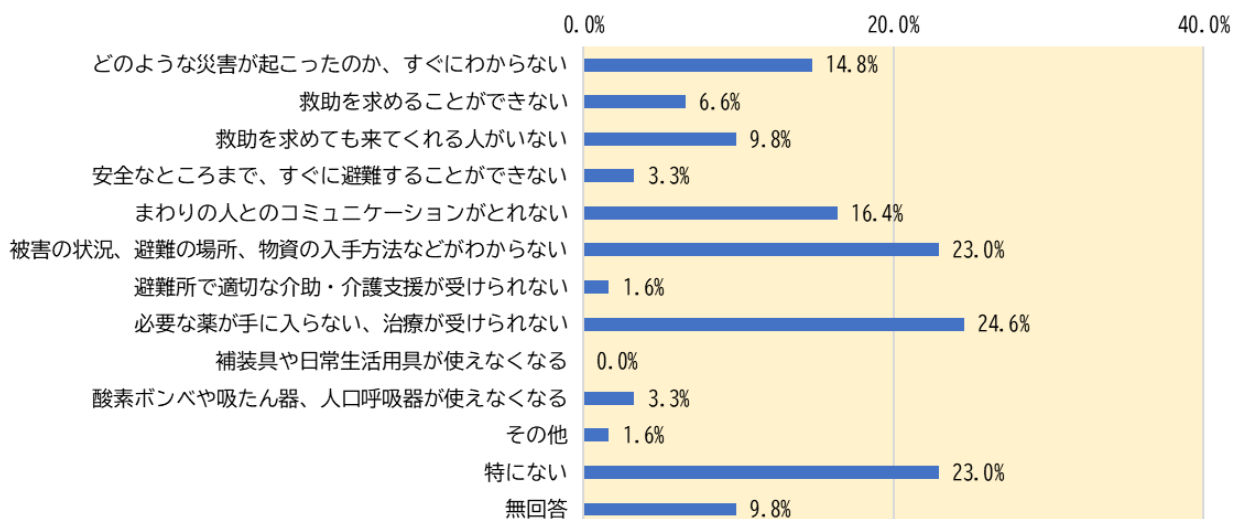
療育手帳所持者

N=155



精神障がい者保健福祉手帳所持者

N=61



7 災害対策について

問20 あなたは、地震や台風などの災害時に備え、必要な取り組みはどれだと思いますか。
(〇は3つまで)

災害時の備えとして取り組むべきことについては、全体では「障がいのある方を避難誘導する体制づくり」が31.8%と最も多く、以下「支援が必要な方を対象とした福祉避難所の拡充」(25.8%)、「支援が必要な方のための支援物資の用意」(24.5%)、「地域・近所での日頃からの協力体制づくり」(23.0%)などとなっている。

所持している手帳別で見ると、身体障がい者手帳所持者は「障がいのある方を避難誘導する体制づくり」「支援が必要な方を対象とした福祉避難所の拡充」がともに28.1%で最も多く、以下「支援が必要な方のための支援物資の用意」(26.6%)、「災害時の医療受診」(25.0%)などとなっている。

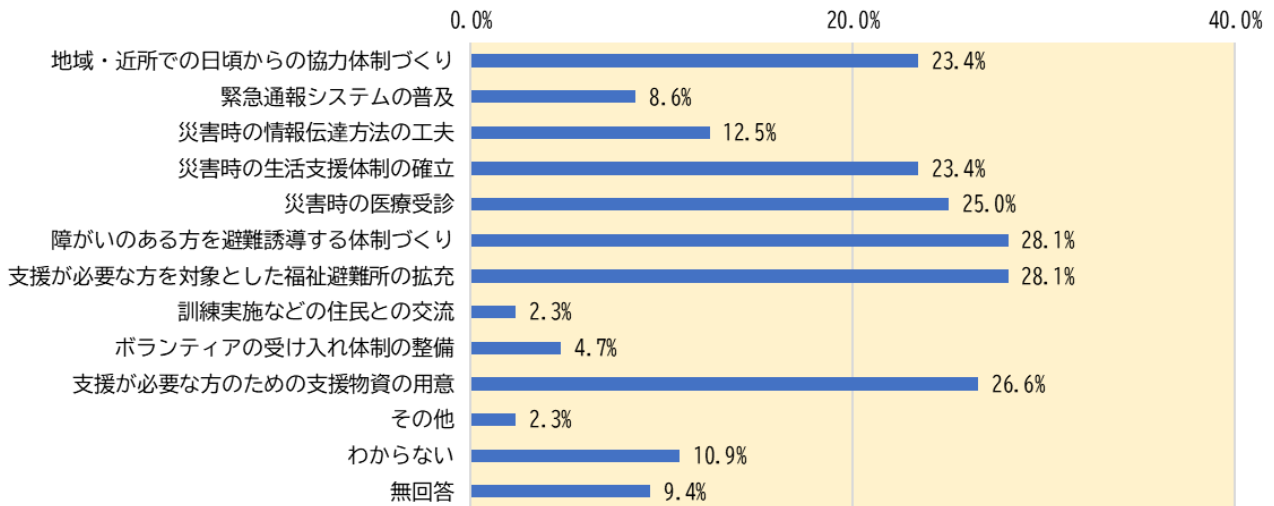
療育手帳所持者は「障がいのある方を避難誘導する体制づくり」が34.8%と最も多く、以下「支援が必要な方を対象とした福祉避難所の拡充」(25.2%)、「地域・近所での日頃からの協力体制づくり」(20.6%)などとなっている。

精神障がい者保健福祉手帳所持者は「災害時の医療受診」が23.0%と最も多く、以下「災害時の生活支援体制の確立」(21.3%)、「支援が必要な方のための支援物資の用意」(19.7%)などとなっている。

選択項目	回答数	構成比
地域・近所での日頃からの協力体制づくり	73人	23.0%
緊急通報システムの普及	37人	11.6%
災害時の情報伝達方法の工夫	44人	13.8%
災害時の生活支援体制の確立	65人	20.4%
災害時の医療受診	65人	20.4%
障がいのある方を避難誘導する体制づくり	101人	31.8%
支援が必要な方を対象とした福祉避難所の拡充	82人	25.8%
訓練実施などの住民との交流	13人	4.1%
ボランティアの受け入れ体制の整備	18人	5.7%
支援が必要な方のための支援物資の用意	78人	24.5%
その他	6人	1.9%
わからない	49人	15.4%
無回答	27人	8.5%
調査数	318人	100.0%

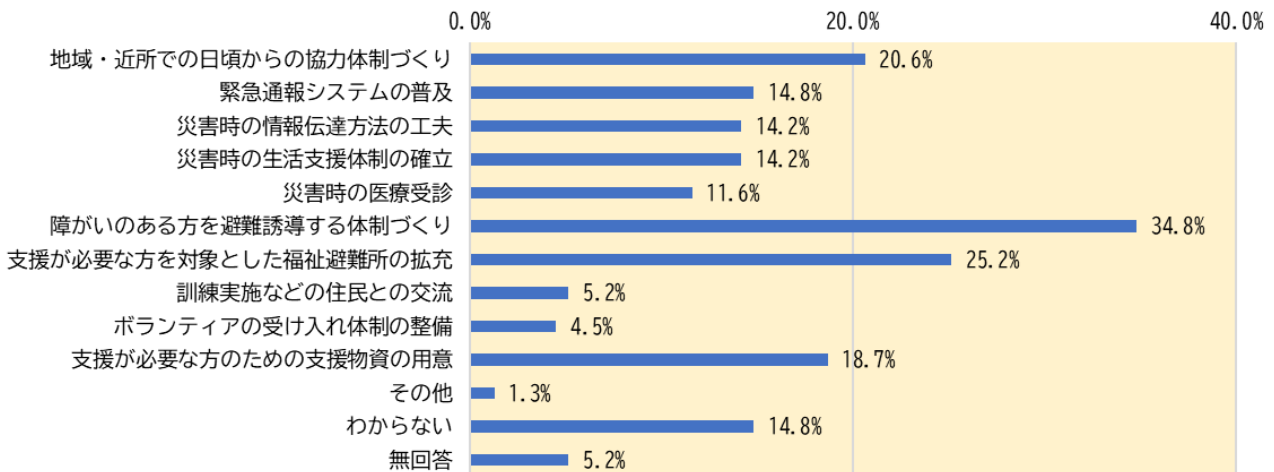
身体障がい者手帳所持者

N=128



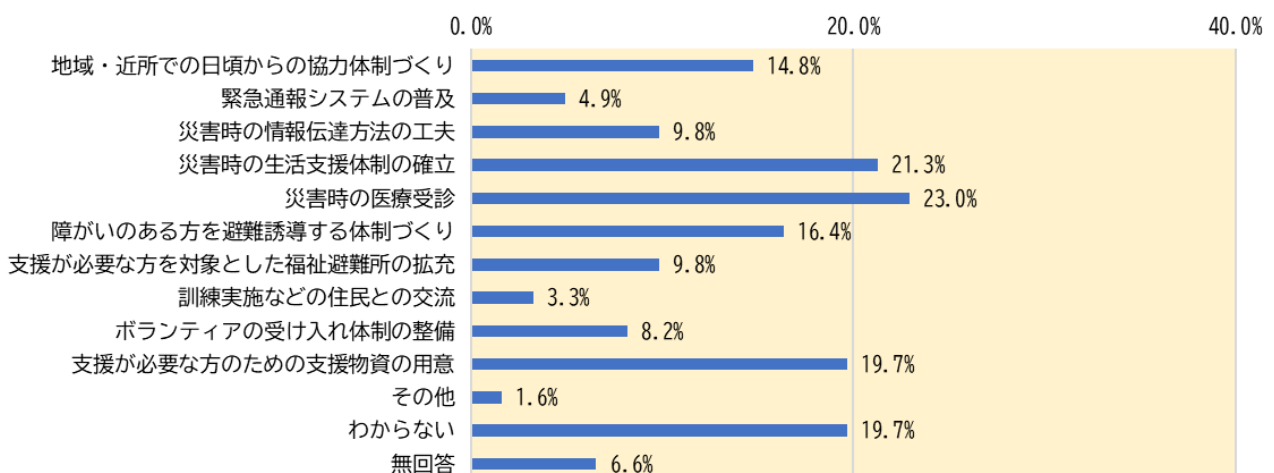
療育手帳所持者

N=155



精神障がい者保健福祉手帳所持者

N=61



8 療育・教育について

(2) 療育・教育で困っていること

【保護者の方におたずねします】

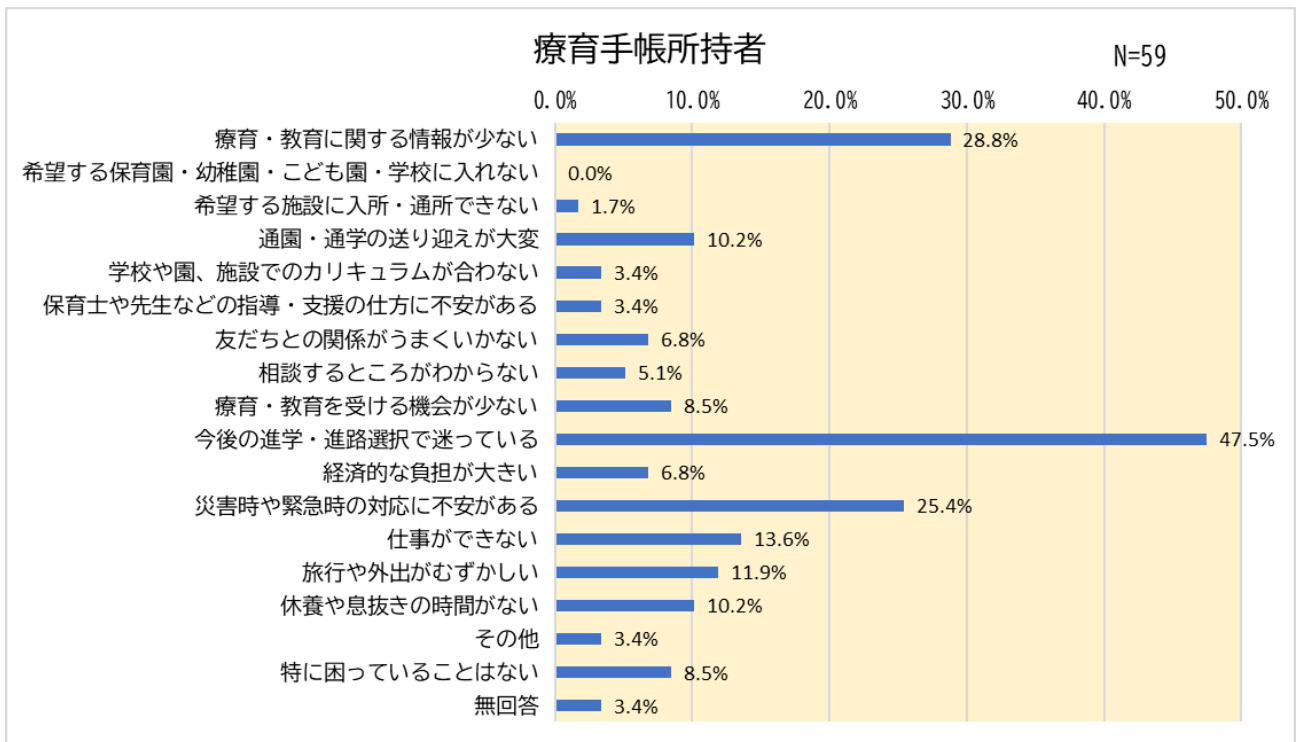
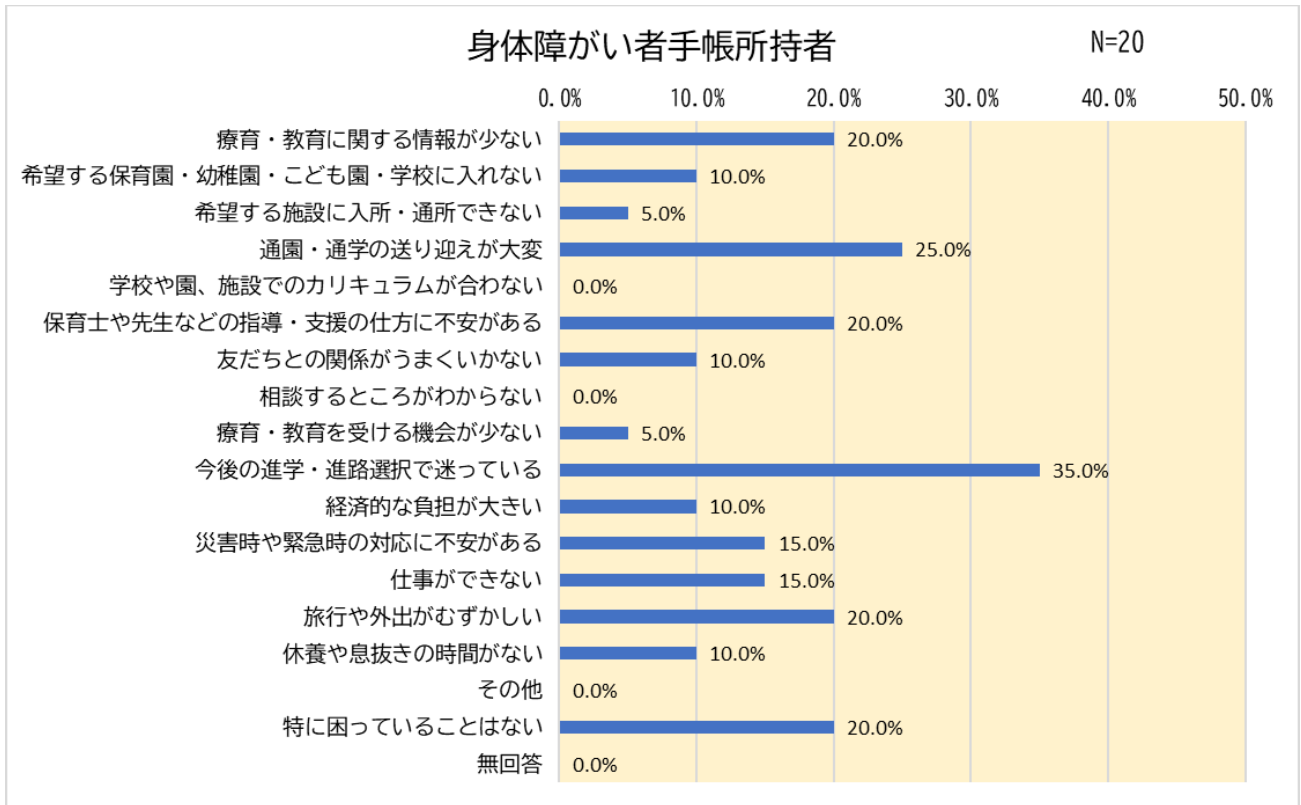
問22 お子様の療育・教育について困っていることはありますか。(〇は3つまで)

療育・教育で困っていることについては、全体では「今後の進学・進路選択で迷っている」が48.6%と最も多く、以下「療育・教育に関する情報が少ない」(29.2%)、「災害時や緊急時の対応に不安がある」(25.0%)、「通園・通学の送り迎えが大変」「仕事ができない」「旅行や外出がむずかしい」(ともに15.3%)などとなっている。

所持している手帳別でみると、身体障がい者手帳所持者は「今後の進学・進路選択で迷っている」が35.0%と最も多く、以下「通園・通学の送り迎えが大変」(25.0%)、「療育・教育に関する情報が少ない」「保育士や先生などの指導・支援の仕方に不安がある」、「旅行や外出がむずかしい」「特に困っていることはない」(ともに20.0%)などとなっている。

療育手帳所持者は「今後の進学・進路選択で迷っている」が47.5%と最も多く、以下「療育・教育に関する情報が少ない」(28.8%)、「災害時や緊急時の対応に不安がある」(25.4%)、「仕事ができない」(13.6%)などとなっている。

選択項目	回答数	構成比
療育・教育に関する情報が少ない	21人	29.2%
希望する保育園・幼稚園・こども園・学校に入れない	2人	2.8%
希望する施設に入所・通所できない	2人	2.8%
通園・通学の送り迎えが大変	11人	15.3%
学校や園、施設でのカリキュラムが合わない	2人	2.8%
保育士や先生などの指導・支援の仕方に不安がある	6人	8.3%
友だちとの関係がうまくいかない	6人	8.3%
相談するところがわからない	3人	4.2%
療育・教育を受ける機会が少ない	6人	8.3%
今後の進学・進路選択で迷っている	35人	48.6%
経済的な負担が大きい	6人	8.3%
災害時や緊急時の対応に不安がある	18人	25.0%
仕事ができない	11人	15.3%
旅行や外出がむずかしい	11人	15.3%
休養や息抜きの時間がない	8人	11.1%
その他	2人	2.8%
特に困っていることはない	9人	12.5%
無回答	2人	2.8%
調査数	72人	100.0%



※精神障がい者保健福祉手帳所持者については、該当者が0のため載せていない。

9 雇用・就労について

問25 あなたは、障がいのある方が働くためには、主にどのような環境が整っていることが大切だと思いますか。（〇は4つまで）

働くために必要な環境整備については、全体では「障がいの程度にあった仕事であること」が46.9%と最も多く、以下「雇う側や同僚が障がいを理解してくれること」（44.3%）、「働く時間や日数を調整できること」（40.3%）、「通勤・通所手段があること」（36.8%）、「職場により指導者や相談できる先輩がいること」（27.4%）などとなっている。

所持している手帳別で見ると、身体障がい者手帳所持者は「働く時間や日数を調整できること」が43.8%と最も多く、以下「雇う側や同僚が障がいを理解してくれること」（40.6%）、「障がいの程度にあった仕事であること」（35.9%）、「通勤・通所手段があること」「職場により指導者や相談できる先輩がいること」（ともに23.4%）などとなっている。

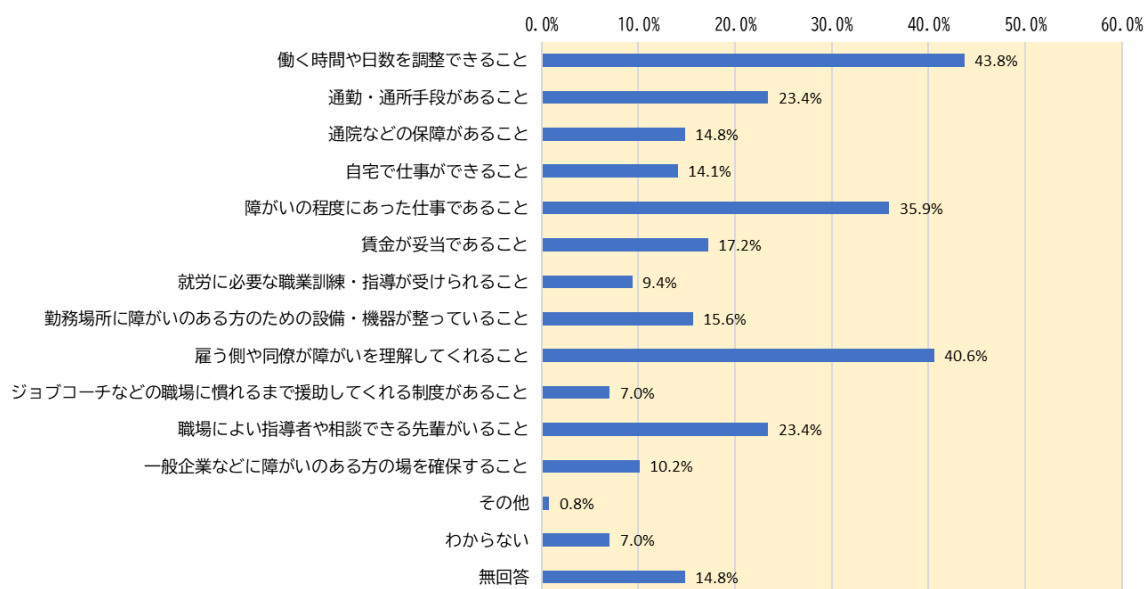
療育手帳所持者は「障がいの程度にあった仕事であること」が52.3%と最も多く、以下「通勤・通所手段があること」「雇う側や同僚が障がいを理解してくれること」（ともに43.2%）、「職場により指導者や相談できる先輩がいること」（28.4%）、「働く時間や日数を調整できること」（26.5%）などとなっている。

精神障がい者保健福祉手帳所持者は「働く時間や日数を調整できること」が50.8%と最も多く、以下「雇う側や同僚が障がいを理解してくれること」（34.4%）、「通勤・通所手段があること」「障がいの程度にあった仕事であること」（ともに32.8%）、「通院などの保障があること」（27.9%）などとなっている。

選択項目	回答数	構成比
働く時間や日数を調整できること	128人	40.3%
通勤・通所手段があること	117人	36.8%
通院などの保障があること	50人	15.7%
自宅で仕事ができること	31人	9.7%
障がいの程度にあった仕事であること	149人	46.9%
賃金が妥当であること	60人	18.9%
就労に必要な職業訓練・指導が受けられること	42人	13.2%
勤務場所に障がいのある方のための設備・機器が整っていること	32人	10.1%
雇う側や同僚が障がいを理解してくれること	141人	44.3%
ジョブコーチなどの職場に慣れるまで援助してくれる制度があること	32人	10.1%
職場により指導者や相談できる先輩がいること	87人	27.4%
一般企業などに障がいのある方の場を確保すること	43人	13.5%
その他	8人	2.5%
わからない	18人	5.7%
無回答	33人	10.4%
調査数	318人	100.0%

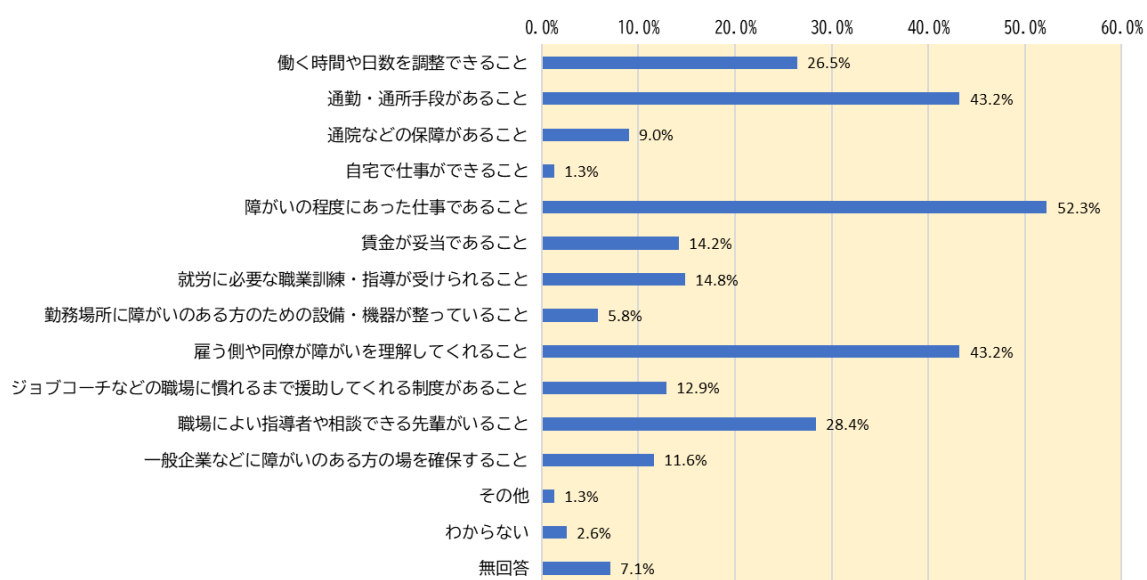
身体障がい者手帳所持者

N=128



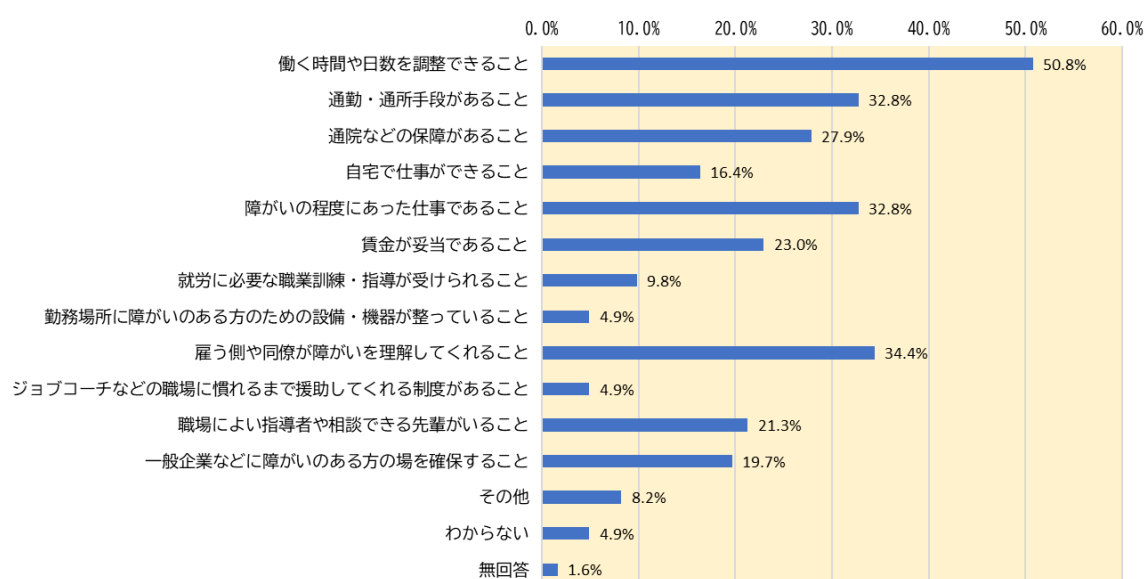
療育手帳所持者

N=155



精神障がい者保健福祉手帳所持者

N=61



10 権利擁護について

(1) 障がいがある方への理解が進んでいないと感じる行為

問26 障がいのあることで、差別や嫌な思いをする(した)ことがある場合、どのような場所、場面で嫌な思いをしましたか。(〇はいくつでも)

障がいのある方への理解が進んでいないと感じる行為については、全体では「外出中」が32.7%と最も多く、以下「学校・仕事場」(25.5%)、「余暇を楽しむとき」(15.7%)などとなっている。

所持している手帳別で見ると、身体障がい者手帳所持者は「外出中」が34.4%と最も多く、以下「学校・仕事場」(14.8%)、「病院などの医療機関」(13.3%)などとなっている。

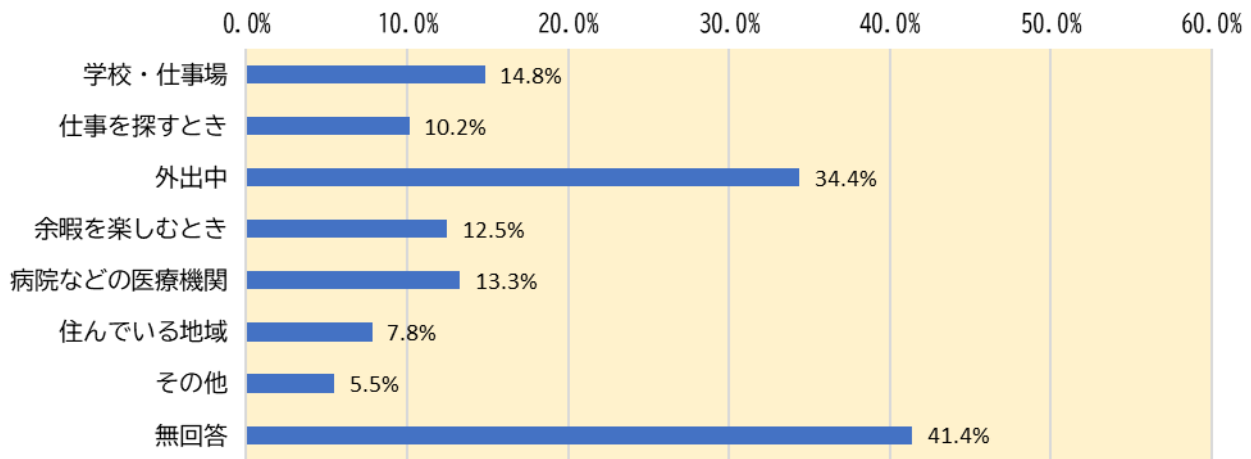
療育手帳所持者は「外出中」が29.7%と最も多く、以下「学校・仕事場」(28.4%)、「余暇を楽しむとき」(17.4%)などとなっている。

精神障がい者保健福祉手帳所持者は「学校・仕事場」が29.5%と最も多く、以下「仕事を探すとき」(24.6%)、「住んでいる地域」(21.3%)などとなっている。

選択項目	回答数	構成比
学校・仕事場	81人	25.5%
仕事を探すとき	40人	12.6%
外出中	104人	32.7%
余暇を楽しむとき	50人	15.7%
病院などの医療機関	37人	11.6%
住んでいる地域	38人	11.9%
その他	18人	5.7%
無回答	110人	34.6%
調査数	318人	100.0%

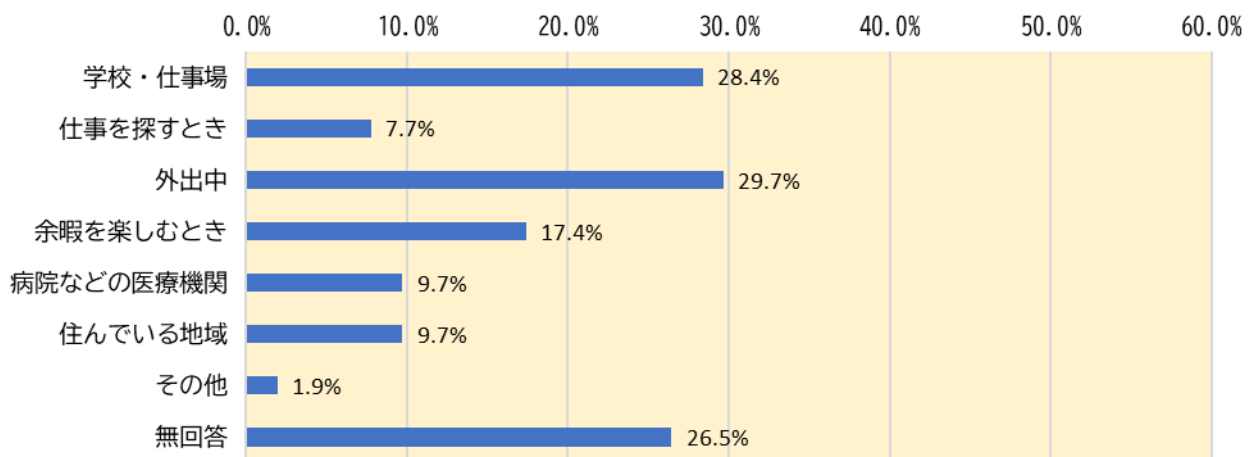
身体障がい者手帳所持者

N=128



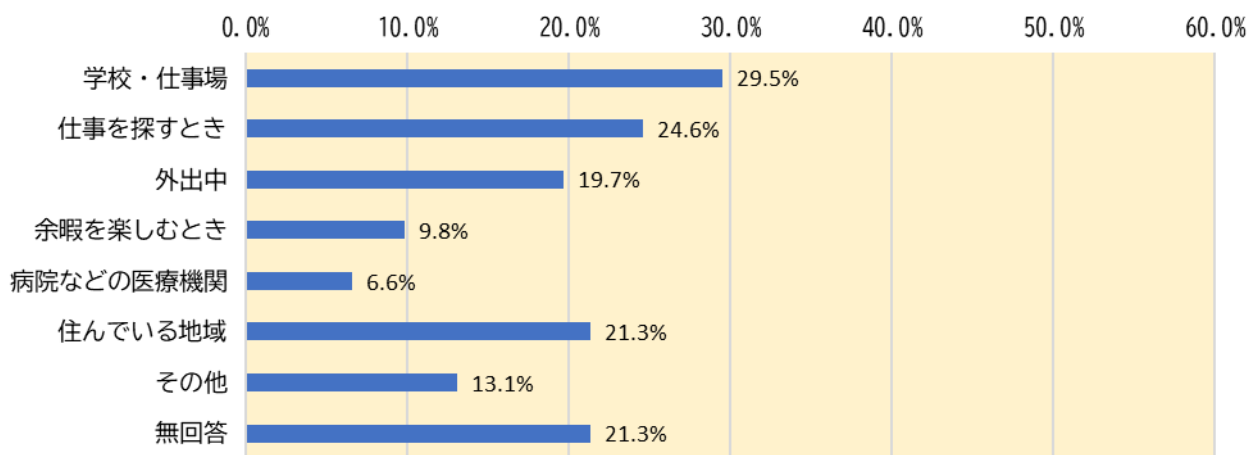
療育手帳所持者

N=155



精神障がい者保健福祉手帳所持者

N=61



1 1 障がい福祉に関する施策について

(1) 障がい福祉事業への要望

問28 あなたは、障がいのある方が安心して暮らしていくために、どのようなことが必要だと思いますか。(〇は5つまで)

障がい福祉事業への要望については、全体では「手当・年金などの経済的な支援の充実」が51.6%と最も多く、以下「障がいのある方が住みやすい住宅の確保や整備」(25.2%)、「相談体制の整備」(24.8%)、「地域で障がいのある方を支えていく体制づくり」(23.6%)、「一般就労・福祉的就労への支援」「差別解消の推進」(ともに23.0%)などとなっている。

所持している手帳別でみると、いずれも「手当・年金などの経済的な支援の充実」が最も多く、特に身体障がい者手帳所持者は51.6%、精神障がい者保健福祉手帳所持者は62.3%と半数以上を占めている。

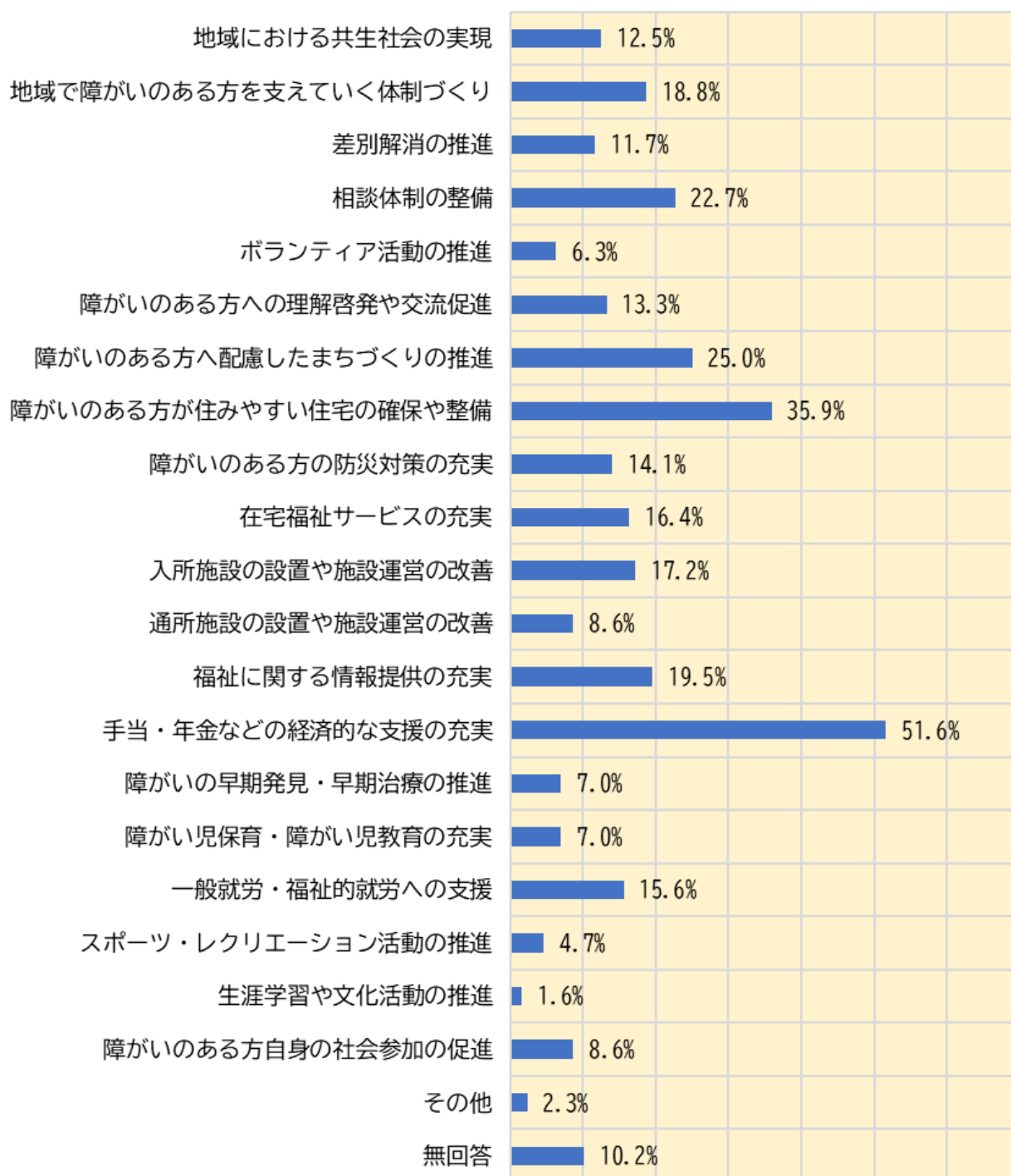
身体障がい者手帳所持者は「障がいのある方が住みやすい住宅の確保や整備」(35.9%)、「障がいのある方へ配慮したまちづくりの推進」(25.0%)、療育手帳所持者は「一般就労・福祉的就労への支援」(25.2%)、精神障がい者保健福祉手帳所持者は「差別解消の推進」(31.3%)などがほかの手帳所持者に比べて多くなっている。

選択項目	回答数	構成比
地域における共生社会の実現	45人	14.2%
地域で障がいのある方を支えていく体制づくり	75人	23.6%
差別解消の推進	73人	23.0%
相談体制の整備	79人	24.8%
ボランティア活動の推進	15人	4.7%
障がいのある方への理解啓発や交流促進	68人	21.4%
障がいのある方へ配慮したまちづくりの推進	59人	18.6%
障がいのある方が住みやすい住宅の確保や整備	80人	25.2%
障がいのある方の防災対策の充実	45人	14.2%
在宅福祉サービスの充実	39人	12.3%
入所施設の設置や施設運営の改善	64人	20.1%
通所施設の設置や施設運営の改善	42人	13.2%
福祉に関する情報提供の充実	52人	16.4%
手当・年金などの経済的な支援の充実	164人	51.6%
障がいの早期発見・早期治療の推進	26人	8.2%
障がい児保育・障がい児教育の充実	35人	11.0%
一般就労・福祉的就労への支援	73人	23.0%
スポーツ・レクリエーション活動の推進	12人	3.8%
生涯学習や文化活動の推進	7人	2.2%
障がいのある方自身の社会参加の促進	43人	13.5%
その他	7人	2.2%
無回答	28人	8.8%
調査数	318人	100.0%

身体障がい者手帳所持者

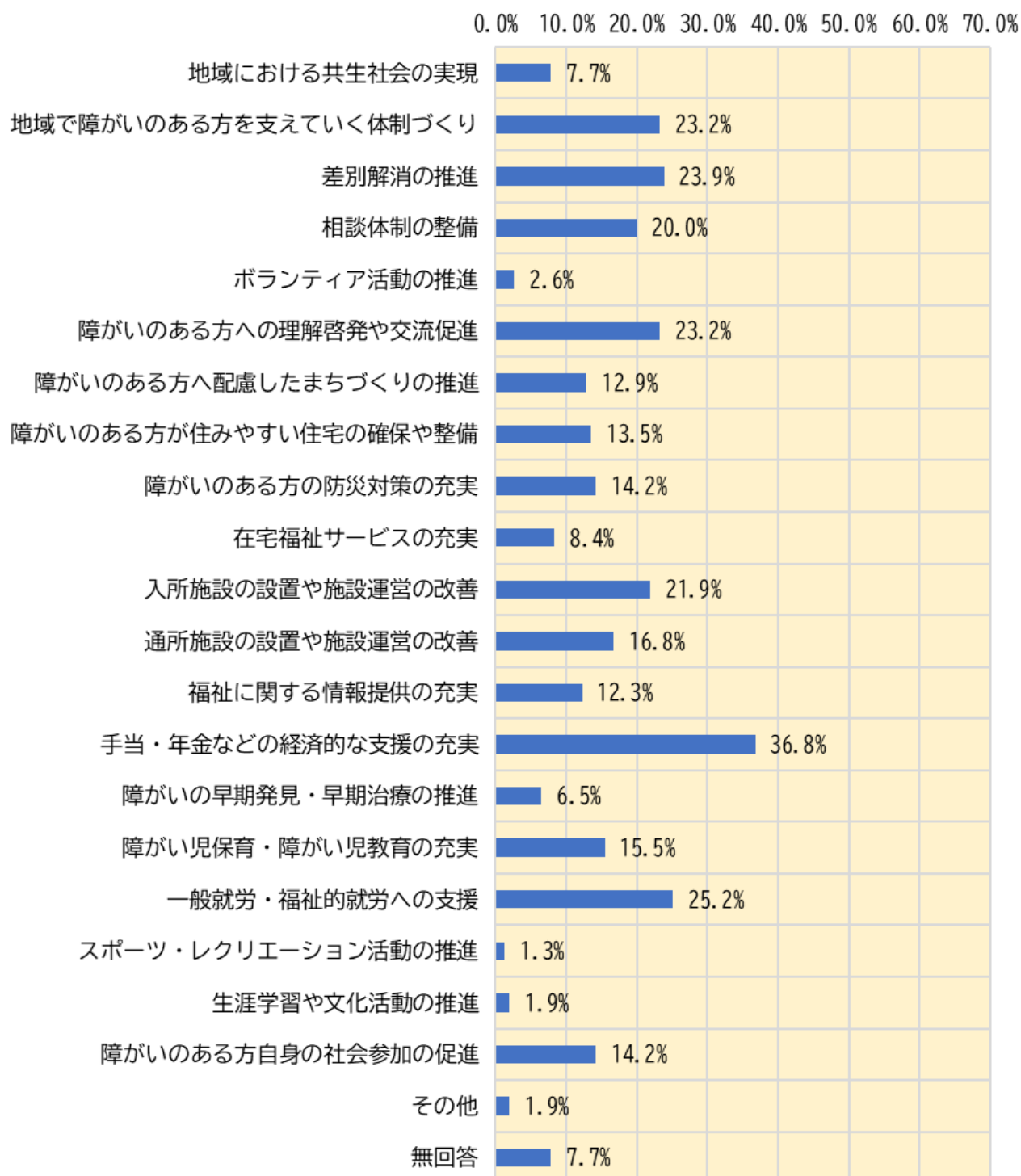
N=128

0.0% 10.0% 20.0% 30.0% 40.0% 50.0% 60.0% 70.0%



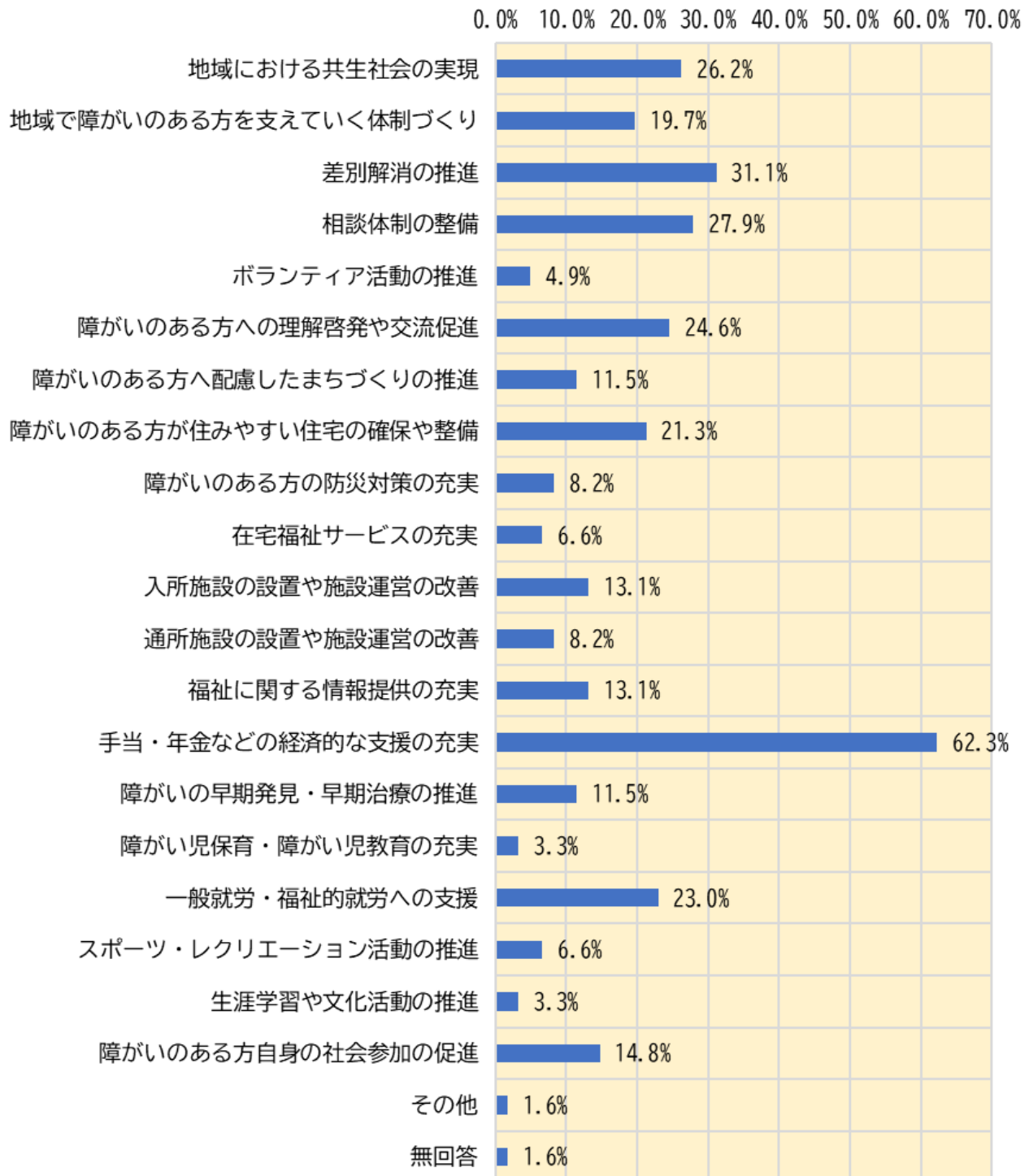
療育手帳所持者

N=155



精神障がい者保健福祉手帳所持者

N=61



第4次障がい者計画
第7期障がい福祉計画
第3期障がい児福祉計画

令和6年度～令和11年度

令和6年3月発行

[編集発行] 大仙市健康福祉部社会福祉課

〒014-8601 秋田県大仙市大曲花園町1番1号

TEL 0187-63-1111 FAX 0187-63-8811

<https://www.city.daisen.lg.jp/>